

第五次美浜町 総合振興計画

—後期基本計画—

5th MIHAMA TOWN
comprehensive promotion plan

ごあいさつ

本町では、第五次美浜町総合振興計画の将来像である「みんなで 創り 絆ぎ 集う 美し美浜」を指針としてまちづくりの取り組みを着実に進めて参りました。

本計画の前期基本計画が令和2年度をもって最終年度になることから、これまでの取り組みを評価しつつ、地域社会を取り巻く状況を踏まえ、より機動的な計画となるよう、基本施策の見直しや数値目標を新たに設定し後期基本計画として策定いたしました。

また、後期基本計画では限りある人員や予算等を集中させながら、効率的・効果的に施策の実現を図るべく、主要施策の中から優先して取り組むべき施策を絞り込み、具体的キーワードをもってその方向性を明確にし後期5年間に於いて集中的に取り組むこととしております。

さらには、持続可能なまちづくりの取り組みを推進するにあたり、「SDGs」の視点を取り入れた目標設定を行っています。

今後はこの計画を基に、町民一人ひとりがまちづくりに参画できるよう、あらゆる機会を捉え、町の課題や目指すべき方向性を町民の皆さんや地域、団体、事業者の皆さんと共有するとともに、進捗状況や達成状況等を客観的に点検・評価し、町民の皆さんに分かりやすく情報提供を行っていきます。

結びに、本計画の策定にあたり御指導、御協力を賜りました多くの皆様に心から敬意と感謝を表しますとともに、まちづくりへの積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

美浜町長

戸嶋 秀樹



目次

第1部 はじめに

第1章 計画策定にあたって	2
第2章 本町の概要	4
第3章 本町を取り巻く環境変化（時代の潮流）	8
第4章 町民の意識	12
第5章 まちづくりの課題	17

第2部 基本構想

第1章 基本理念	20
第2章 まちの将来像	21
第3章 基本目標	21

第3部 後期基本計画

施策体系	24
優先施策	26

基本目標1 未来をひらき人と文化を育む まち

1-1 生涯学習の推進	30
1-2 学校教育の充実	33
1-3 社会教育の充実	36
1-4 生涯スポーツの推進	38
1-5 町民文化の創造	40
1-6 歴史文化の伝承	43

基本目標2 健やかでめくもりのある まち

2-1 地域福祉の推進	48
2-2 児童福祉の充実	51
2-3 高齢者福祉の充実	54
2-4 障がい者（児）福祉の充実	57
2-5 健康づくりの啓発と推進	59
2-6 地域医療対策の推進	62
2-7 医療保険事業の適正な運営	64

基本目標3 活気とにぎわいのあるまち

3-1 農業の振興	68
3-2 林業の振興	70
3-3 水産業の振興	72
3-4 商工業の振興	74
3-5 観光の振興	76
3-6 産業振興によるにぎわい創出	79
3-7 エネルギー施策と地域振興	81

基本目標4 豊かな自然環境と心安らぐまち

4-1 自然環境の保全・創造	84
4-2 調和のとれた都市計画の推進	86

基本目標5 快適で安全安心なまち

5-1 道路・交通体系の確立	90
5-2 水道・下水道の整備	93
5-3 町土保全対策の推進	95
5-4 定住・空き家対策の推進	97
5-5 快適な生活環境の推進	99
5-6 消費者保護対策の推進	101
5-7 交通安全・防犯対策の推進	103
5-8 防災体制の充実	105
5-9 原子力安全確保対策の推進	107

基本目標6 みんなで築く協働のまち

6-1 人権尊重への取り組み	110
6-2 男女共同参画社会のさらなる推進	112
6-3 国際交流社会の推進	114
6-4 地域情報化社会の推進	116
6-5 みんなで築くまちづくりの推進	118
6-6 健全な行財政運営の推進	120
6-7 広域的な連携	122

I

はじめに

1. 計画策定にあたって
2. 本町の概要
3. 本町を取り巻く環境変化
(時代の潮流)
4. 町民の意識
5. まちづくりの課題

01 第1章 ▶ 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

美浜町（以下、本町という。）は、町政の最上位計画として、平成28年度を初年度とする「第五次美浜町総合振興計画」を策定しました。10年間を計画期間とする基本構想では、「みんなで 創り 絆ぎ 集う 美し美浜」を将来像とし、分野ごとに6つの基本目標を定めています。また、基本構想の実現に向け、前半5年間の具体的な施策を示す前期基本計画を策定し、計画に基づいた取り組みを町民とともに進めてきました。

この間、少子高齢化のさらなる進行に加え、社会経済を取り巻く環境の変化や情報通信技術の発達・普及、安全・安心や人権、環境問題等への意識の一層の高まり、価値観の多様化など、まちづくりの背景は大きく変化し、あらゆる分野の施策推進に大きな影響をもたらしています。

特に、人口減少や少子高齢化に対応していくために、若者の定住・移住の促進や少子化対策、超高齢社会への対応などが喫緊の課題となっているほか、国際化・情報化社会の進展に対応していくことは、地域の活性化を図る上で不可欠な要素になっています。

さらに、全国で進められている地方創生の動きは、それぞれが持つ強みを活かした地域間競争の様相を呈しており、自治体の創意工夫と地域の力が試されています。

こうした中、前期基本計画が令和2年度をもって最終年度となったことから、これまでの取り組みを評価しつつ、地域社会を取り巻く変化を踏まえ、効果的かつ総合的な施策を推進するため、ここに「第五次美浜町総合振興計画」（以下、「本計画」という）のうち、基本計画部分を見直し、後期基本計画として策定するものです。

2 計画の位置付け・役割

本計画は、町政における最上位計画として位置づけられ、本町が目指すまちづくりの方向性を示す指針となります。

また、各分野における個別計画に方向性を与えるとともに、「第2期美浜創生総合戦略」との整合性を図り、より戦略的で効果的な施策を推進するための計画です。

さらに、本計画を町内外に示すことにより、本町が目指すべき方向性及び抱える地域課題を町全体で共有し、多様な主体の力を結集して協働・連携によるまちづくりを推進するための共通目標とするとともに、本町の魅力的なまちづくりをPRするためのプロモーションとしての役割を果たします。

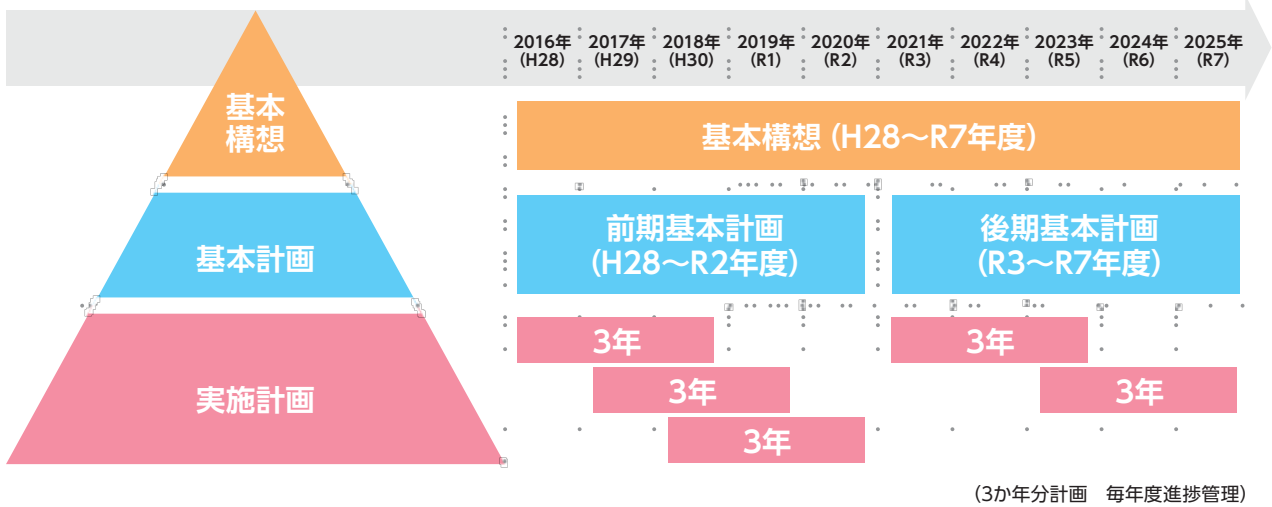
3

計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」により構成します。

計画期間は、基本構想が10年、基本計画が5年、実施計画が3年とし、後期基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

- 基本構想** 町の将来像やまちづくりの基本的な方向性を示すもの
- 基本計画** 基本構想を実現するための基本施策を分野別に体系的に示すもの
- 実施計画** 基本計画に基づく具体的な事務事業等を示し、予算編成の指針となるもの

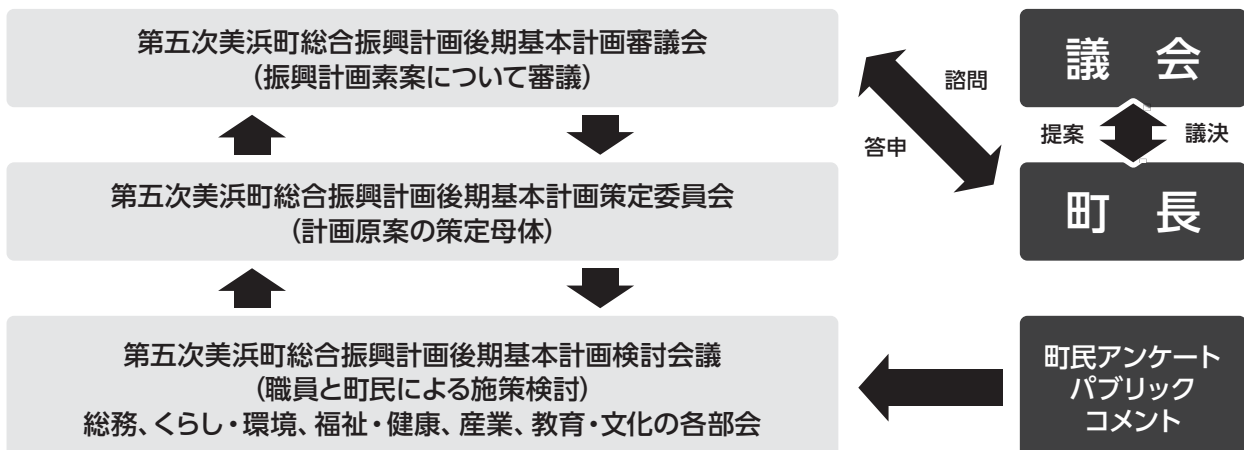


4

計画の策定体制

本計画は、町議会議員や各種団体等の代表で構成された審議会をはじめ、副町長を委員長とした総合的な調整を行う策定委員会、各種団体所属の町民及び町職員で構成され各分野の部会に分かれて施策を検討する検討会議により原案を作成しました。

計画の策定にあたっては、審議会で原案をとりまとめ、町長が答申を受けた後、町議会に諮り、本計画を策定しました。



はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

02 第2章 ▶ 本町の概要

1 位置・地勢

本町は、福井県の南西部に位置し、東西約19km、南北約27km、総面積152.35km²の広がりをもつ町で、東は敦賀市、西は若狭町、南は滋賀県高島市、北は若狭湾に面しています。

南に標高900m前後の山地を控え、町域の約8割を占める豊かな森林から流れる耳川の流域にのどかな田園風景が広がり、北は若狭湾国定公園である若狭湾に接し、東の敦賀半島には、日本の水浴場八十八選にも選ばれた「水晶浜」、西は「名勝三方五湖」で知られる久々子湖、日向湖があり、海・山・川・湖の変化に富んだ自然景観に恵まれています。

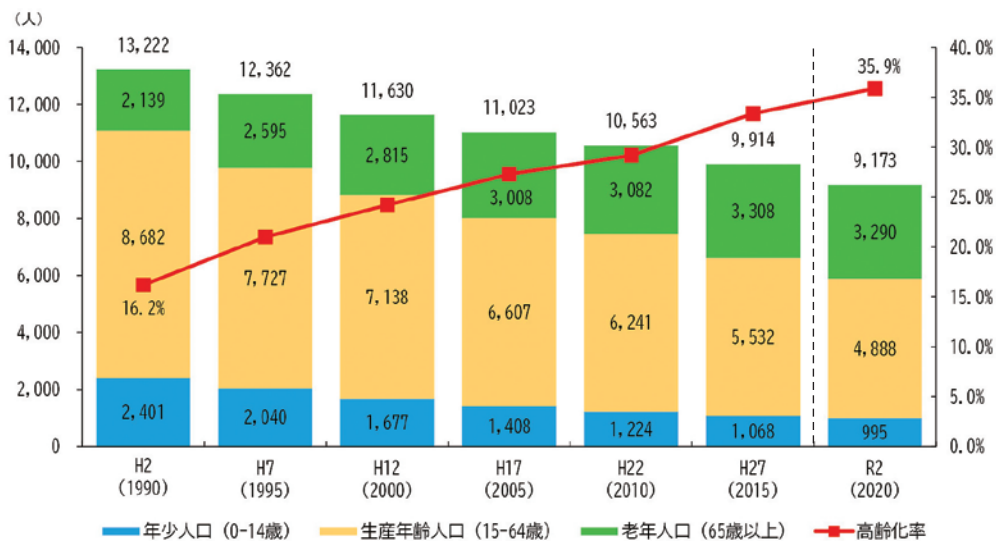
2 人口

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は平成2年（1990年）以降、一貫して減少し続けており、令和2年（2020年）10月1日現在で9,173人となっています。

年齢3区分別にみると、老年人口は平成27年（2015年）までの増加傾向から令和2年（2020年）には減少に転じていますが、高齢化率は年々増加し、令和2年（2020年）には35.9%まで上昇しています。年少人口及び生産年齢人口はともに大きく減少していますが、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の年少人口の割合は横ばいとなっています。

■ 総人口・年齢3区分別人口、高齢化率の推移



	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)
年少人口(0～14歳)	18.2%	16.5%	14.4%	12.8%	11.6%	10.8%	10.8%
生産年齢人口(15～64歳)	65.7%	62.5%	61.4%	59.9%	59.1%	55.8%	53.3%
老年人口(65歳以上)	16.2%	21.0%	24.2%	27.3%	29.2%	33.4%	35.9%

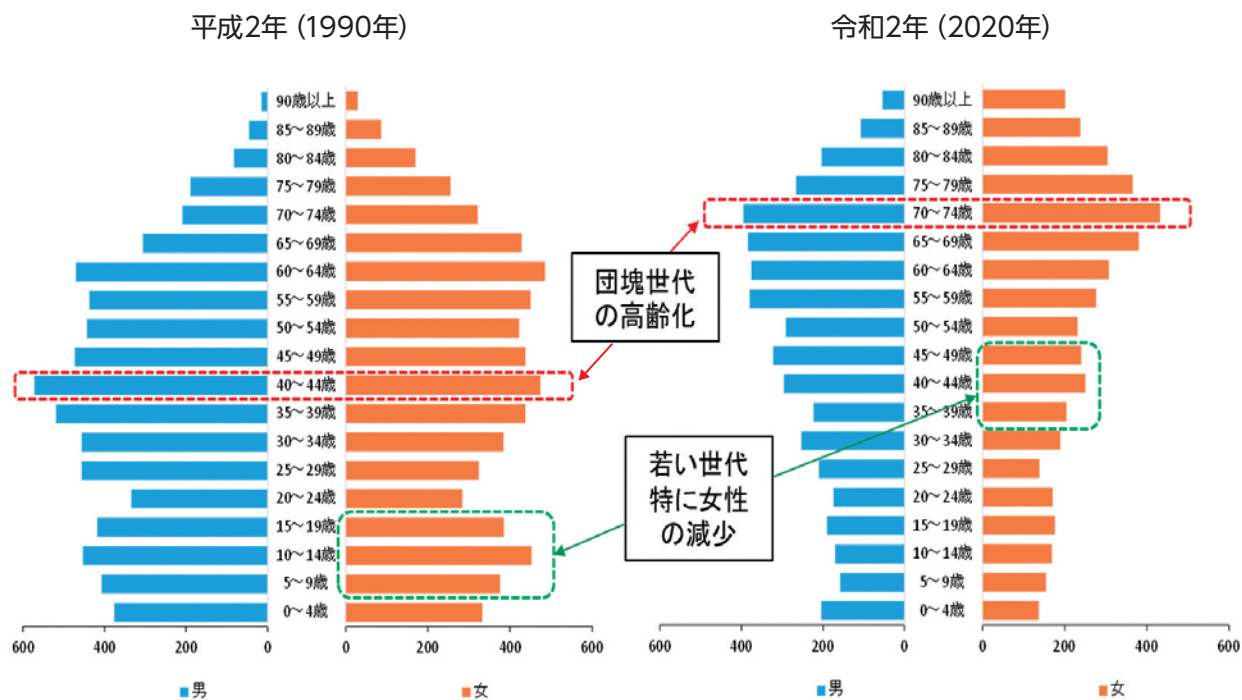
出典：H2年～H27年は国勢調査、R2年は福井県推計人口準拠

(2)人口ピラミッドの変化

平成2年（1990年）と令和2年（2020年）の性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）を比較すると、いわゆる団塊の世代が高齢者となり、75歳以上の後期高齢者も増加する一方、49歳以下で細くなっています。

また、平成2年（1990年）における5～19歳女性が30年後に35～49歳女性となる令和2年（2020年）には大きく減少しており、この30年間で若い女性の多くが町外に転出している状況がうかがえます。

■性別・5歳階級別人口の変化



出典：H2は国勢調査、R2は福井県推計人口準拠

3

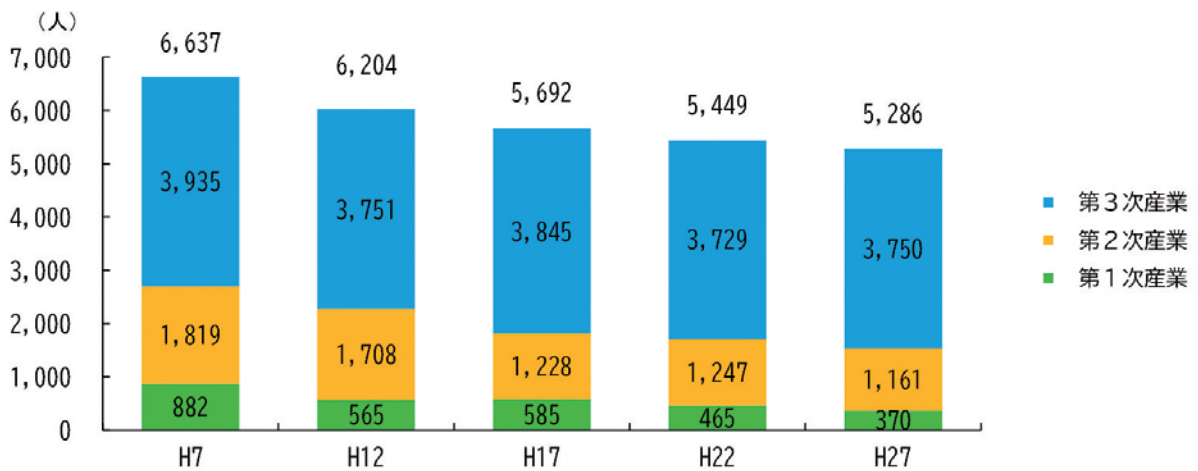
産業構造

国勢調査によると人口の減少等に伴い、本町の就業者数は減少傾向にあります。産業別にみると、第1次産業及び第2次産業は減少していますが、第3次産業は平成12年に減少した後、概ね横ばいで推移しています。

産業別の就業者数をみると、男性では「電気・ガス・熱供給・水道業」、「建設業」で多く、女性では「医療・福祉」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」で多くなっています。

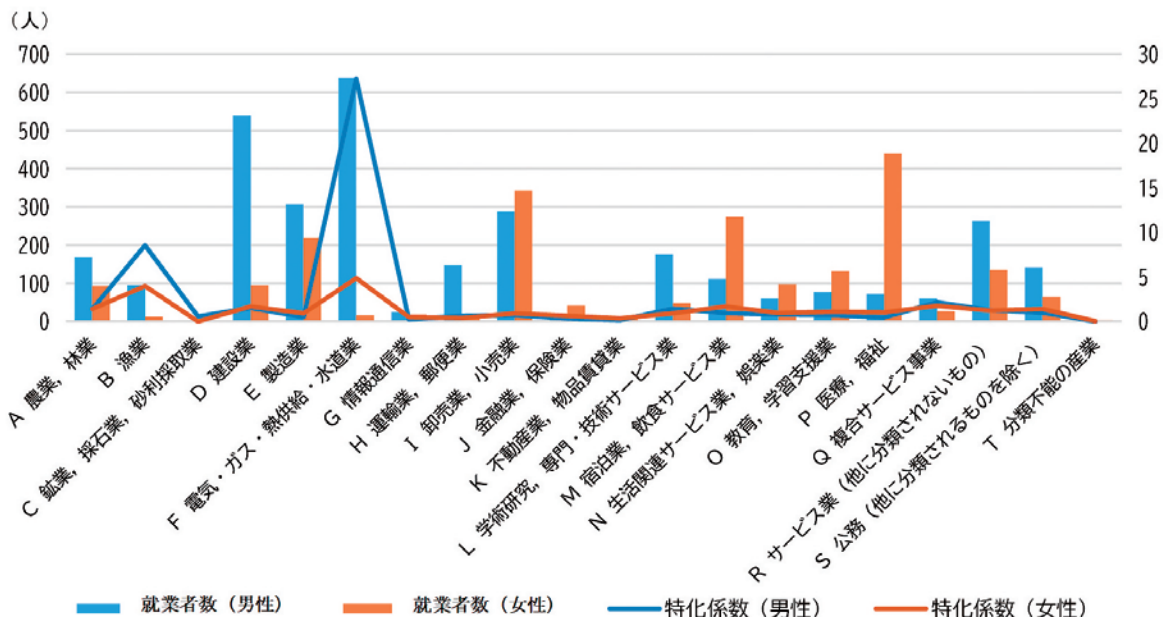
産業別構成比を全国と比較した特化係数をみると、男女とも「電気・ガス・熱供給・水道業」、「漁業」が高く、特に男性で顕著となっています。

■産業別就業者数の推移



出典：国勢調査

■産業別就業者数及び特化係数



出典：国勢調査(平成27年)

(1) 道路・公共交通

本町の主要幹線道路である舞鶴若狭自動車道が平成26年7月に全線開通し、また、これに先立ち、接続する国道27号美浜東バイパスが4車線化したことにより、近畿・東海・北陸をつなぐ大環状ネットワークが形成されています。また、今後予定されている北陸新幹線金沢・敦賀駅間の開業により、観光面での利用拡大など、地域経済の活性化が期待されます。

このほか、公共交通では、敦賀市と京都府舞鶴市を結ぶJR小浜線が東西を横断する形で運行されており、町内には美浜駅、東美浜駅が設置されています。また、福井鉄道の路線バス（若狭線、菅浜線）は敦賀市から美浜駅や丹生方面に運行されているほか、JR小浜線や路線バスを補完するものとしてコミュニティバスを運行し、利用者の利便性向上を図っています。

(2) 教育・文化・スポーツ施設

本町には、町立小学校が3校、町立中学校が1校、県立高等学校が1校、県立特別支援学校が1校及び若狭医療福祉専門学校が設置されています。

生涯学習の拠点として、生涯学習センター「なびあす」、美浜町立図書館が設置されているほか、平成28年度より町内4地区に公民館を設け運営しています。また、美浜町エネルギー環境教育体験館「きいぱす」では、エネルギー環境教育に特化した体験型教育を実施しています。

文化施設では、戦国時代の山城である国吉城址とその城下町の歴史的な町並みを紹介する「若狭国吉城歴史資料館」が平成21年度に、美浜町の歴史文化に関する展示公開、調査研究等を行っている「美浜町歴史文化館」が平成28年度に開館しています。

スポーツ施設では、体育館や野球場、多目的広場、テニスコート等が配置されている美浜町総合運動公園や屋内ゲートボール場等が設置されています。また、久々子湖には、県立のボートコースが設置され、国体等で活用されているほか、町民レガッタが開催されるなど、「ボートのまち美浜」の拠点施設となっています。

(3) 医療・健康・福祉施設

本町には、町立の医療機関として、東部診療所、丹生診療所の2か所が設置されており、内科等を中心とした初期診療が行われています。また、二次医療圏として嶺南医療圏（敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町）に属し、関係機関と連携しながら、一般的な入院・治療等を行っています。

健康づくりの拠点施設として、食をテーマとした健康薬膳拠点施設「こるぱ」や健康福祉サービスや様々な交流の場を提供する美浜町保健福祉センター「はあとぴあ」が設置されています。

子育て支援施設では、公立保育園が3か所設置されているほか、令和2年度より「子育て支援センター」を「子ども・子育てサポートセンター」として開所し、妊娠・出産から子育て期にわたる相談支援を行っています。

(4) 住宅・公園・緑地

本町では定住促進を図るため「美浜東『美し野』ニュータウン」を整備し、分譲地として販売しており、令和2年12月現在で、全57区画中51区画が分譲済みとなっています。

国指定の名勝であり若狭湾国定公園に属する三方五湖の一角をなす久々子湖の湖岸及び後背地には、美浜町総合運動公園、水神公園、寺山公園及び嶽山などの公園緑地が設けられています。

03 第3章 ▶ 本町を取り巻く環境変化(時代の潮流)

1 少子高齢化・人口減少の進行

全国的に人口減少・少子高齢化が進行し、今後も加速すると予想されており、地域社会や経済活動の担い手不足、社会保障費の増大等の影響が懸念されています。また、東京圏への人口集中が進み、地方の活力が失われることへの危機感から、国を挙げて地方創生に力を入れています。

地域の特性を活かした創意工夫のもと、移住・定住の促進に加え、「交流人口」や「関係人口」の拡大など、人口減少時代に対応した活力の維持に取り組むとともに、人口構造の変化への対応が求められています。

本町では、平成27年度に「美浜創生総合戦略」を作成し、2040年の目標人口を7,900人と定めて、若者の移住定住促進や魅力ある産業振興、希望する結婚・出産・子育ての実現に向けた支援の充実等に取り組んでいますが、当初の想定をさらに下回る減少が見込まれており、人口減少対策は、本町のまちづくりにおける最重要課題のひとつとなっています。

2 情報通信技術の発達と Society5.0 の到来

情報通信技術の発達とスマートフォンやタブレット端末の普及は、消費生活やコミュニケーションの在り方に変化をもたらし、高い利便性が得られる一方で、さまざまなトラブルに巻き込まれるリスクも増大しています。

また、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）、ビッグデータを活用した付加価値の創造や生産性の向上、市場開拓等が注目されています。こうした動きは「第4次産業革命」と呼ばれ、生産、販売、消費といった経済活動だけでなく、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも影響を与えています。

これからのまちづくりにおいても、例えば自動運転による公共交通の確保や遠隔による医療受診、ひとり暮らし高齢者の見守り、災害発生時におけるドローン等の活用による情報収集や物資輸送、都市圏企業・大学等へのテレワーク勤務・オンライン受講など、先端技術を活用した地域課題の解決が期待されます。

3 社会経済活動のグローバル化と転換点

社会経済活動は急速にグローバル化してきており、世界市場を見据えた経済活動が求められるとともに、地域経済は世界情勢の変化に大きく影響される時代となっています。インバウンド政策の推進等により外国人観光客が急速に増加し、また、海外での需要喚起や販路拡大に取り組む動きが活発化しています。

労働環境面では、人材不足が顕在化する中、労働力の確保と労働生産性の向上が課題となっており、外国人就労制度の見直しによる受入れ拡大とともに、長時間労働の改善や正規雇用と非正規雇用の格差

是正、女性や高齢者の就労促進といった「働き方改革」が進められています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴って人々の移動や経済活動は大きく制限され、特に観光や外食産業は大きな打撃を受けています。一方で、これを機にテレワークが普及し、また、新しい日常、新しいスタイルでの事業展開が模索されはじめるなど、経済活動におけるひとつの転換点となっています。

4 環境問題・エネルギー政策の重要性の高まり

世界における経済活動の拡大等により、地球温暖化が進行し、また、自然環境や生態系が損なわれることが懸念されています。政府では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）にする政策目標を表明する等、低炭素社会の構築や自然との共生等、環境問題は世界的規模で取り組むべき課題となっています。

企業活動では環境負荷の軽減に向けた取り組みが評価され、個々の生活においても、省エネやリサイクルをはじめとした3R活動の推進など、環境にやさしい取り組みが進められています。加えて、東日本大震災における原発事故を契機にエネルギーに対する関心が高まっており、再生可能エネルギーの普及拡大が進められています。

本町には、関西電力株式会社的美浜発電所が3基立地し、1970年に1号機が運転開始して以来、原子力発電所とともにまちづくりが進められてきました。しかしながら、2011年3月に発生した東日本大震災を受けて、新たな原子力規制基準が施行され、1・2号機は廃止措置中、3号機は安全確保に向けた工事が進められており、地域経済にも少なからず影響しています。これからもエネルギーと生きるまちとして、再生可能エネルギーの利活用も含め、長期的なビジョンに基づいた施策推進が求められています。

5 安全・安心への関心の高まりとコミュニティの再評価

東日本大震災をはじめ、近年の台風や集中豪雨、大雪など自然災害による甚大な被害が重なり、人々の災害に対する不安や防災に対する意識は高まっています。また、虐待や暴力、いじめなど、人権や生命を脅かす事件が多発しているほか、消費生活におけるトラブル、SNSを介した犯罪等、社会環境の変化に伴う新たな社会問題等も発生しており、安全・安心の確保がまちづくりの大きな課題となっています。

こうした状況において、限りある地域資源の中で、すべての町民の安全・安心の確保を図っていくためには、行政による取り組みに加え、地域全体で見守り、支え合う社会づくりや自らの安全を自らが守るための活動を担うコミュニティの再構築が重要視されています。

6

多様性を認め合い、人権を尊重する社会

一人ひとりがおもつ価値観が多様化し、これに伴って、就労形態や暮らし方、家族の在り方やコミュニケーション等、あらゆる場面で変化をもたらしています。また、地域や民族、性別・SOGI（性的指向・性自認）、障がいの有無等による違いを認め合う社会が求められています。

多様な生き方の実現を後押しし、共に生きていくことができる社会を実現するとともに、多世代、異文化、異業種の交流やつながりから新しい価値や発想を生み出すための取り組みが進められています。

7

持続可能なまちづくりとSDGs

人口減少や地方経済の停滞等に伴う税収の減少や、高齢化の進行等による社会保障費の増大に加え、高度経済成長期以降に整備された社会インフラ施設の老朽化への対応など、地方財政は一層厳しさを増すことが予想されており、地域の強みと資源を有効活用した持続可能な行財政運営が不可欠になっています。

日本では、2016年12月に国がSDGs実施指針を策定し、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

また、福井県では2020年7月にSDGsの理念に基づき、持続可能な地域・社会づくりを全県一体となって進めるため、県内の企業や団体、教育・研究機関、NPO、自治体など多様な主体が参画する官民連携プラットフォーム「福井県SDGsパートナーシップ会議」を創設し、ふくいSDGsパートナー活動コンセプト「未来のために。～次の世代に選ばれる福井へ～」に賛同する団体を募集・登録しています。町としても、2020年10月にふくいSDGsパートナーとして登録し、活動コンセプト・テーマに沿った取り組みを実施しております。

引き続き、持続可能なまちづくりや地域活性化などの取り組みを推進するにあたり、SDGsの理念に沿って進めることにより、施策全体の最適化や課題解決を加速させる等の効果が期待でき、地方創生の取り組みの一層の充実・深化につなげることができるということから広くSDGsの活動を推進していきます。

そこで、第五次総合振興計画（後期基本計画）では、新たなにSDGsの視点を取り入れることとし、各施策がSDGsの様々な目標に結びついていることを示すため、17の目標のアイコンを使って表示します。

【参考】SDGsとは

SDGs(エスディーゼズ)とは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を目指すため2030年までに達成すべき17の目標で構成されています。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、国際機関や政府、企業はじめ全ての人々がそれぞれの立場から行動することが求められているSDGsは、いま世界各国で取り組みが広がっています。

○17のゴール



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2. 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14. 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17. パートナースhipで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

04 第4章 ▶ 町民の意識

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

1 アンケート調査の実施概要

美浜町第五次総合振興計画の後期基本計画を策定するにあたり、町民及び本町からの転出者に対してアンケート調査を実施しました。

実施概要は以下のとおりです。

町民アンケート調査	調査対象	令和元年6月時点で満18歳以上の町民2,000人（無作為抽出）
	調査期間	令和元年8月28日～令和元年9月13日
	調査方法	郵送配付・回収
	配付・回収	配付数：2,000票、回収数：885票、回収率：44.3%
転出者アンケート調査	調査対象	平成26年4月1日から令和元年9月30日の5年間に美浜町内から転出した満18歳以上49歳以下の500人（無作為抽出）
	調査期間	令和元年10月15日～令和元年10月31日
	調査方法	郵送配付・回収
	配付・回収	配付数：500票、回収数：113票、回収率：22.6%

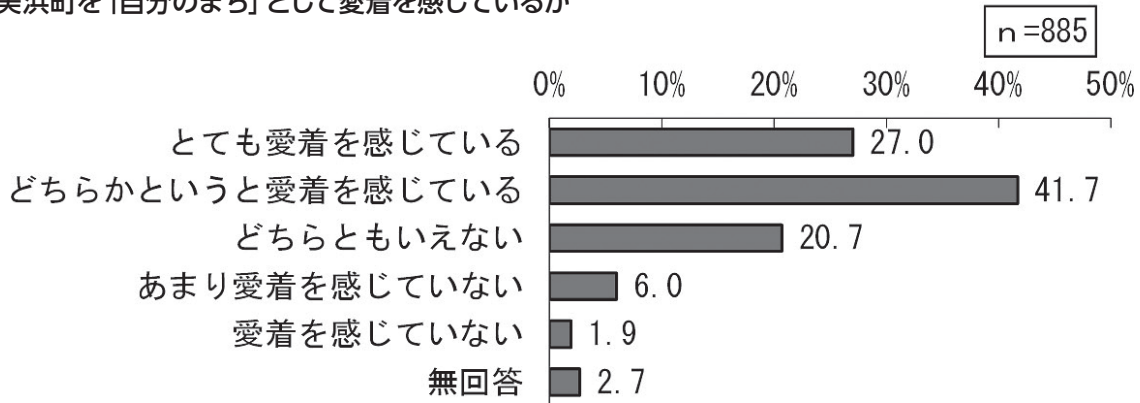
2 町民アンケートの結果概要

(1) 町への愛着と定住意向

本町への愛着について、「とても愛着を感じている」と「どちらかという愛着を感じている」を合わせると、約7割の人が愛着を感じていると回答し、これからも本町に住みたいかどうかについて、6割以上の人が「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」と回答しています。

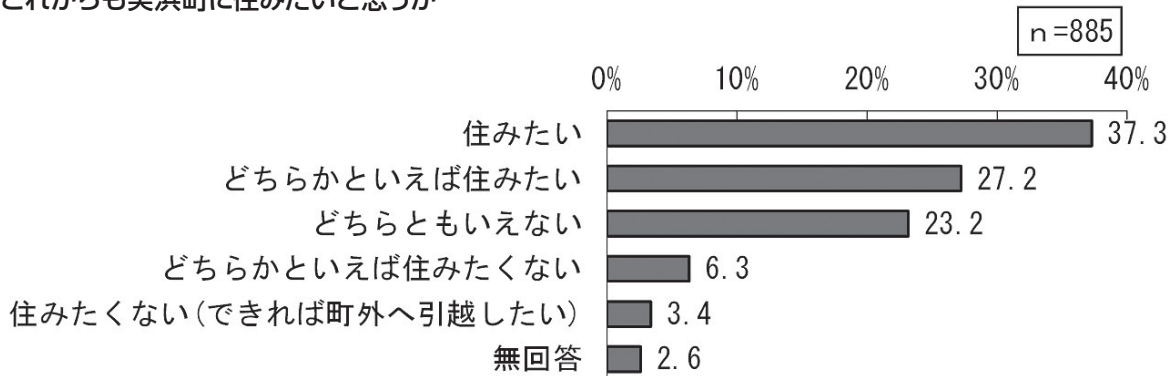
年齢別にみると、若い世代においても愛着を感じている人の割合が高い一方、住みたいとする人の割合は比較的低くなっています。

■ 美浜町を「自分のまち」として愛着を感じているか



		合計 (人)	とても愛着を 感じている	どちらかという 愛着を感じている	どちらとも いえない	あまり愛着を 感じていない	愛着を 感じていない	無回答
年齢	10歳代	8	25.0%	37.5%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%
	20歳代	53	28.3%	41.5%	11.3%	5.7%	9.4%	3.8%
	30歳代	85	17.6%	48.2%	17.6%	12.9%	3.5%	0.0%
	40歳代	117	19.7%	41.0%	28.2%	6.8%	4.3%	0.0%
	50歳代	123	24.4%	40.7%	26.0%	6.5%	0.8%	1.6%
	60歳代	207	26.1%	47.8%	20.8%	4.8%	0.5%	0.0%
	70歳以上	277	36.1%	38.3%	19.5%	3.6%	0.7%	1.8%

■ これからも美浜町に住みたいと思うか



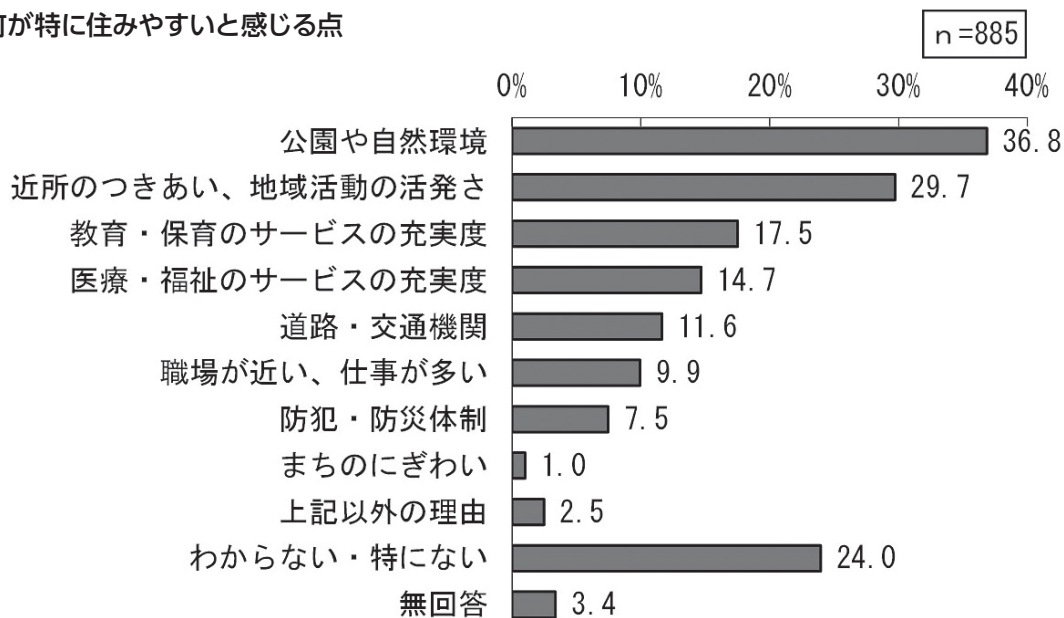
		合計 (人)	住みたい	どちらかといえば 住みたい	どちらとも いえない	どちらかといえば 住みたくない	住みたくない (できれば町外へ 引越したい)	無回答
年齢	10歳代	8	12.5%	12.5%	50.0%	12.5%	12.5%	0.0%
	20歳代	53	17.0%	34.0%	35.8%	0.0%	9.4%	3.8%
	30歳代	85	27.1%	29.4%	28.2%	14.1%	1.2%	0.0%
	40歳代	117	32.5%	23.9%	26.5%	8.5%	8.5%	0.0%
	50歳代	123	30.9%	26.8%	29.3%	9.8%	2.4%	0.8%
	60歳代	207	38.6%	31.9%	20.8%	5.8%	2.4%	0.5%
	70歳以上	277	50.9%	25.3%	17.3%	3.2%	1.8%	1.4%

(2)住みやすい点・住みにくい点

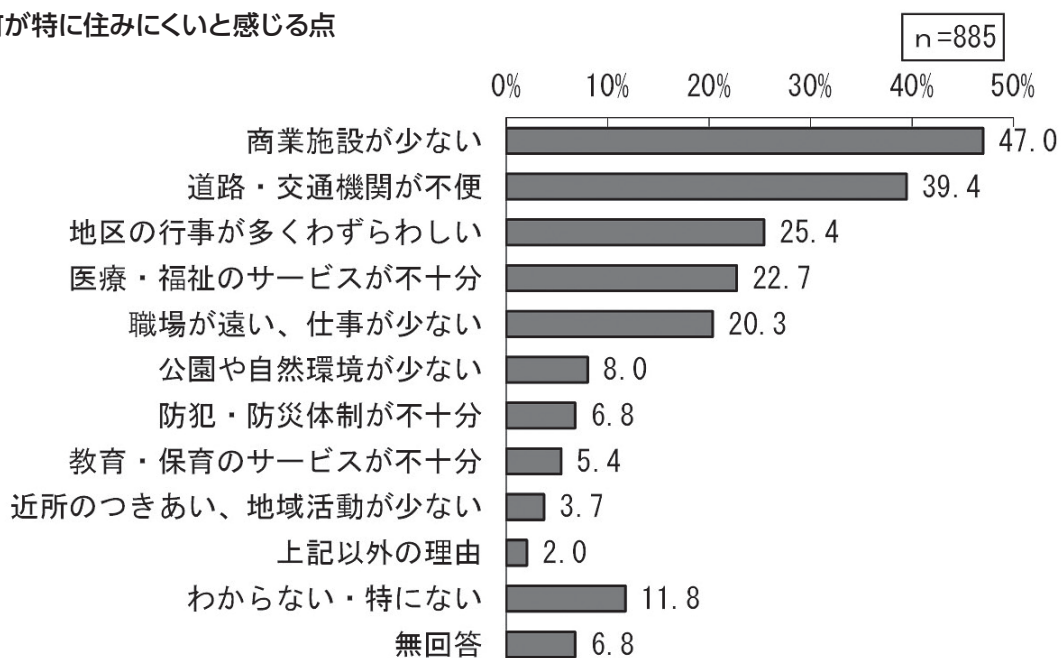
美浜町が特に住みやすいと感じる点について、「公園や自然環境」、「近所のつきあい、地域活動の活発さ」の割合が高い一方、「わからない・特にない」とする人も多くなっています。

特に住みにくいと感じる点については、「商業施設が少ない」、「道路・交通機関が不便」の割合が高く、利便性に対して住みにくさを感じている人が多くなっています。

■ 美浜町が特に住みやすいと感じる点

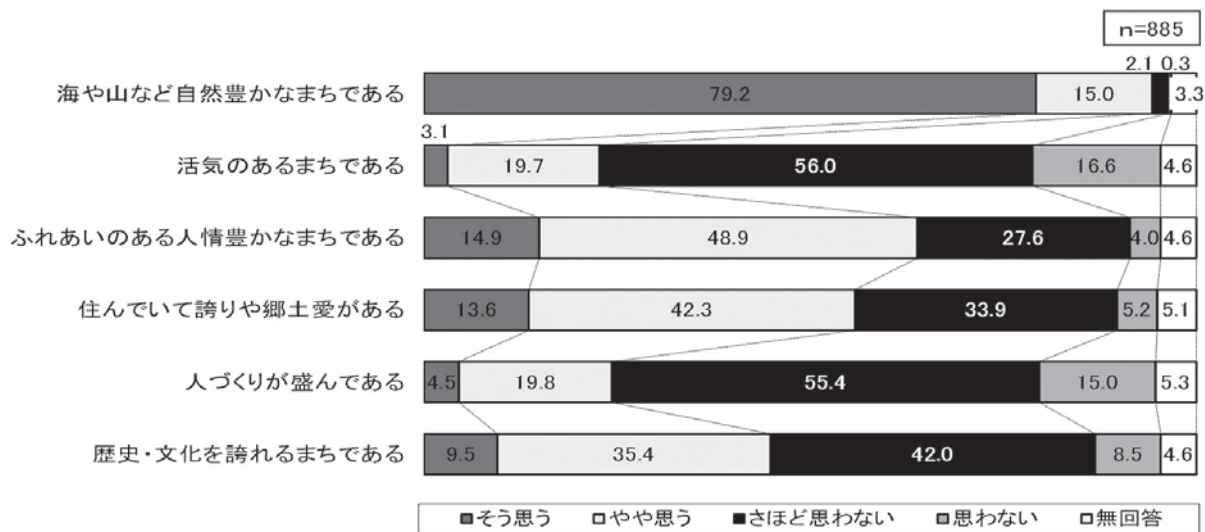


■ 美浜町が特に住みにくいとを感じる点



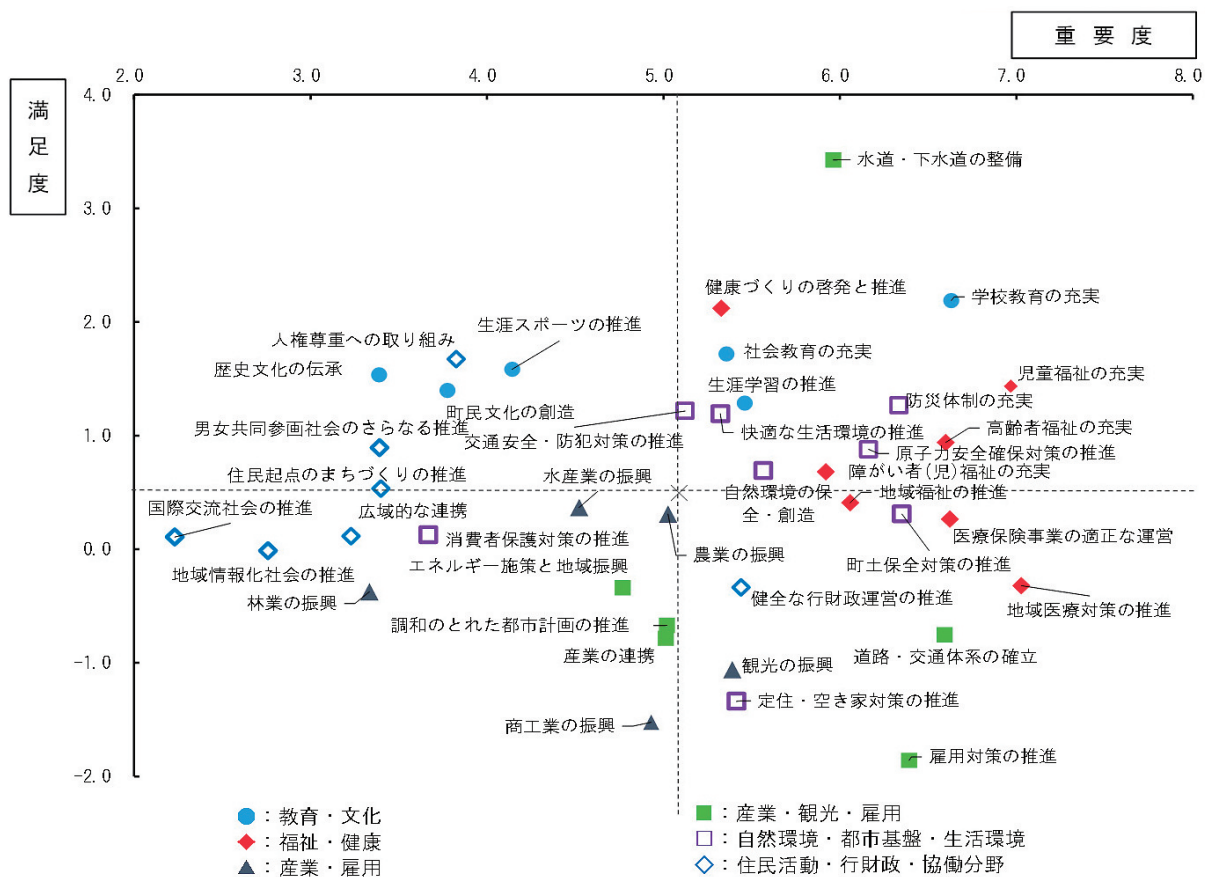
(3) 美浜町のイメージ

美浜町のイメージについて、9割以上の方が「海や山など自然豊かなまちである」と思うと回答しています。また、「ふれあいのある人情豊かなまちである」、「住んでいて誇りや郷土愛がある」と思う人の割合も高くなっています。



(4) 施策の満足度・重要度

施策の満足度・重要度について、満足度が低く、重要度が高い施策は、「雇用対策」、「定住・空き家対策」、「観光の振興」、「道路・交通体系の確立」、「地域医療対策」等となっています。



3

転出者アンケートの結果概要

(1) 転出のきっかけ

転出のきっかけについて、「結婚」が最も高く、特に女性では5割以上の方が結婚を機に転出しています。次いで「就職」、「進学」、「転勤」が続いています。

■ 転出することとなったきっかけ

	合計(人)	進学	就職	転職	結婚	転勤	その他	無回答
全体	113	15	17	6	48	14	11	2
	100.0%	13.3%	15.0%	5.3%	42.5%	12.4%	9.7%	1.8%
男性	48	8	4	1	15	13	7	0
	100.0%	16.7%	8.3%	2.1%	31.3%	27.1%	14.6%	0.0%
女性	64	7	13	5	33	1	4	1
	100.0%	10.9%	20.3%	7.8%	51.6%	1.6%	6.3%	1.6%

(2) 「結婚」を理由に転出した方の特徴

結婚を理由に転出した人の5割以上は敦賀市に居住しています。転出先を選んだ理由の上位は、「職場・学校等に通うのに便利」、「その他」、「希望する住宅（賃貸含む）が確保できた」、「交通の便が良い」などとなっています。

約4割の人が美浜町に「戻るつもり（予定）」もしくは「できれば戻りたい」と回答しています。転入するタイミングとして、「子どもの保育園入園、小学校入学」と回答した人は4割以上で、転入決断の強い動機となるのは、「新たな住宅地の整備」の割合が最も高くなっています。

(3) 「就職」を理由に転出した方の特徴

就職を機に転出した人の転出先は、「県外」が5割以上を占め、「その他福井県内」も3割半ばとなっています。転出先を選んだ理由は、「仕事がある」、「職場・学校等に通うのに便利」が上位にきています。

美浜町への転入（Uターン）について、「できれば戻りたい」が1割強、「わからない」5割弱、「戻るつもりがない」が4割強となっており、戻らない理由については、「魅力のある仕事がない」、「生活環境に不安がある」、「近所づきあい、地域活動がわずらわしい」の割合が高くなっています。

05 第5章 〇 まちづくりの課題

1 移住・定住促進と交流人口・関係人口の拡大

活力にあふれ、持続可能なまちづくりを推進するためには、若者の移住・定住の促進は最重要課題の一つとなっており、若者にとって魅力あるまちづくりを推進していくことが不可欠です。

これまで、地方創生に向けた戦略的な取り組みを進めてきていますが、全国的に人口減少が進む中、今後も活力を維持・向上していくためには、移住・定住促進と併せて、交流人口や関係人口の拡大を図っていくことが重要です。

転出者アンケートの結果をみると、男女とも結婚を機に転出する人が多く、その理由として生活の利便性や住環境を挙げる人が多くなっています。また、結婚を機に転出した人の4割は本町に戻りたいとしており、そのきっかけ・動機として子どもの入園・入学時、新たな住宅地の整備が挙げられています。

子育て支援や生活利便性の向上などにより、若者が住み続けたいまちづくりを推進するとともに、本町を訪れ、また、何らかの形で関わる人を増やしていくための取り組みを進めていく必要があります。

2 魅力ある産業と働く場の創出

本町には原子力発電所が立地し、多くの住民が電力関係の仕事に従事しています。しかしながら、東日本大震災以降、原子力発電の安全性の観点からさらに厳しい基準が設けられ、本町に設置されている3基の原子炉のうち2基の廃止措置が進んでおり、本町の地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

また、町民アンケート調査の結果をみると、施策の満足度において「雇用対策の推進」が最も低くなっており、魅力ある雇用の場の創出が大きな課題といえます。

新たな産業の創出に取り組むとともに、地域において魅力的な働く場の確保を目指した「小さな拠点」を形成し、テレワークやワーケーションの推進、サテライトオフィスの誘致など、新しい働き方を本町で実現するための環境整備を推進する必要があります。

3 豊かで美しい自然環境の保全と活用

気候変動や海洋汚染等を背景に、環境への関心はますます高まり、その保全に向けた取り組みは一層重要性を増しています。

本町には、三方五湖をはじめ、海・山・川・湖の変化に富んだ自然景観があり、町民アンケート調査でも、本町のイメージについて、9割以上の方が「海や山など自然豊かなまちである」としているほか、住みやすい点として「公園や自然環境」が最も高くなっており、まちのアイデンティティとして、また、定住の面においても、自然環境が貴重な資源となっています。

この豊かで美しい自然をいかに守り、活用しつつ、次代につないでいくかがまちづくりの大きなテーマであり、使命でもあります。

4

安全・安心な暮らしと地域共生社会

安全・安心への関心やニーズが高まる一方で、家族や近隣住民が担ってきた機能の低下が指摘されており、地域全体で安全・安心を守る体制・仕組みの構築が必要です。

本町では、集落単位での活動が活発であり、行政との協働によるまちづくりが進められており、町民アンケートでも、住みやすさとして「近所づきあい、地域活動の活発さ」が上位に来ています。一方で、高齢化や担い手不足等が顕在化しているほか、転出者アンケートからは、若い世代で近所づきあいや地域活動にわずらわしさを感じている人も多いことがうかがえます。

国、県や関係機関との連携により、国土強靱化や避難行動支援体制の強化に取り組むとともに、世代や立場を超えて多くの主体が参画する地域共生社会の形成を推進し、自助・互助・共助・公助によるまちづくりを進めていく必要があります。

5

まちづくりを牽引し、次代を担う人材の育成・確保

まちづくりは人づくりといわれますが、人口減少・少子高齢化が進む中、地域活動の担い手が高齢化してきており、まちづくりを牽引するリーダーと次代を担う人材の育成・確保を図っていく必要があります。

地域活動では、平成28年度より町内4地区において公民館を設け活動の拠点としています。学校教育では、地域の特性を活かしたエネルギー環境教育や石門国民中学校との交流など特色ある教育を進めています。また、地域を題材とした学習機会の充実を図り、郷土に愛着をもつ人材を育成するための地域愛学習を推進しています。これらの取り組みにより町民アンケートでも、教育関連で満足度が高い施策が多くなっています。

今後もこうした地域活動や学校教育等を通じ、まちへの愛着や誇りの醸成を図ることで、積極的な地域活動への参画促進や定住促進を図るとともに、若手リーダーを育て、活躍する場を創出するための仕組みづくりを進めていく必要があります。

6

税収の確保と健全な財政運営

本町を取り巻く社会経済環境が大きく変化しており、今後の減収及び社会保障や社会インフラ整備等への支出の増大が見込まれることを踏まえ、健全な財政運営を図っていく必要があります。

そのためにも、中長期的な視野に立ち、産業振興による町民所得の向上、若者の移住・定住を促進するとともに、町有資産の有効活用、RPAの導入等による効率的な事務事業の実施、より効果的な事業への資源の集中等に取り組み、健全で持続的な財政運営を図っていく必要があります。

II

基本構想

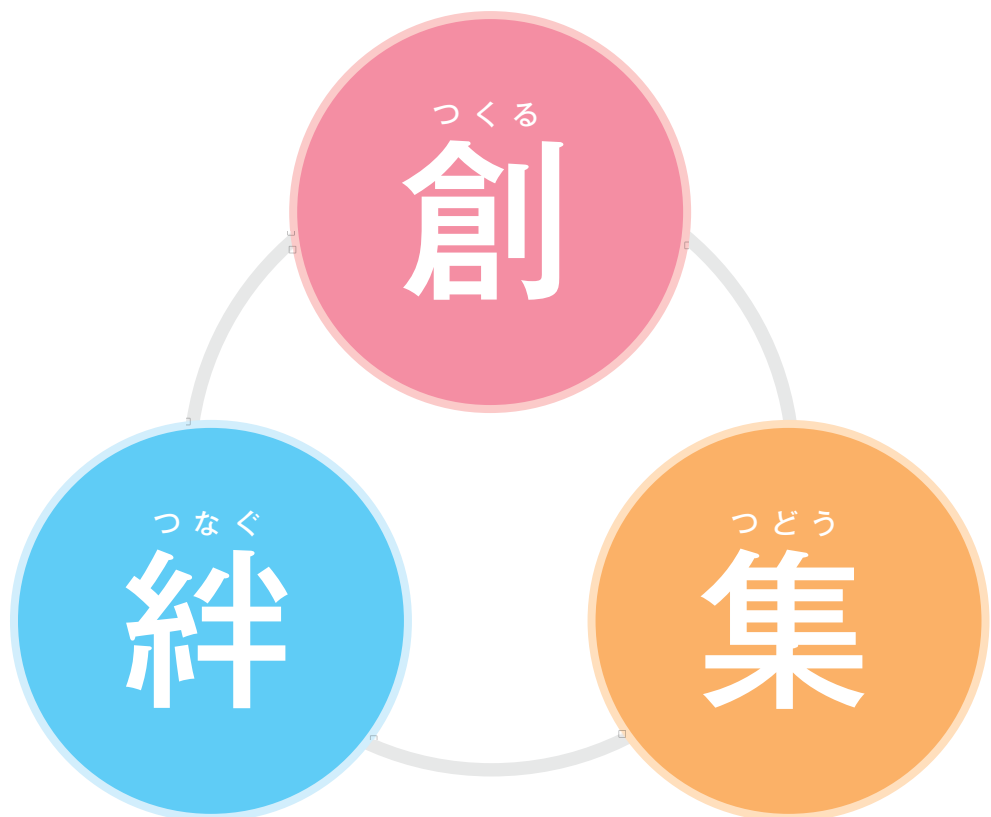
1. 基本理念
2. まちの将来像
3. 基本目標

基本理念

本町は、第四次総合振興計画で「ひと」が主役、「まち」に活力、「暮らし」にうるおいを基本理念としてまちづくりを進めてきました。

これからのまちづくりでは、主役である「ひと」が活躍し、「ひと」がつながることによって、地域がつながり、「絆」が深まります。そして、「ひと」が集うことで、交流・活動の輪が広がります。

第五次総合振興計画において、すべての分野にわたり、本町のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。



つくる

活力ある「ひと」を育て、人材をつくり、地域をつくり、活気あふれるまちづくりを目指します。

つなぐ

「ひと」がつながり、地域がつながることによって絆が深まり、地域の伝統・文化・自然を次の世代へとつなげるまちづくりを目指します。

つどう

様々な交流・体験を通じて、人々が出会い、交流が生まれ、輪を広げ、「ひと」が集えるにぎわいのあるまちづくりを目指します。

2

まちの将来像

第五次美浜町総合振興計画の目指すべき将来像を、基本理念そして本町の課題等を踏まえ、次のとおりとします。

将来像

“ みんなで ^{つく} 創り ^{つな} 絆ぎ ^{つど} 集う ^{うま} 美し美浜 ”

3

基本目標

基本目標1 未来をひらき人と文化を育む まち

住民が様々な機会を通じて、まちづくりの根幹となる地域や次代を担う人材の育成を進め、豊かな人間性と社会性、郷土への誇りと愛着心を育み、未来をひらく人・まちづくりを目指します。

.....

基本目標2 健やかでぬくもりのある まち

誰もが安心して暮らせる健康・福祉のさらなる推進と、地域住民が「助け合い」、「支え合い」ながら、健やかでぬくもりのあるまちづくりを目指します。

.....

基本目標3 活気とにぎわいのある まち

地域の特性を活かし、農林水産業や観光・商工業をはじめ様々な分野が連携を深めながら、活気とにぎわいのあるまちづくりを目指します。

.....

基本目標4 豊かな自然環境と心安らぐ まち

豊かな自然環境の保全・活用と、環境負荷の低い持続可能な循環型社会の実現に努め、誰もが心安らぐまちづくりを目指します。

.....

基本目標5 快適で安全安心な まち

様々な災害から住民の生命と財産を守るため、防災・防犯体制の充実を図るとともに、快適な生活環境を創造し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

.....

基本目標6 みんなで築く協働の まち

様々な分野において、住民と行政は、情報と価値観を共有し、役割分担を明確にするとともに、課題や問題の解決に向けて、みんなで築く協働のまちづくりを目指します。

Ⅲ

後期 基本計画

基本目標 1～6

施策体系

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

将来像

みんなで
創^{つく}り
絆^{つな}ぎ
集^{つど}う
美^{うま}し美^み浜^{はま}

基本理念

創
絆
集

基本目標1

未来をひらき
人と文化を育む まち

基本目標2

健やかで
ぬくもりのある まち

基本目標3

活気と
にぎわいのある まち

基本目標4

豊かな自然環境と
心安らぐ まち

基本目標5

快適で
安全安心な まち

基本目標6

みんなで築く
協働の まち

教育
文化

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 生涯学習の推進 | 4 生涯スポーツの推進 |
| 2 学校教育の充実 | 5 町民文化の創造 |
| 3 社会教育の充実 | 6 歴史文化の伝承 |

保健
福祉
医療

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 地域福祉の推進 | 5 健康づくりの啓発と推進 |
| 2 児童福祉の充実 | 6 地域医療対策の推進 |
| 3 高齢者福祉の充実 | 7 医療保険事業の適正な運営 |
| 4 障がい者(児)福祉の充実 | |

産業
雇用

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 農業の振興 | 5 観光の振興 |
| 2 林業の振興 | 6 産業振興によるにぎわい創出 |
| 3 水産業の振興 | 7 エネルギー施策と地域振興 |
| 4 商工業の振興 | |

環境
都市計画

- 1 自然環境の保全・創造
- 2 調和のとれた都市計画の推進

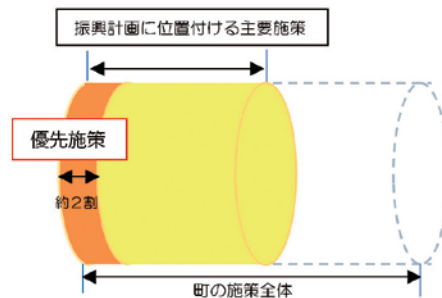
都市基盤
防災
交通安全

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 道路・交通体系の確立 | 6 消費者保護対策の推進 |
| 2 水道・下水道の整備 | 7 交通安全・防犯対策の推進 |
| 3 町土保全対策の推進 | 8 防災体制の充実 |
| 4 定住・空き家対策の推進 | 9 原子力安全確保対策の推進 |
| 5 快適な生活環境の推進 | |

人権
地域コミュニティ
行財政運営

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 人権尊重への取り組み | 5 みんなで築くまちづくりの推進 |
| 2 男女共同参画社会のさらなる推進 | 6 健全な行財政運営の推進 |
| 3 国際交流社会の推進 | 7 広域的な連携 |
| 4 地域情報化社会の推進 | |

優先施策



人口減少や少子高齢化の進行する中、5年後の望ましい未来を見据えたまちづくりに取り組むには、優先順位を見極め、限りある行政資源を集中させながら、効率的・効果的に施策の実現を図ることが必要です。

そこで、後期基本計画において重要な5つのキーワードのもとに施策を整理し、横断的に取り組むとともに、その情報を住民と共有し、住民との協働により「みんなで創り 絆ぎ 集う 美し美浜」の実現を目指します。

キーワードは「情報化社会の推進」「にぎわいゾーン整備」「北陸新幹線敦賀開業」「地域力向上」「人口減少対策」です。これらのキーワードに深く関わる事業で、社会ニーズや緊急性、事業効果等、中長期的な観点から後期5年間に於いて計画的に取り組むことが必要な施策が「優先施策（主要施策の約2割）」です。

施策に係るキーワード

1

情報化社会の推進

主な施策

- 学校教育環境の整備・充実 基本目標1-2(1)
- 企業誘致の推進 基本目標3-6(1)
- 推進体制の整備と方向性の確立 基本目標6-4(1)
- ICTを利活用した施策展開 基本目標6-4(2)

人口減少や少子高齢化の進展する中、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識・情報を共有することにより、新たな価値の創出が可能となります。

ICT基盤を整備し、すべての町民がICTの恩恵を受けることができる環境をつくるとともに、ICT基盤を活用した新しい生活様式や新たな働き方に係る施策を取り入れることにより、地域課題の解決と地域経済の発展を両立させる仕組みの構築を目指します。

成果指標

アクションプラン達成率(累計)

基準値

R7目標値

—

70%

施策に係るキーワード

2

にぎわいゾーン整備

主な施策

- 文化施設の活用 基本目標1-5(4)
- 地域を支える人創り 基本目標3-1(1)
- 企業誘致の推進 基本目標3-6(1)
- 新たなにぎわいの創出 基本目標3-6(3)
- 再生可能エネルギーを活用したまちづくりの推進 基本目標3-7(3)
- 主要幹線道路の整備 基本目標5-1(1)
- 公共交通ネットワークの維持・最適化 基本目標5-1(4)

地域づくり拠点化施設(道の駅)を核とし、JR美浜駅から生涯学習センターなびあすまでの間について、利便性と快適性を兼ね備えたにぎわいと交流を創出するとともに、歩いて楽しめるまちなか空間をデザインし、まちの回遊性を高めます。

また、IoTなどの先端技術を用い、交通や再生可能エネルギーの活用等、町民の利便性向上につながるサービスを創出します。

成果指標

地域づくり拠点化施設(道の駅)入込数

基準値

R7目標値

—

500,000人

施策に係るキーワード

3

北陸新幹線敦賀開業

主な施策

- 観光施設の整備と地域資源の掘り起こし **基本目標3-5(1)**
- 国内外の誘客プロモーション活動の推進 **基本目標3-5(5)**
- 美しい自然環境の保全 …………… **基本目標4-2(4)**
- 主要幹線道路の整備※再掲 …………… **基本目標5-1(1)**
- 公共交通ネットワークの維持・最適化※再掲 **基本目標5-1(4)**

北陸新幹線敦賀開業に向け、地域の観光資源の魅力向上ならびに情報発信の強化による観光振興を図ります。

また、二次交通を充実させ観光誘客を図ることにより、新幹線開業の効果を地域に波及させます。

成果指標

観光入込客数(年間)



施策に係るキーワード

4

地域力向上

近年、全国各地において異常気象を伴う自然災害や地震等による災害が発生しています。

人口減少や少子高齢化社会に対応した保健や福祉、医療等の体制や機能の充実が求められる一方、集落の担い手不足や管理不全の空き家が住環境の悪化を招く等、地域の課題が山積しています。

災害に強い都市基盤をつくるとともに、地域力を高める取り組み等を推進することで、町民が安全に、安心して暮らせる町を目指します。

主な施策

- 地域ケアマネジメント体制の充実 **基本目標2-1(3)**
- 子育てを支援する体制の充実 …… **基本目標2-2(1)**
- 多様な介護予防と生きがい活動の推進 **基本目標2-3(1)**
- 町民の健康づくりを支える体制づくり **基本目標2-5(3)**
- 住民ニーズを反映した水道事業の整備 **基本目標5-2(1)**
- 災害に強いまちづくりの推進 **基本目標5-3(4)**
- 特定空き家等対策の推進 …… **基本目標5-5(3)**
- 地域防災力の向上 …………… **基本目標5-8(1)**
- 地域コミュニティの充実 …… **基本目標6-5(3)**
- 広域連携の推進 …………… **基本目標6-7(1)**

成果指標



施策に係るキーワード

5

人口減少対策

出生数の減少や若年層を中心とした人口流出により、将来的に本町の人口は大幅に減少すると予想されています。

移住定住の促進、雇用の創出と創業支援、子育て環境の整備とあわせて、町民一人ひとりが生きいきと暮らせる住みよいまちづくりを進めることにより、若者層の人口流出抑制やUJターンの促進を図ります。

主な施策

- 学校教育環境の整備・充実※再掲 **基本目標1-2(1)**
- 地域ケアマネジメント体制の充実※再掲 **基本目標2-1(3)**
- 子育てを支援する体制の充実※再掲 **基本目標2-2(1)**
- 町民の健康づくりを支える体制づくり※再掲 **基本目標2-5(3)**
- 地域を支える人創り※再掲 …………… **基本目標3-1(1)**
- 観光施設の整備と地域資源の掘り起こし※再掲 **基本目標3-5(1)**
- 企業誘致の推進※再掲 …………… **基本目標3-6(1)**
- 新たなにぎわいの創出※再掲 …… **基本目標3-6(3)**
- 主要幹線道路の整備※再掲 …… **基本目標5-1(1)**
- 公共交通ネットワークの維持・最適化※再掲 **基本目標5-1(4)**
- 若者の定住化促進 …………… **基本目標5-4(1)**
- 空き家対策と住環境整備の推進 **基本目標5-4(2)**
- 地域防災力の向上※再掲 …… **基本目標5-8(1)**
- 推進体制の整備と方向性の確立※再掲 **基本目標6-4(1)**
- ICTを活用した施策展開※再掲 **基本目標6-4(2)**
- 地域コミュニティの充実※再掲 **基本目標6-5(3)**
- 住民活動を補完する体制づくり **基本目標6-5(4)**

成果指標

美浜町の人口



Ⅲ-I

基本目標 1

未来をひらき
人と文化を育む まち

関連する
SDGs

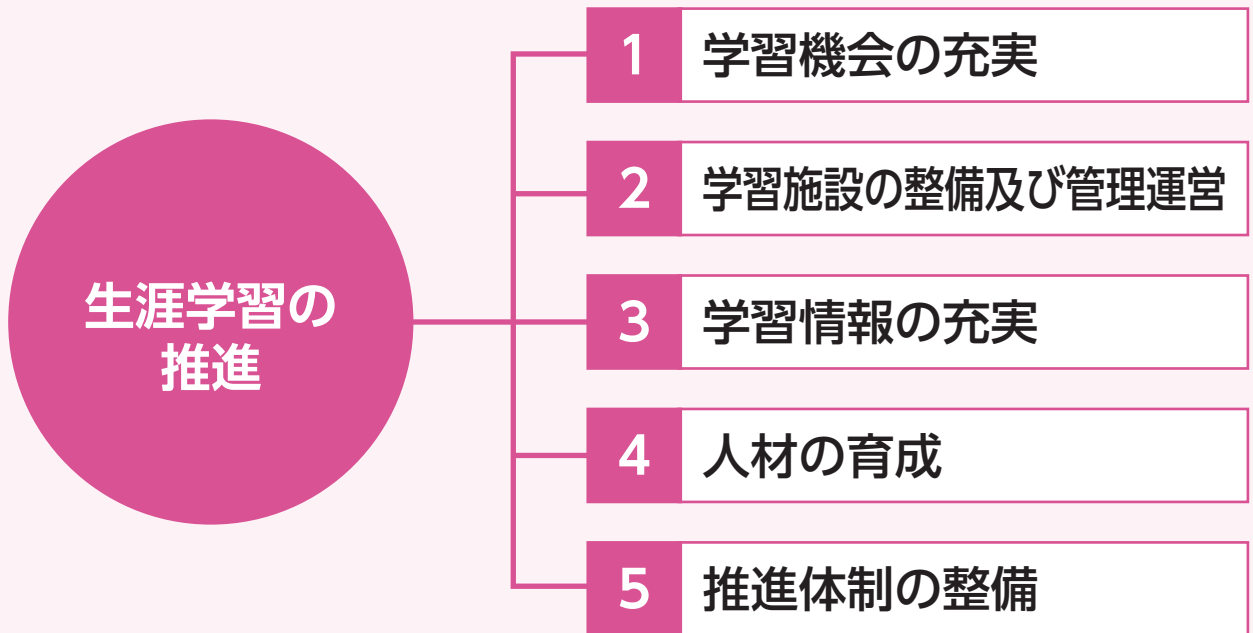


現状と課題

豊かな人生を送るためには、生涯学習が果たす役割が一層重要になってきています。また、生涯学習や文化活動を通じたコミュニティの活性化が期待され、学習した成果を地域に還元し、地域全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」が求められています。

本町では、各年代のニーズに応じた「なびあす講座」や高齢者を対象とした「はあとふる大学」、出前講座を実施しています。なびあす講座では、独自に活動が続ける自主学習グループも生まれている一方で、若年層・男性の受講が少なく、また、講座受講者からサークルに移行するにあたって中心となる人材の育成が課題となっており、多様な世代、特に若者が参加しやすい学習機会の創出や効果的な情報発信を行うとともに、サークル活動を牽引する人材育成や設立に向けた支援に取り組む必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 学習機会の充実

- ①生涯にわたる人格形成の基礎を培うための学習の推進を図ります。
- ②子育て支援、体験学習、教育相談など家庭の教育力の向上に努めます。
- ③家庭・学校・地域の連携を図り総合的な教育力の向上に努めます。
- ④青少年・成人・高齢者などそれぞれのニーズにあった学習機会の創造や充実を図るとともに新たな学習課題に応じた学習機会の充実を図ります。
- ⑤知識・教養に関する学習活動の推進を図ります。
- ⑥芸術・文化・スポーツ活動を推進し、個性豊かな町民文化の創造に努めます。

(2) 学習施設の整備及び管理運営

- ①生涯学習センターなびあすを生涯学習の拠点施設として多くの町民に利用してもらえるよう、効果的・効率的な管理運営を行います。
- ②地域コミュニティの拠点となる地区公民館の利用促進と環境整備を図ります。
- ③身近な施設である各集落センターの利用促進を図ります。
- ④民間の学習施設や企業施設との連携を図り、利用促進を図ります。
- ⑤各施設の相互連携を強化するほか、自主管理・自主運営への支援を行うなど、学習施設の円滑かつ効率的な運営体制づくりに努めます。

(3) 学習情報の充実

- ①生涯学習に関する情報をより広範に収集・集積し、これを提供できる体制を整え、共に学び合う環境と「知の循環型社会」づくりを推進します。
- ②ホームページの充実や生涯学習関連冊子の発行、ケーブルテレビ等での情報提供など生涯学習情報の提供を図ります。

(4) 人材の育成

- ①各種講座の開催やあらゆる情報提供手段の活用などにより学習者数の拡大と学習プログラムへの町民参加を促進します。
- ②自主学習グループ情報の収集・提供やネットワーク化を図るなど自主学習グループの育成を図ります。
- ③各種講座やボランティア活動の機会を通じて講師やリーダーを育成するなど、生涯学習推進の核となる人材の育成を図ります。
- ④生涯学習ボランティア活動を奨励・支援する環境の整備を図り、ボランティアの発掘や育成に努めます。
- ⑤学習効果を生かす場の開発と、学習発表の場の充実を図り、共に学び合う環境の整備と知が循環する社会の構築を推進します。
- ⑥施設におけるボランティア活動の機会提供を積極的に行い、施設を支援する人材の育成に努めます。

(5) 推進体制の整備

- ①生涯学習を推進するため、生涯学習推進体制を整備し、総合的な推進を図ります。
- ②周辺教育機関及び生涯学習を支援する組織団体・機関との連携を図り、生涯学習の推進を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
なびあす講座から移行した 自主サークル数(累計)	サークル	5	10

学校教育の充実

～個性を伸ばし夢を育てる教育～

関連する
SDGs



現状と課題

町の特徴ある教育として、「きいぱす」と連携したエネルギー環境教育や石門国民中学校とのホームステイ交流を実施しています。また、情報化・国際化社会の進展に対応するため、ICT環境を整備するとともに、学校にALTを配置し、デジタル教科書を導入する等英語活動の充実に取り組んでいます。今後も、学習指導要領の改訂や時代の変化に対応した教育を推進していくため、関係機関等と連携し、指導体制の強化と質の向上を図るとともに、経年劣化が進んでいる施設・設備の計画的な整備が必要です。

一方で、健やかな心身の育成を図るため、睡眠調査とその評価から低年齢からの生活リズムの改善、正しい生活習慣の確立を図っています。また、児童・生徒の学習・生活・心理面をサポートする体制の維持・強化に向けて、スクールカウンセラーによる面談・相談活動や教育支援センターによる支援のほか、町内各小中学校に支援員を配置し、特別な支援が必要な児童・生徒に対して学習面、生活面での支援を行っています。今後は、いじめ・不登校対策について、学校現場の状況把握に努め、学校や家庭、教育支援センター等の関係機関が情報の共有や役割分担をするなど、連携強化を図る必要があります。

さらに、増加、多様化する放課後児童クラブへの利用ニーズに対応した受入態勢の確保が課題となっており、新規開設や支援員の確保等について検討を進める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 学校教育環境の整備・充実

- ①学校教育施設（学校・学校プール・給食センター）の適正な維持管理に努めます。
- ②本町に住所を有する高等学校等生徒の通学費助成により、保護者負担の軽減を図ります。
- ③ICTを活用した学習環境の充実・強化を図ります。
- ④研究会・研修などを充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- ⑤教職員が教育活動に専念できる環境の実現を目指すため、働き方改革を進めます。

(2) 学力・体力の向上と特色ある教育の推進

- ①主体的・対話的で深い学びを実現し、生きる力を高める教育の推進に努めます。
- ②健康でたくましく生きるため、体力・運動技能の向上を図ります。
- ③地域を題材とした体験機会の充実を図りながら、郷土に愛着（地域愛）をもつ人材を育成します。
- ④人権を尊重し、自分を大切にするとともに人を思いやる温かみのある心を育みます。
- ⑤小中学校英語教育の充実に努めます。
- ⑥国際理解を深めるために石門国民中学校（台湾新北市）との交流を図ります。

(3) 児童・生徒の心身の健全育成

- ①正しい睡眠リズムと食習慣を身につけるため、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、健全な心身の育成に努めます。
- ②スクールカウンセラーを配置し、心の相談体制の充実に努めます。
- ③学習・生活支援員を配置し、児童生徒の学習・生活をサポートするとともに、学級経営や学校運営を支援します。
- ④不登校やいじめなどの未然防止と問題解決のため、家庭や教育支援センター等関係機関との連携を深めるなど体制強化を図ります。
- ⑤食物アレルギー対象の子どもに配慮した学校給食に取り組みます。
- ⑥給食センターを拠点に、学校給食における地産地消の推進を図ります。
- ⑦食育の充実を図り、児童・生徒並びに保護者の学校給食への理解を深めます。
- ⑧町が推進する「げんげん^{ぶらす}歩楽寿」に積極的に取り組みます。

(4) 地域とともにある学校づくり

- ①学校、家庭、地域が一体となって開かれた学校づくりを進め、「チーム学校」の実現を目指します。
- ②子どもたちが安全に安心して通学できるよう、通学路における危険箇所の確認や見守り隊の強化などの対策を推進します。
- ③町内3小学校区毎に開設した児童クラブに、支援が必要な児童を受入できるよう運営体制を整備します。

(5) 保小中連携の推進

- ①子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育園から学校教育への接続と小学校から中学校への移行を円滑に進める取り組みを行います。
- ②幼児・児童・生徒が互いに認め合い、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

(6) エネルギー環境教育の充実

- ①エネルギー環境教育を積極的に推進し、持続的な社会に貢献できる人材の育成に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
学校給食の満足度	%	82.0	89.0
エネルギー環境の問題に関心を持つ児童、生徒の割合	%	47.5	80.0
ICTを活用した授業の割合 (5教科)	%	—	60.0

関連する
SDGs



現状と課題

近隣関係の希薄化や核家族化等を背景に、地域や家庭の教育力の低下が指摘されており、社会教育が果たす重要性が高まっています。

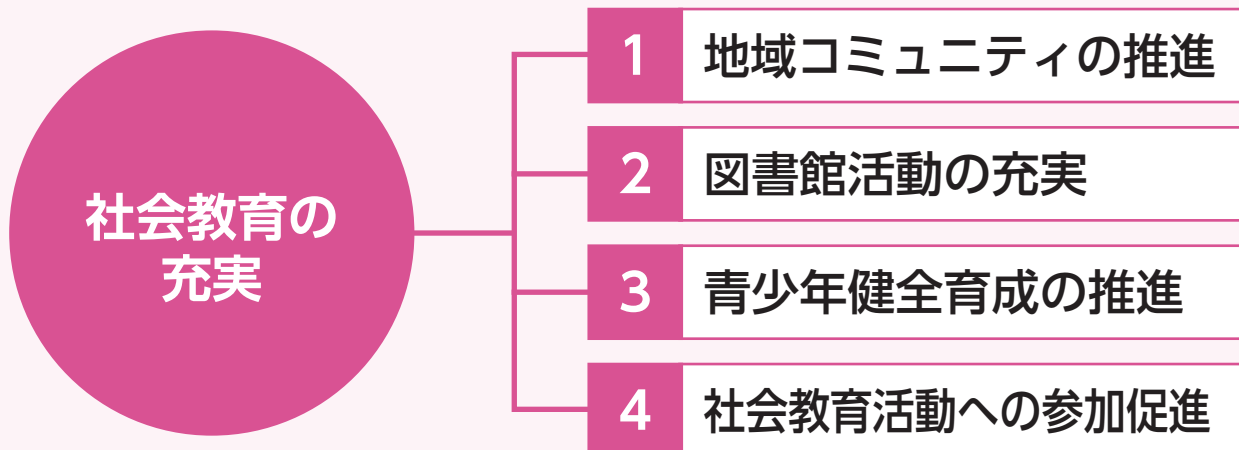
本町の地区公民館は、平成28年度より町内4地区において地域活動の拠点として設置されています。全館にて公民館運営のための組織（運営委員会）が発足され、地域住民との協働による公民館運営が促進されるとともに、地域のまちづくりの拠点として本格稼働しています。地区公民館活動が活発になる一方で、十分な公民館活動のためのマンパワーが不足しており、その確保が課題となっています。

図書館活動では、図書館の蔵書・資料の充実や各種行事の実施、図書館システムの整備を進めています。図書館の新規登録者における町外利用者の割合が年々増加しており、図書館利用を入り口として交流人口の増加につなげることを検討するとともに、町民利用者の増加のため、移動図書館、ミニ図書館の設置や電子書籍等ITを活用したサービスを検討し、各公共施設と連携した利便性の向上や活動の活性化を図る必要があります。

青少年健全育成では、研修大会・なびあすキッズデーの開催、愛護センター補導員会による補導活動等を行っているほか、将来の地域活動の担い手育成としてジュニアリーダーズクラブへの支援を行っています。活動を担う人材の確保が難しくなっており、学校等との連携強化を図りながら、持続可能な体制づくりに取り組む必要があります。

さらに、情報通信環境等の急速な発展に伴い、人と人との関わり方や社会生活が変化してきており、SNS等を使った正しいコミュニケーションの方法について周知する必要があることから、美浜町人権教育研究会と連携し啓発チラシの配布を行っています。今後は、スマホ・SNS利用の低年齢化に対応し、学校や家庭と連携しながら適切な利用に向けた指導の充実を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域コミュニティの推進

- ①地区公民館を地域の中核施設として、積極的に利用促進することにより、地域の共助意識を醸成するとともに、行政の相談窓口や情報発信拠点としての役割の強化を図ります。

(2) 図書館活動の充実

- ①図書館運営の方針に基づき蔵書・資料の充実を図り、地区公民館への移動図書館の運行やミニ図書館の設置等の連携に努めます。
- ②図書館でのイベント開催や各学校図書館と連携することにより、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、「町民のくらしの中の役立つ図書館」を目指します。
- ③図書検索・貸出サービス、電子書籍やオンラインデータベースの導入など利用者の利便性の向上に努めます。

(3) 青少年健全育成の推進

- ①青少年育成美浜町民会議、青少年愛護センターの更なる活性化を図り、子どもたちの健全育成に積極的に関わっていきます。
- ②青少年の自然体験活動やボランティア活動、親子でのふれあい活動、若者の自主的な活動を支援します。
- ③学校やPTA等とも連携し、家庭でのSNSルール作りや使い方の指導に取り組みます。

(4) 社会教育活動への参加促進

- ①生涯学習センターなびあすを核として、社会教育活動への参加の促進を図ります。
- ②各地区公民館を活用し、地域コミュニティの立ち上げや活性化を図るとともに、自主防災組織やサークル活動、住民支援などの自主的な住民活動への支援を行います。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
地区公民館主催講座受講者数(年間)	人	913	1,000
蔵書数【町内全域】(累計)	冊	75,000	85,000
図書館 利用者数 (年間)	人	61,864	65,000

生涯スポーツの推進

～誰もが親しめるスポーツの推進及び健康・体力の増進～

関連する
SDGs

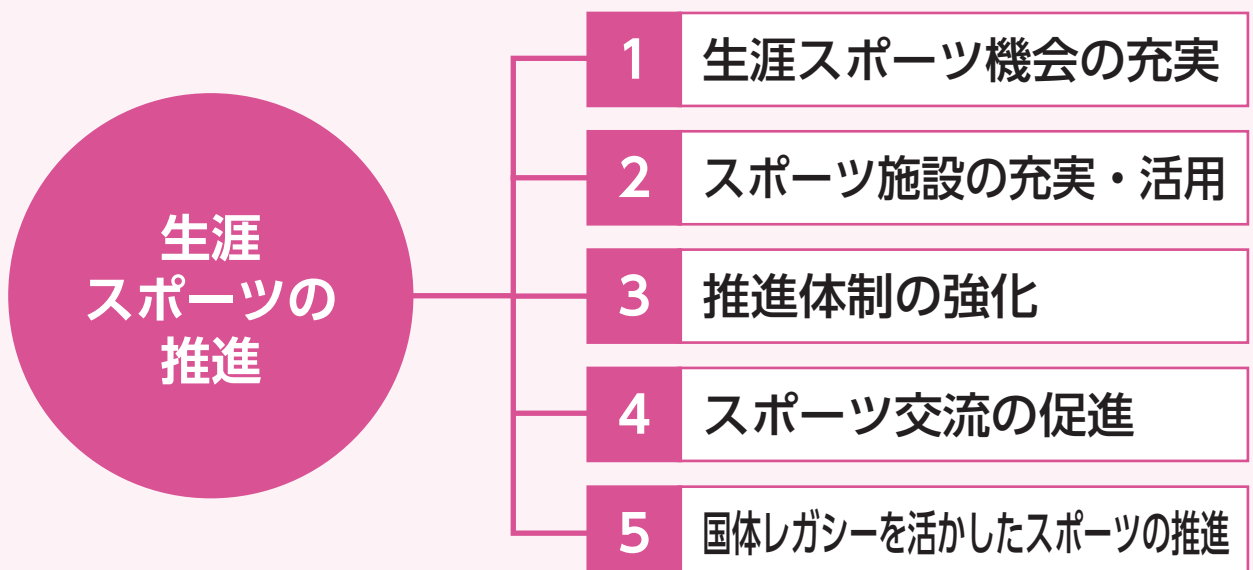
現状と課題

本町では、平成30年度に開催された「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会を契機としたスポーツの振興を進めてきました。特に本町が競技会場となったボート競技は町を代表するスポーツとなっており、毎年10月には町民レガッタを開催しています。令和3年夏には全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催も予定されており、今後も、「ボートの町」として、ボート施設の整備・活用及び町民レガッタ等を通じた交流や町域を超えたボート競技の普及、ボート体験等観光面での活用・PR等を推進していく必要があります。

このほか、各主催大会の開催、地区スポーツ協会、種目協会の育成、支援のほか、体育施設を活用したはあとふる体験や美浜・五木ひろしふるさとマラソン等を実施しています。各種スポーツ教室や大会等への参加者に偏りがみられ、新規参加者や男性参加者が少ない状況です。また、スポーツ少年団への新規入団者が少なく、団員数の確保が課題となっています。今後は、幅広い町民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた交流・つながりを持つことができるよう、各種教室・大会等への新規参加や男性が参加しやすい開催方法等を検討するとともに、スポーツ少年団活動が継続できるよう、活動を支える指導者や団員の確保を図っていく必要があります。

併せて、既存スポーツ施設の機能維持とさらなる活用のため、計画的な改修・長寿命化を図るとともに、スポーツ合宿等の誘致をはじめ、町内外の方が利用しやすい環境づくりを推進し、交流人口の拡大を図る必要があります。

施策の体系

生涯
スポーツの
推進

1 生涯スポーツ機会の充実

2 スポーツ施設の充実・活用

3 推進体制の強化

4 スポーツ交流の促進

5 国体レガシーを活かしたスポーツの推進

主要施策

(1) 生涯スポーツ機会の充実

- ①各種スポーツ教室、種目団体等と連携し、参加しやすいスポーツ大会の推進に努め、健康増進と体力向上を図ります。
- ②障がい者や高齢者等も気軽に参加できるようなスポーツ大会やイベント等の開催に取り組みます。

(2) スポーツ施設の充実・活用

- ①総合運動公園を中心に、ふれあい広場、西郷健康ひろば、県立漕艇場等を拠点施設とし、各施設において利用者に配慮した施設機能拡充や魅力度向上を図るとともに、誰もがスポーツに親しみ健康増進に取り組むことができる環境づくりを推進します。

(3) 推進体制の強化

- ①各地区のスポーツ協会、各種目協会やスポーツ少年団などの組織強化と指導者の育成に努め、各団体と連携しながら推進体制の強化を図ります。

(4) スポーツ交流の促進

- ①スポーツ施設や自然を生かし、各種スポーツなどを通じて県内外の市町村、大学、スポーツ団体等との交流を促進します。
- ②町民スポーツの一つであるボート競技のさらなる振興と町民レガッタ等を通じての交流を促進します。

(5) 国体レガシーを活かしたスポーツの推進

- ①開催競技団体と連携のもと、競技人口の拡大に努め、老若男女を問わず幅広い世代間の交流を図れるような生涯スポーツとして推進します。
- ②本町が「ボートの町」であることを全国に広く発信し、観光面においてもPRを行います。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
スポーツ教室 参加者数(年間)	人	591	800
社会体育施設 利用者数(年間)	人	92,636	95,000
スポーツ協会主催事業 参加者数(年間)	人	470	600

関連する
SDGs4 質の高い教育を
みんなに11 日本独特の文化を
守る・つぎへつ17 パートナシップで
目標を達成しよう

現状と課題

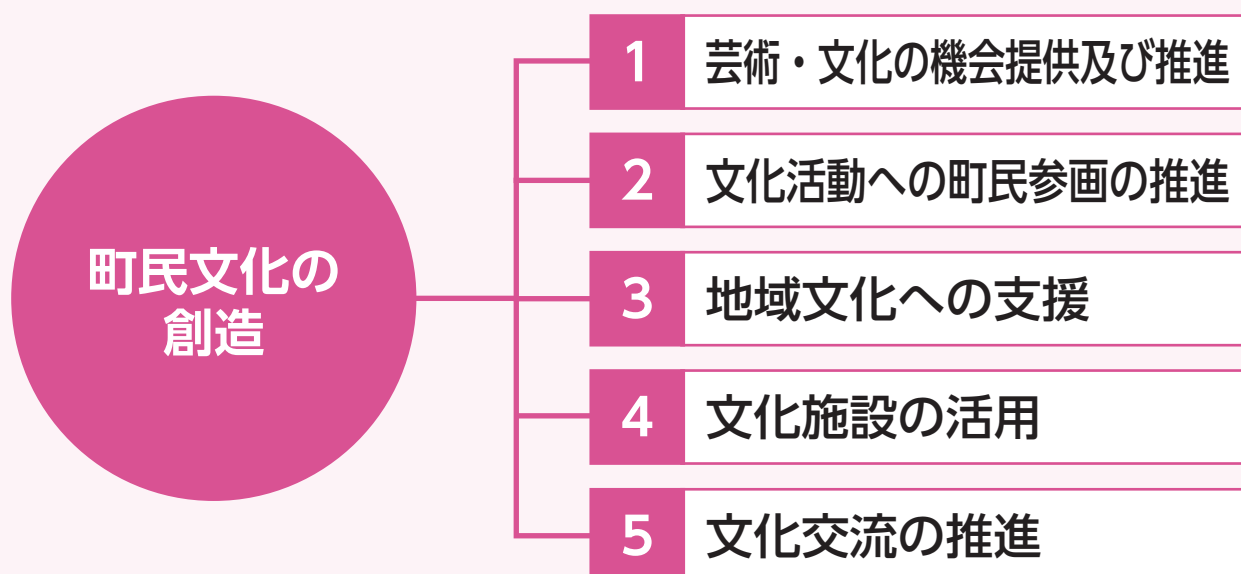
本町では、町民参加型の芸術文化事業の普及や文化意識の育成と定着に向けて、町民主体のコンサートや芸術文化活動団体の活動支援等を行うとともに、ピアノを活用した各種事業等を行ってきました。

中でも、新たな町民文化を創造する拠点施設としてなびあすホール等施設の有効活用を図っています。しかしながら、なびあすホールでの自主文化事業での集客率が低く、また、特定の年齢層をターゲットとした公演が多いため、20代、30代の来場者が少ない状況にあります。

今後は、なびあすを核とした芸術文化活動の活性化を図るため、なびあす体験講座の開催や学校との十分な協議・連携による鑑賞機会の提供など、芸術文化に触れる機会を拡充するとともに、若者の芸術文化活動への参加を促すため、若者向けのイベント企画や若者が参加しやすい開催方法の検討、SNS等を活用した周知を図っていく必要があります。

また、会員や団体が減少している芸術文化活動団体の自主的な企画の立案・実施支援等を行うことにより、町民の文化活動の活性化を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 芸術・文化の機会提供及び推進

- ①「感動」の提供、人と文化意識の「育成」、施設の魅力と新しい文化の「発信」のテーマと「町民に愛されるなびあす」を目指し、ファツィオリ社製ピアノF308やホールの特徴を活かした事業を企画し、町民への質の高い芸術文化の提供及び推進に努めます。
- ②町内学校や地区公民館と連携し、子どもたちが芸術・文化を身近に感じることができる機会を提供することで人材の育成を図ります。

(2) 文化活動への町民参画の推進

- ①町民による施設を活用した芸術文化事業の企画・立案を推進します。
- ②芸術文化活動団体等が活動する場所や機会を提供することにより町民の文化活動の活性化に努めます。

(3) 地域文化への支援

- ①文化芸術活動を行う団体の育成及び活動を支援し、地域文化の活動の定着と発展を図ります。
- ②なびあすを地域文化の拠点とし、町民の文化活動に広く有効活用できるような施策を図ります。
- ③なびあす文化事業を支えるなびあすファンクラブ作りを進めます。

(4) 文化施設の活用

- ①芸術や音楽、多彩な文化芸能に触れる機会を提供し、若者等多くの世代が参加できる事業の展開を図ります。
- ②町民に対して、文化施設や芸術団体に係る活動情報の提供に努めます。
- ③ファツィオリ社製ピアノF308を活かした育成事業を実施し、文化意識の向上と将来の人材育成に努めます。
- ④地区公民館、美浜町歴史文化館、地区の施設等を活用し、住民の身近なところで気軽に参加できる芸術文化の場を設けます。

(5) 文化交流の推進

- ①生涯学習の場として、なびあす等を活用した住民、演奏者、スタッフ等の交流、鑑賞や体験を行うことによる文化意識の向上と将来の人材を育成します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
なびあすファンクラブ 会員数(累計)	人	—	1,000
なびあす自主文化事業 (主催・共催・ポルタ事業)に おける来場者数(年間)	人	3,190	3,590
なびあす利用者数(年間)	人	95,430	102,000

歴史文化の伝承

～歴史を学び、活かすふるさとづくり～

関連する
SDGs



現状と課題

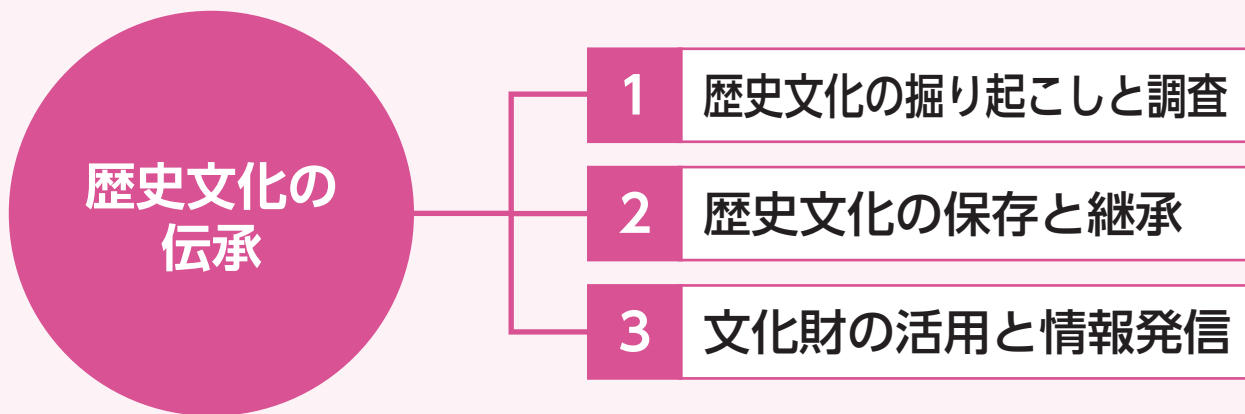
地域に受け継がれてきた伝統文化や貴重な文化財は、歴史文化を今に伝え、地域に対する誇りや愛着を醸成するとともに、観光や教育等にも活用される地域資源であり、大切に守り、次代へとつないでいかなければなりません。

国吉城址の続日本100名城選出や興道寺廃寺の国史跡指定等により史跡としての価値が向上し、来場者等も増えていますが、町外からが多く、町民が少ない状況となっています。国吉城址の国指定に向けた町民の意識向上や興道寺廃寺の史跡整備を図るとともに、国吉城址や戦国美浜関連の史実の掘り起こしに努めなければなりません。併せて、県や町内各地区と連携し、伝統的古民家の認定地区の増加や歴史ある街並み景観及び古民家の保存活用を図るとともに、各種講座を通じた郷土の歴史文化の啓蒙活動を進める必要があります。

また、本町では、貴重な文化財の適切な保存活用を図るため、文化財の指定を行っていますが、所有者、地権者等の同意が得られず、指定が困難な場合があります。

今後は、学術的価値の高い文化財の価値を積極的に伝えつつ文化財の町指定を進め、その保護・活用を図るとともに、無形民俗文化財について、地元や関係者に保護意識を深めてもらうよう普及啓発に取り組む必要があります。また、祭礼や伝統芸能、無形民俗文化財等に関する貴重な映像のデジタル化等により保存管理していくとともに、古文書等の寄贈について、貴重な文化財が失われることのないよう積極的に受け入れていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 歴史文化の掘り起こしと調査

- ①国吉城址、興道寺廃寺跡など重要遺跡の発掘調査を実施します。
- ②国吉城址と関わりの深い佐柿城下や国吉籠城戦関連城砦群などを多角的に調査するなど、本町の戦国史を体系的に調査研究します。
- ③歴史資料(古文書、古写真、民具等)の整理・調査研究を進め、確実に後世に伝えます。
- ④開発事業に対応した埋蔵文化財の調査、保存を進めます。

(2) 歴史文化の保存と継承

- ①有形文化財の調査、文化財指定を進めます。
- ②学術的価値の高い無形民俗文化財の保護に努めます。
- ③興道寺廃寺跡などの遺跡の発掘調査成果をまとめ、その価値を広く周知するとともに、保存活用を計画的に進めます。
- ④祭礼、伝統芸能、民俗文化財資料の調査、保存、活用を進めます。
- ⑤若狭国吉城歴史資料館において、国吉城と佐柿城下をはじめとする本町の戦国史関連資料の収集と保存を図り、適正な管理と公開を行います。
- ⑥寺社や遺跡などの歴史的遺産と伝統行事が一体となった歴史的景観の保全と継承に努めます。
- ⑦歴史文化への興味、関心を高めるために、フォーラム、講座、体験教室などを開催します。
- ⑧文化財保護関係機関と連携し、文化財保護啓発と地域の理解を得ていきます。
- ⑨福井県の「ふくい伝統的民家」認定制度や、「伝統的民家群保存活用推進地区」認定制度を活用し、伝統的古民家の保護と活用を推進します。

(3) 文化財の活用と情報発信

- ①美浜町歴史文化館を拠点とした祭礼・伝統芸能などの民俗文化財の保存活用、普及啓発を進めます。
- ②文化財に係るパンフレット、インターネットなどの多様な情報媒体を活用した情報発信に努めます。
- ③地元が主催する歴史文化活動への協力に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
若狭国吉城歴史資料館 入館者数 (年間)	人	11,425	12,900
若狭国吉城歴史資料館 イベント・講座等開催数 (年間)	回	17	20
美浜町歴史文化館 入館者数 (年間)	人	2,861	4,000
美浜町歴史文化館 イベント・講座等開催数 (年間)	回	12	13

Ⅲ-Ⅱ

基本目標2

健やかで
ぬくもりのある まち

関連する
SDGs

3 すべての人に
健康と福祉を



10 人や国が平等
になろう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



現状と課題

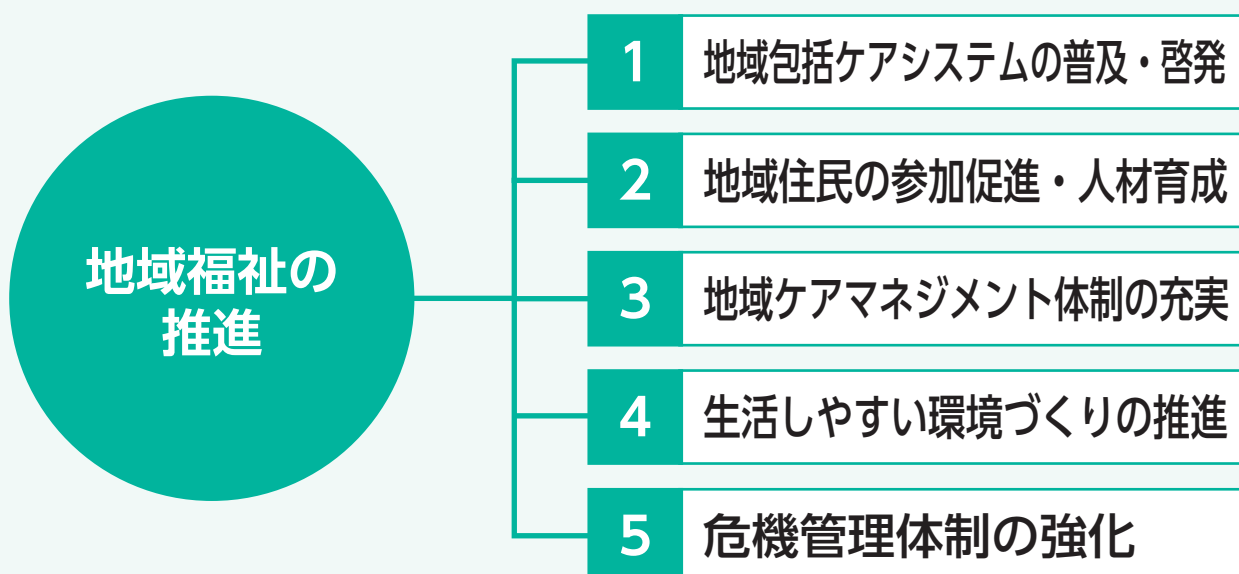
本町では、全国の市町村と同様に少子高齢化、核家族の増加とともに、高齢者単身世帯やひとり親世帯等の増加により生活課題の多様化が進み、それぞれが個人や世帯単位で複数の分野への課題を抱えながら、複合的な支援を必要とする状況がみられ、各種制度に基づく公的な行政サービスだけではすべてを充足できなくなってきました。

本町では、平成30年3月に「美浜町地域福祉計画（第2次）」を策定し、今日まで地域共生社会の実現に取り組んでおり、引き続いて複雑・複合化する課題に対応していくため、社会福祉協議会との連携をさらに強化し、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けて取り組む上で、住民とともに地域をつくり、町民の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援していく人材の確保が一層大切となってきます。

今後は、福祉事業や活動に対して、興味・関心のある方へのアプローチを図り、公的なサービスだけでなく、住民自身による課題解決（自助）、地域の資源や連携による課題解決（共助）を踏まえて、地域福祉を進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 地域包括ケアシステムの普及・啓発

- ①地域福祉に関する研修等の機会を増やし、地域住民の福祉に対する意識の改革を図り、地域福祉力の向上に努めます。
- ②幼児教育や学校教育、生涯学習の場で、高齢者や障がいのある人等との交流などの体験を通じた福祉学習の取り組みを推進していきます。
- ③誰もが安心して生活できる仕組みとしての（地域包括ケアシステム）の普及・啓発に努めます。

(2) 地域住民の参加促進・人材育成

- ①ボランティアグループや地域福祉活動において、地域の人々を牽引していくような人材の発掘や養成に取り組んでいきます。
- ②ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援します。
- ③地域住民の生きがいづくりやコミュニケーションを深める場として、住民による「集いの場」づくりを支援します。
- ④「広報みはま」や町ホームページなどを活用し、ボランティア活動や住民活動に意欲のある住民、団体などの参画を促進するとともに、社会福祉協議会をはじめ各団体や地域が連携して協力し、活動のコーディネート機能を強化します。

(3) 地域ケアマネジメント体制の充実

- ①高齢者、障がいのある人、子ども、子育て中の親などの抱える地域課題が解決できる組織体制の構築を目指し、サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員・福祉委員・老人家庭相談員等の連携を深める機会を提供し、それぞれの役割と責任のもと、地域の人材とネットワークの強化を図ります。
- ②地域における活動拠点の確保・充実のため、保健福祉センター「はあとぴあ」をはじめ、多様な既存施設の有効活用を図ります。
- ③民生委員、社会福祉協議会、庁内関係部局等が緊密に連携することにより支援が必要な方の早期把握に努め、複合的な課題にも対応できるよう包括的相談支援体制を構築します。
- ④住民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう職員の専門性を高め、相談体制の強化を図ります。

(4) 生活しやすい環境づくりの推進

- ①既存の公共施設や道路、公園等のバリアフリー化を計画的に取り組めます。
- ②誰もが移動しやすい公共交通となるよう環境の整備を進めます。

(5) 危機管理体制の強化

- ①関係機関・団体等が連携し、災害時における緊急連絡体制を整備し、避難誘導などの支援を必要とする人の把握など避難体制の強化に努めます。
- ②防犯に関する講習会などを実施し、住民一人ひとりの防犯意識を高め犯罪が発生しにくい体制の強化を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
福祉委員会設置数(累計)	集落	28	37
地域ケア推進会議(個別会議)開催回数(年間)	回	0	2

児童福祉の充実

～子どもの笑顔が広がるまちづくり～

関連する
SDGs



現状と課題

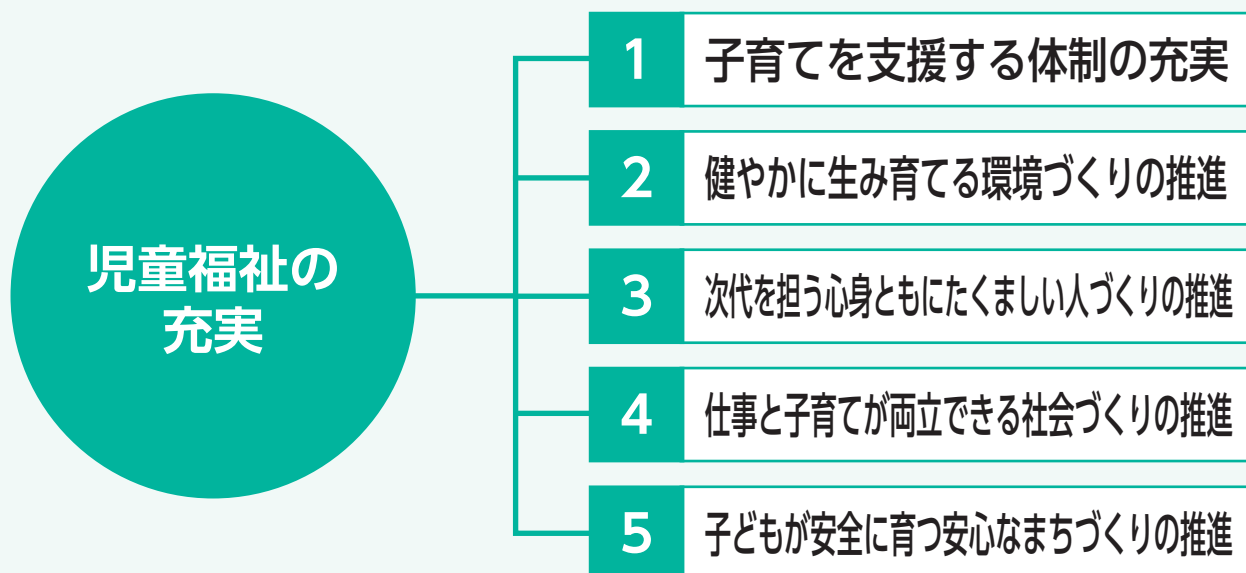
子ども・子育てを取り巻く環境は、核家族化や女性の就労意向の高まり等により保育ニーズが拡大しています。そこで、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、乳児保育、土・日・休日保育等を実施しています。また、児童虐待が社会問題化してきており、虐待予防に向けた子育て支援と併せ、迅速かつ適切な対応ができる体制の整備が急務となっています。

本町では、令和2年度に子ども・子育てサポートセンターを開設し、子育てに悩みや課題を抱える家庭を相談支援につなげることができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築や相談窓口の一本化、専門職の配置、相談対応職員の資質向上等により、さらなる相談体制の充実を図るとともに、児童相談所をはじめ関係機関との連携による児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化を図っています。

また、多面化する育児の悩みや育児の孤立を解消し、保護者が自信と責任感を持って子育てができるよう、専門家等による子育て相談会を実施しています。さらに子ども・子育てサポートセンターに要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者間で情報共有するとともに、必要に応じて専門的な支援につなげていますが、専門家への相談を希望しない場合も多く、関係機関へのつながりが課題となっています。

また、子どもの現在及び将来が、生まれ育った家庭の経済的状況等に左右されることのないよう、子どもの貧困対策を推進するとともに、子どもの権利を尊重し、子どもが自ら意見を表明し、実現するための取り組みを推進するための仕組みづくりを検討する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 子育てを支援する体制の充実

- ①妊娠・出産、子育てと子どもの成長や子育て世代のライフステージにあわせた負担軽減策を横断的に実施し、子どもの育ちを支援します。
- ②地域の人々や地域の交流を通して子どもの居場所づくりや、子どもが等しく豊かな体験ができる子育て支援のネットワークづくりに努めます。
- ③子ども・子育てサポートセンターを拠点とし、子育て中の親の不安や孤立感が軽減され、子どもの成長に喜びを感じられるよう、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで切れ目のない、また包括的かつ継続的な支援を行うための相談支援体制の充実を図ります。
- ④障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援とともに、成長過程に沿った継続的な支援を充実します。

(2) 健やかに生み育てる環境づくりの推進

- ①安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、関係機関との連携により切れ目のない支援の充実を目指します。
- ②望ましい生活習慣を身につけ、豊かな人間性を育むことができるよう、健康や食に関する正しい知識を普及します。
- ③子どもの健康支援のため、かかりつけ小児科の普及を図るとともに、安心して受診できる環境づくりを関係機関との連携により進めます。

(3) 次代を担う心身ともにたくましい人づくりの推進

- ①保護者が自信と責任感を持って子育てができるよう、情報や学習機会の提供、相談体制の充実に努めます。
- ②学校での学びを通し、子どもたちの「生きる力」を育むため、学校・家庭・地域が連携しながら教育の充実を進めます。
- ③子どもから大人への移行期である思春期に十分な知識と健全な意識を持てるように、保健学習を中心に学校や関係機関との連携のもと進めます。
- ④様々な地域活動を通じて、地域愛や情操を養うとともに、子どもたちの健全育成を推進します。

(4) 仕事と子育てが両立できる社会づくりの推進

- ①多様化する保育ニーズに対応するため、保育の質の向上に向けた取り組みを行うなど、保育サービスの充実に努めます。
- ②保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、育児休業制度や労働時間短縮等、仕事と子育てを両立できる就業環境の整備を促進します。
- ③男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう男女共同参画の理解を促進します。
- ④出会いの場やきっかけづくりをサポートするため、結婚を望む方への支援等を行います。

(5) 子どもが安全に育つ安心なまちづくりの推進

- ①子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもと過ごすことができる居場所づくりを進めます。
- ②子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ③交通事故や犯罪などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行うとともに、地域における登下校時などの見守り体制等を充実します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
子育てしやすいまちだと思う割合	%	78	90
子ども・子育てサポートセンター利用者満足度	%	—	90
父親を対象にした講座等の参加率	%	—	50
就学前児童保護者が、子育てしやすいまちだと思う割合	%	90	95

関連する
SDGs3 すべての人に
健康と福祉を4 質の高い教育を
みんなに8 働きがいも
経済成長も10 人の間の不平等
をなくそう11 住み続けられる
まちづくりを17 パートナリシップで
目標を達成しよう

現状と課題

超高齢社会を迎え、介護ニーズの増大や認知症高齢者の増加への対応と併せ、高齢者自身が支え手となって活躍することが不可欠となっています。

本町では、町民同士でお互いが支えあえるシステムとして、平成29年度より生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域包括ケアシステムの具体的な連携体制について話し合う機会を設けています。また、いつまでも自分らしく活動的に生活し、健康寿命を伸ばすために、老人会等と連携し、研修会やレクリエーションを実施しています。また、福井県民長寿祭への参加を促進するなど、生きがいづくりを推進するとともに、ふれあいサロンへの理学療法士等の専門職の派遣やフレイルサポーターを養成するなど、介護予防にも力を入れています。

今後、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、生きがいづくり活動機会の創出や高齢者自身が担い手となるためのしくみの構築を図るとともに、できるだけ要介護状態にならないための介護予防・フレイル予防につながる住民による主体的な活動を支援していく必要があります。併せて、生活習慣病等が将来の要介護状態のリスクを高めることを周知するなど、若い時期からの介護予防に関する知識を持つことができるような取り組みが必要です。

また、地域の介護ニーズの把握に努め、多様な主体によるサービス提供体制の確保及び質の向上への取り組みや在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、認知症になっても安心して暮らせるための理解促進と支援体制の強化、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

施策の体系

高齢者福祉
の充実

1 多様な介護予防と生きがい活動の推進

2 生活を支える環境づくり

3 介護保険制度の健全な運営

主要施策

(1) 多様な介護予防と生きがい活動の推進

- ①若い世代から「げんげん歩楽寿^{ぶらす}」を通じて将来の要介護リスクを下げる取り組みを推進します。
- ②要支援者等を対象とする訪問型・通所型サービス及びその他の生活支援サービスを行う「介護予防・生活支援サービス事業」と住民運営の通いの場等を充実させていく「一般介護予防事業」を実施し、より予防的な効果を重視した多様な内容でのサービス提供を推進します。
- ③高齢者と若年世代の交流事業の推進、老人クラブなどと連携した健康づくりや交流・学習、スポーツレクリエーションの場を充実させ、生きがい増進や趣味、ボランティア活動、就労などいろいろな形で高齢者の社会参加の機会の拡充を図ります。
- ④元気な高齢者が生活支援等の担い手となることによって、より一層元気に活躍できるよう、楽しく参加できる仕組みづくりに努めます

(2) 生活を支える環境づくり

- ①高齢者の多様な生活ニーズに対応し、地域で安心して生活していくことができるよう地域の状況に応じた生活支援サービスを充実していくために地域の互助の仕組みを推進します。
- ②住民ボランティア等の社会資源も活用し、サービスを受ける側と提供する側をつなげる状況に応じた多様なコーディネート活動を展開します。
- ③医療と介護の多職種連携及び在宅医療を推進し、医療・介護の関係機関による包括的継続的な在宅医療・介護が提供されるシステムの構築を進めます。
- ④認知症施策推進大綱に沿って、本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを整備します。

(3) 介護保険制度の健全な運営

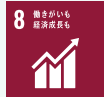
- ①介護サービスの選択の幅を拡げ、自分自身に必要なサービスを選択できるような情報提供を充実することにより、必要に応じたサービスの適切な利用を促進します。
- ②高齢者本人の状態に応じたケアマネジメントができる体制を強化します。
- ③サービス事業者連絡会での取り組みを通じて、事業者同士の情報共有やサービスの質の向上への取り組み等を支援します。
- ④各サービス事業者が質の高い人材を確保することで、サービスの質を高めることができるように支援します。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
要介護認定率	%	17.1	17.7
認知症サポーター数 (累計)	人	4,799	5,050
地域あいあいポイント制度 登録者数 (累計)	人	—	1,500
健康寿命の延伸	歳	男 78.74 女 83.18	男80.51 女84.84

障がい者（児）福祉の充実

～一人ひとりが尊重されるまちづくり～

関連する
SDGs

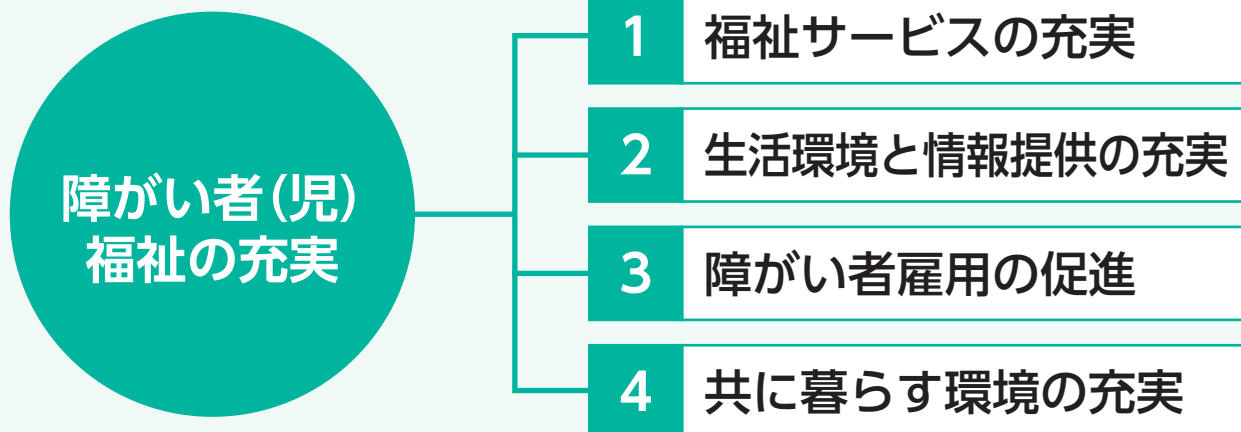
現状と課題

障がいをお持ちの方一人ひとりがもつ個性や能力を発揮し、自分らしく生きていくために、その人の状況に応じた適切な支援や合理的配慮が必要であり、そのためにも、きめ細かなサービスの充実やそれらを適切に利用できるための情報提供及び相談支援が必要です。

本町では、自立した生活を支援するため、敦賀市・若狭町の事業所に相談支援事業を委託し、相談支援の体制の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じた障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供に努めています。各種イベント等においては、手話通訳者や要約筆記による情報提供を行っていますが、担い手の確保が課題となっており、各機関と協力しながら手話通訳者、要約筆記者の育成に努めていく必要があります。

また、地域生活を送る上で、住民の障がいに対する理解は欠かせませんが、知的障がいや精神障がいなど見た目ではわからない障がいに対しての理解が進んでいない現状です。地域での見守りも民生委員が主体となっており、多様な主体による見守り体制の整備が課題となっています。今後は、障がい特性や合理的配慮等についての理解を深めるための取り組みをより一層推進するとともに、自立支援協議会や各種団体と連携し、地域で見守り支え合う体制を整備していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 福祉サービスの充実

- ①障がいのある人やその家族の多様化する要求に対応し、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障がいのある人が、地域で安定した日常生活または社会生活を営むことができるよう、本人や家族のニーズに対応したサービスの給付を行います。

(2) 生活環境と情報提供の充実

- ①障がいのある人が安全かつ安心して社会参加できるように、障がいのある人への交通安全意識の啓発や町民への「心のバリアフリー」の普及を図ります。
- ②情報の収集にハンディキャップのある視覚・聴覚障がい者に対して、情報提供が迅速かつ的確に行われるよう努めます。

(3) 障がい者雇用の促進

- ①一般就労の困難な障がい者の就労・訓練の場として、関係機関と連携して、地域活動支援センター事業や就労継続支援事業など、福祉的就労の場の拡大・充実を図ります。

(4) 共に暮らす環境の充実

- ①障がいのある人に対する理解を深める啓発・広報活動の充実を図ります。
- ②障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を有するグループホームの在り方と整備検討に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
障がいをお持ちの方が住みにくいまちだと思う割合	%	18.7	0
福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	人	3	6
グループホーム設置数(累計)	箇所	0	1

現状と課題

本町では、「減塩」や「減量」などを通じて健康を目指す「げんげん運動」に取り組んでおり、平成30年度からは、これらに「運動」を加えた「げんげん歩楽寿」を推進しています。げんげん運動の認知度は向上し、減塩は進んでいますが、メタボや高脂血症が増加している状況もあることから、食と運動の強化を図るとともに、町の医療費分析の結果や健診結果の特徴を地域の関係機関等と情報共有しながら、具体的な実施内容を検討していく必要があります。

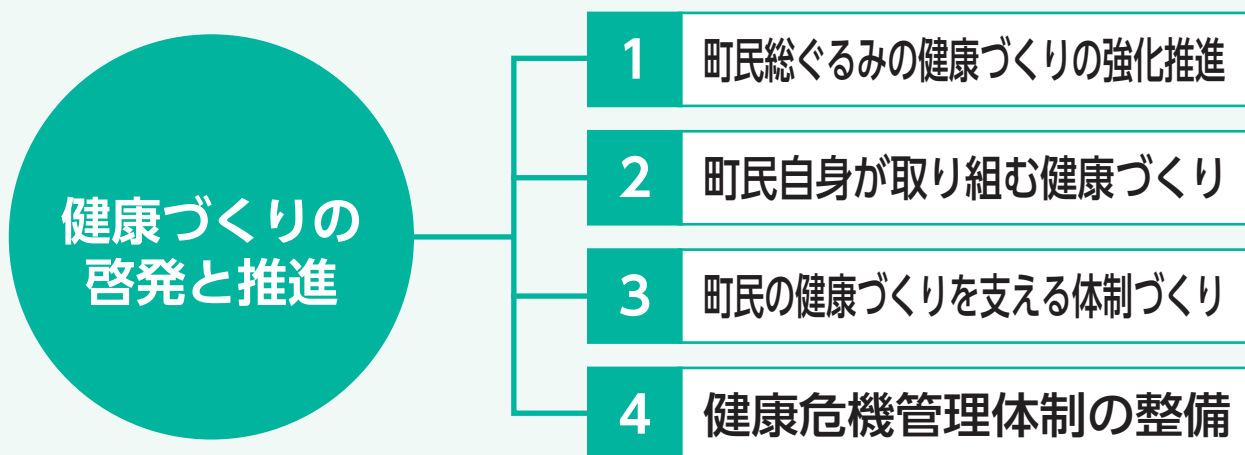
このほか、各地域での健康教室及び食生活改善推進員による料理講習会、ウォーキングイベントやフォーラム等を開催しています。今後は、「げんげん歩楽寿」も含め、住民による自主的・継続的活動を支援するとともに、健康づくりと介護予防の一体化に向けた体制の整備が必要です。

また、疾病の早期発見・早期治療に向けて、健診対象者全員に対し受診希望調査票を送付と未受診者への受診勧奨を行っています。引き続き、各種健診・検診の受診率を向上させるため、申し込みやすい希望調査票の作成や効率のよい受診勧奨、健診・検診の必要性についてのPR機会の増加を図る必要があります。

心の健康づくりでは、イベントや推進月間等啓発活動が中心となっているため、今後は、より積極的な自殺対策やゲートキーパー育成に取り組むとともに、不登校やひきこもり、DV等、心の健康づくりと関連する部署と連携を図りつつ、自殺予防についての具体策を示していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症等新規感染症の蔓延防止に取り組むとともに、災害時の感染予防対策において、関係機関との定期的な協議を行う必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 町民総ぐるみの健康づくりの強化推進

- ①医療機関との連携を図り、効果的な保健指導を実践し、より多くの方が「げんげん歩楽寿」に取り組んでいけるように環境の整備を進めます。
- ②年に1回、定期的に特定健診・保健指導、がん検診を受けることの必要性等をPRし、受診率向上に向けた取り組みを推進します。
- ③保育園・小中学校等関係機関と連携を図りながら、乳幼児期からの「げんげん歩楽寿」を推進します。
- ④健康教室、栄養指導等地域活動を奨励し、親子で“減塩”“減量”に取り組めるよう強化していきます。
- ⑤認知症や寝たきり（要介護状態）予防のため、介護予防事業とも連携を強化し、「げんげん歩楽寿」を推進します。

(2) 町民自身に取り組む健康づくり

- ①「健康みはま21後期計画（第2期）」に基づいて町民と協働による健康づくり運動「げんげん歩楽寿」を一層推進します。
- ②健康づくりイベント等の機会を活用し、各種団体と連携して、健康づくりの啓発に努めます。
- ③保育園・学校・各種団体等と協力・連携し、健康教育の充実と食育を推進します。

(3) 町民の健康づくりを支える体制づくり

- ①健康づくり推進協議会をはじめとする地域住民主体の健康づくりを支える団体の育成及び活動支援を行います。
- ②住民が自主的かつ積極的に健康づくり活動を展開できるよう、リーダーの育成、講習機会の充実等を図ります。また若年期からの「げんげん歩楽寿」普及を強化することで、将来の生活習慣病予防につなげます。
- ③正しい健康知識の普及や住民への健康教育を行うため、保健師、栄養士等の専門職の確保・拡充を図ります。
- ④身体発育状況、養育環境等の観察分析を行い、発達・肥満など優先される課題を選定し、他職種や関係機関と連携して、子育て支援に取り組みます。
- ⑤健康寿命の延伸に向けて地域全体の健康を取り巻く状況をとらえ、関係機関と連携して健康づくりに取り組みます。
- ⑥総合運動公園や健康楽膳拠点施設こるば等と連携し、健康づくりに関する環境の整備や情報の発信に努めます。
- ⑦二州健康福祉センター、医療機関、関係課等と連携をとり、心の健康づくり体制の強化を図ります。
- ⑧専門的な介入が必要な相談や支援では、社会福祉士等の専門職や支援機関と連携し、早期に介入できる体制を強化します。

(4) 健康危機管理体制の整備

- ①適切な時期に安心安全に予防接種を受けられるよう、保護者の意識を高めるための啓発に努めます。
- ②新興感染症（※1）や災害については、関係機関の助言指導のもと対策強化を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値（直近値）	目標値（R7年度）
特定健康診査 受診率	%	50.7	60.0
特定保健指導 実施率	%	66.7	80.0
がん検診 受診率	%	73.9	76.0
げんげん歩楽寿実践者の割合	%	67.2	80.0
1日の塩分摂取量が国の摂取基準値を超えている人の割合 〈基準値 男性 7.5 g未満 女性 6.5 g未満〉	%	男 70.2 女 79.4	男 62.5 女 71.5
メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合	%	31.6	25.0

（※1）新型コロナウイルス感染症等、かつて知られていなかった新しく認識された感染症で、局的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症

関連する
SDGs3 すべての人に
健康と福祉を9 産業と技術革新の
基盤をつくろう17 パートナリシップで
目標を達成しよう

現状と課題

本町では、誰もが安心して健康で過ごし、必要に応じて医療を受けることができるよう、町診療所への県医師派遣や医療機器の計画的導入を進めてきました。また、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療体制を提供していくため、地域の医療機関等と連携し、地域医療対策の推進に向けた町内医師との懇談会の開催等を行っています。

一方で、適切な地域医療を提供するための医療人材の確保が難しくなっており、引き続き県医師派遣を要望していくとともに、嶺南医療圏において4大病院（福井県立病院、福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院）並みの急性期医療体制をはじめとした機能の充実を関係機関に引き続き要望していく必要があります。

さらには、超高齢社会において、介護予防との連携した取り組みが重要になってきており、健康づくり事業や各種予防接種事業、健診事業、「げんげん^{ぶらす}歩楽寿」の推進等において、より専門的な連携・協力を図るとともに、糖尿病の重症化予防対策等、治療と保健指導の緊密な連携を図っていくことが必要です。併せて、在宅医療の推進について、関係者が共通の理解を持つための研修会等を実施するとともに、多職種がお互いの顔の見える関係づくりを進める必要があります。

施策の体系

地域医療対策
の推進

1 町立診療所の充実

2 地域医療の充実

主要施策

(1) 町立診療所の充実

- ①医療人材の確保、資質の向上及び在宅医療の適切な提供に努めるとともに、地域医療連携システムのICT（情報通信技術）導入等、医療設備の整備を図ります。
- ②疾病予防や健康管理についても、関係機関との連携強化を図ります。

(2) 地域医療の充実

- ①嶺南医療圏としての機能充実や、体制強化を図ります。
- ②医療機関等と介護施設等の多職種協働による医療の提供に努めます。
- ③かかりつけ医等の定着を図るため、適切な受療行動を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
かかりつけ医をもっている人の割合	%	73.7	80.0

関連する
SDGs

10 人や国の不平等をなくそう



17

パートナーシップで目標を達成しよう



現状と課題

本町では国民健康保険及び後期高齢者医療保険被保険者の一人当たりの医療費が高額となっているため、それを抑制することが、持続可能な制度運営の課題となっています。その対策としてこれまで、医療費通知やジェネリック医薬品の案内、多受診、頻回受診者への指導、健康診査の推進と適切な保健指導を行ってきましたが、十分な成果が出ていない状況にあります。

引き続き、保健事業との連携を図りながら医療費の適正化に向けた取り組みを推進する必要があるとともに、納税者の更なる利便性の向上を図りつつ、収納率向上や事務の効率化につながる新たな収納方法を検討、導入し、医療保険事業の適正な運営を行う必要があります。

施策の体系

医療保険事業の
適正な運営

1 医療費適正化対策の推進

2 財源の確保

主要施策

(1) 医療費適正化対策の推進

- ①医療費通知、ジェネリック医薬品の普及啓発をすることによって加入者の医療費に対する意識向上を図ります。
- ②専門職員によるレセプト点検や各種医療費の分析により、その結果に合わせた各保険事業を推進することで、適正な医療費の給付を図ります。
- ③「がんげん歩楽寿^{ぶらす}」を推進することにより、「自分の健康は自分で守る」という自主的な健康管理についての意識を醸成します。
- ④医療機関と連携し、データ分析を踏まえた保健事業の推進を行うとともに、重症化予防に向けた個別的な保健指導を充実します。

(2) 財源の確保

- ①国民健康保険を県と共同運営するにあたり、課税方式の一本化に向けた検討を行います。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
1人当たり医療費(国民健康保険)	円	510,000	490,000
1人当たり医療費(後期高齢)	円	940,000	910,000

III-III

基本目標3

活気とにぎわいのある まち

農業の振興

～攻めと守りの農業の両立～

関連する
SDGs



現状と課題

価格の低迷やコストの増加により農業経営が厳しい中、担い手の減少や後継者不足、高齢化が進んできています。また、企業の定年延長が進んでいることにより、定年後農業をするという人が減ってきています。

本町では、中山間農地を中心に耕作する担い手に対する機械整備補助要件の緩和や中山間地域等直接支払交付金を活用した急傾斜地、小区画農地の耕作支援等を行うとともに、都市部での出展により、新規就農者の確保を図ってきました。今後、さらなる人口減少、少子高齢化により産業全体で担い手不足が懸念される中、ICTや機械・施設リースの検討など農作業の負担軽減のための取り組みや新規参入者に対する初期投資の軽減を図るとともに、農業研修施設の整備にあわせて、女性が意欲的に活躍できる仕組みの検討等を行う必要があります。

また、園芸機械導入による経営の多角化・複合経営への展開支援、大規模園芸ハウス及び新規就農者の園芸ハウスでの事業開始に伴う施設・機械整備にかかる初期投資の負担が大きいなどの課題に対し、園芸ハウスの整備等に係る費用負担の軽減や園芸導入等に係る営農指導等のサポート等が必要です。

さらに、有機農業を視野に入れた更なる安全安心な農産物生産を推進するとともに、農業の多面的機能を踏まえ、耕作放棄地対策や地産地消、食育等を推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域を支える人創り

- ① 認定農業者や農業経営体及び就職者の育成、円滑な就農支援等により、担い手の確保に努めます。
- ② 関係機関と連携し、農業経営に必要不可欠な技術力・経営力・販売力を学ぶ研修拠点を整備します。
- ③ 地域農業の維持・発展に向け、地域コーディネーターの発掘・配置を推進します。
- ④ 女性が意欲的に活躍できる仕組みを検討し、農業経営に参画できるよう努めます。

(2) 未来に絆ぐ経営体の育成

- ① 効率的、安定的な農業経営に向けた基盤整備や規模拡大、複合化、多角化を支援します。
- ② 新たな労働スタイルの構築や農商工・福祉と連携した仕組みを検討します。

(3) みんなが集うむらづくり

- ① 人・農地プランの実質化に向け、関係機関の連携・協力のもと、各集落での話し合いによる合意形成に対し、総合的な助言・指導を行います。
- ② 地域全体の農地等の維持・管理を強化するための地域活動を支援するとともに、小規模農家や兼業農家への支援策について検討を行います。
- ③ 鳥獣害対策について、適切な施設管理・駆除対策を徹底し、農地の保全に努めます。
- ④ 遊休農地や耕作放棄地等の復田対策も含め、有効的な農地利用を推進するため、営農モデルの作成及び営農モデルに沿った地域活動の取り組みを支援します。

(4) 美し農産物の魅力づくり

- ① 特色ある農産物や伝統野菜の高付加価値化を目指すとともに、農産物直売所等を活用し、農産物の消費拡大、地産地消を図ります。
- ② 関係機関と連携した幼少期からの食育や健康づくり、農業体験活動等を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
集落営農組織数(累計)	組織	4	5
認定農業者数(累計)	人	31	32
新規就農者数(累計)	人	3	11

関連する
SDGs



現状と課題

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、「森林環境税」が徴収され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の費用に充てられることとなりました。

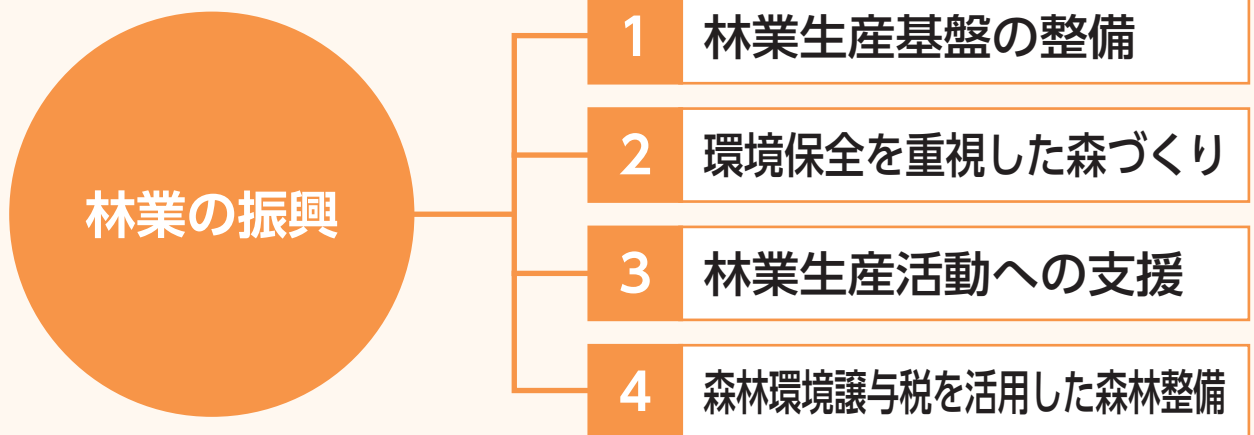
本町では、間伐材の搬出・運搬に要する経費の助成や枯損木等の伐採及び広葉樹等の植栽、松くい虫の被害防除のため薬剤散布、樹幹注入の実施等を行っています。

また、林業機械の老朽化が著しく、また林業従事者の確保の点からも、新たな機械を導入するための支援策を検討し、作業効率化による生産性向上や労務費の削減を図る必要があります。

さらに、森林所有者の高齢化により境界の情報が失われてきており、森林所有者による計画的・一体的な施業が行えない状況にあり、森林境界の確認作業に対する支援を強化していく必要があります。

林道整備については、間伐の現場から道路までの作業道・作業路の整備に対して補助してきましたが、劣化が激しい箇所が多く、事業費も膨大となることから、劣化の激しい林道の計画的な整備推進と早期復旧による災害防止に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 林業生産基盤の整備

- ①林道の経年劣化箇所調査・整備を行い、災害を未然に防げるように努めるとともに、災害箇所の早急な復旧に努めます。
- ②作業現場への効率的なアクセスの確保や運搬コストの低減のため、林内路網の整備等を推進します。
- ③生産性の向上や労務費の削減のため、高性能林業機械の導入を支援します。

(2) 環境保全を重視した森づくり

- ①松くい虫被害防止のため、防除の効果を検証しながら、守るべき松林に対して薬剤散布や樹幹注入を行い、的確な予防と駆除を行います。
- ②シカ等による森林被害を減少させるため、森林組合や猟友会等と連携して対策に取り組みます。
- ③持続的な造林保育を進め、森林がもつ公益的な機能増進を図ります。
- ④自然災害や森林病害虫等により機能が低下している森林機能回復を図るため、広葉樹等を植栽し、美しい森林景観を再生します。

(3) 林業生産活動への支援

- ①林業就業者の身分保障や労働力の安定確保のための退職金制度などを支援します。
- ②経営安定のため、林業事業者が主体となって行われる事業に対して支援します。
- ③森林の多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策が適時適切に行われるよう支援します。

(4) 森林環境譲与税を活用した森林整備

- ①森づくりを通じた防災・減災対策に努めます。
- ②森林・林業従事者の育成に努めます。
- ③森林環境の保全と森林資源の適正な利用を図ります。
- ④森林整備による影響を検証し、耳川流域の自然豊かな環境維持に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
森林境界の確認地区数(累計)	件	4	9

関連する
SDGs

8 働きがいも
経済成長も



9

産業と技術革新の
基盤をつくろう



14

海の豊かさを
まもろう

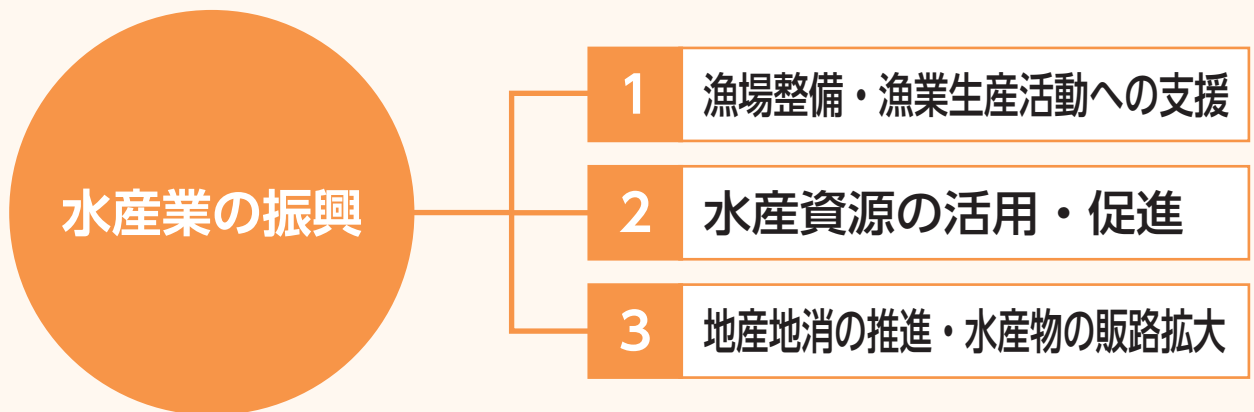


現状と課題

漁港、漁場保全に向けて、計画的な漁港の整備をはじめ、沿岸漁業資源の管理強化やつくり育てる漁業を推進するため、漁港関連施設の改修工事実施や藻場の造成、稚魚稚貝放流及び内水面漁業団体への放流に対する補助等を実施してきました。

このほか、観光と連携し、はあとふる体験推進事業における漁業体験を実施しているほか、美浜塩熟ぶりや熟成魚の都市部での提供を進めておりますが、引き続き町内外の飲食店等への営業活動を実施し、提供店の拡大を図る必要があるとともに、さらに今後は、県や漁業協同組合と連携して、新たな漁業就労者の確保・育成を行う必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 漁場整備・漁業生産活動への支援

- ① 漁港施設及び水産機能施設の老朽化に伴う改修工事を実施し、計画的に漁港の保全・改修、水産機能施設等の整備を推進します。
- ② 藻場再生事業や稚魚放流などの実施による水産資源の確保を継続します。
- ③ 魚礁設置等により漁場生産力の回復を推進します。
- ④ 内水面漁業については、「久々子しじみ」や「アユ」等の環境生態調査や資源増産に結びつく対策を実施し、漁獲高の増産を目指します。
- ⑤ 福井県や漁業協同組合と連携して、新規漁業就労者の確保・育成に努めます。

(2) 水産資源の活用・促進

- ① 地域資源を活用した漁業体験を拡充して交流人口の増加を図ります。
- ② 「美浜のへしこ」「塩熟ブリ」等地域の伝統的な食文化を活かしたブランド化を推進します。
- ③ 地元の優れた素材と新たな加工技術の習得により、「若狭美浜寒がり・ひるが響」「美浜熟成魚」等高品質で安全・安心な水産加工品の開発を推進します。

(3) 地産地消の推進・水産物の販路拡大

- ① 学校給食等への利用拡大や地元消費に安定的に対応できる生産・販売・流通体制を確立し、地産地消を推進します。
- ② 都市部等への出向宣伝やアンテナショップ等での地元水産物のPRに努め、新たな販路、新たな需要の開拓を進めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
新規漁業就労者数(累計)	人	2	7
久々子湖におけるシジミ漁獲量(年間)	t	3.5	4.5

関連する
SDGs

8

働きがいも
経済成長も

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう

12

つくる責任
つかう責任

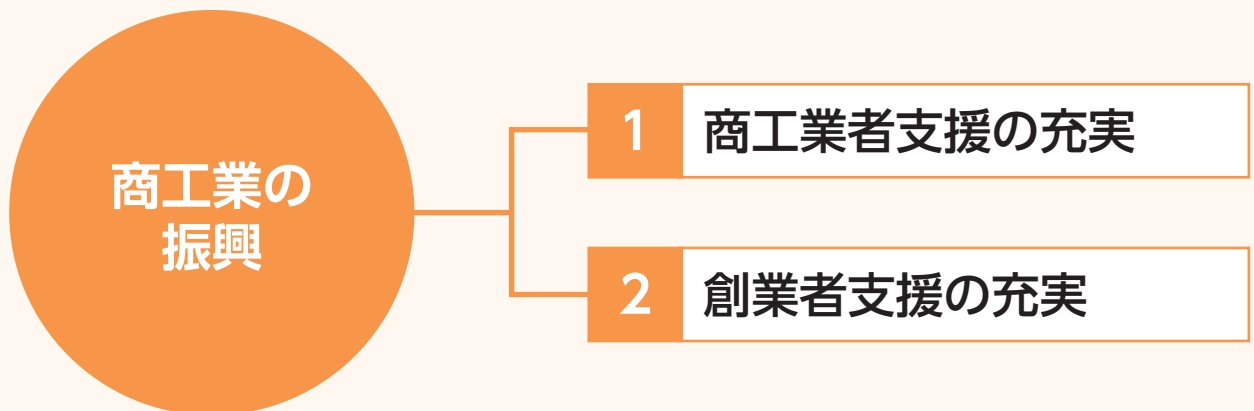
現状と課題

地元商工業者は地域の産業振興のみならず、地域活動においても重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少や社会経済環境の変化等により、厳しい状況が続いていることから、事業承継への対策と起業支援が重要な施策のひとつとなっています。

また、美浜町が住みにくいと感じる点について、「商業施設が少ない」が最も高く、また、住みたくない理由として「買い物や余暇活動に不便だから」が最も高く、定住促進や生活基盤の維持等の観点からも商業の活性化を図っていく必要があります。

本町では、地元商工業者の経営支援のための貸付金、利子補給の実施や商工会と連携した創業塾を実施しています。また、創業支援に対する窓口の設置や計画策定を行っていますが、町内で起業する人が少ない状況であり、資本力が弱くても起業・事業参入が可能となるような仕組みづくりが要です。

施策の体系

商工業の
振興

1

商工業者支援の充実

2

創業者支援の充実

主要施策

(1) 商工業者支援の充実

- ①町内での消費喚起を促進するとともに、商工業者の活性化を図ります。
- ②中小企業経営安定資金の融資制度の充実を図り、中小企業退職金共済掛金補助等を実施し、商工業者への経営安定を支援します。

(2) 創業者支援の充実

- ①わかさ東商工会、日本政策金融公庫、町内金融機関等と連携し、創業者への支援を強化します。
- ②商工会等と連携し経営・人材育成・販路拡大・IT活用手法についての研修を実施し、地域産業の新陳代謝を促し地域経済の好循環を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
新規創業件数(累計)	件	2	12

関連する
SDGs



現状と課題

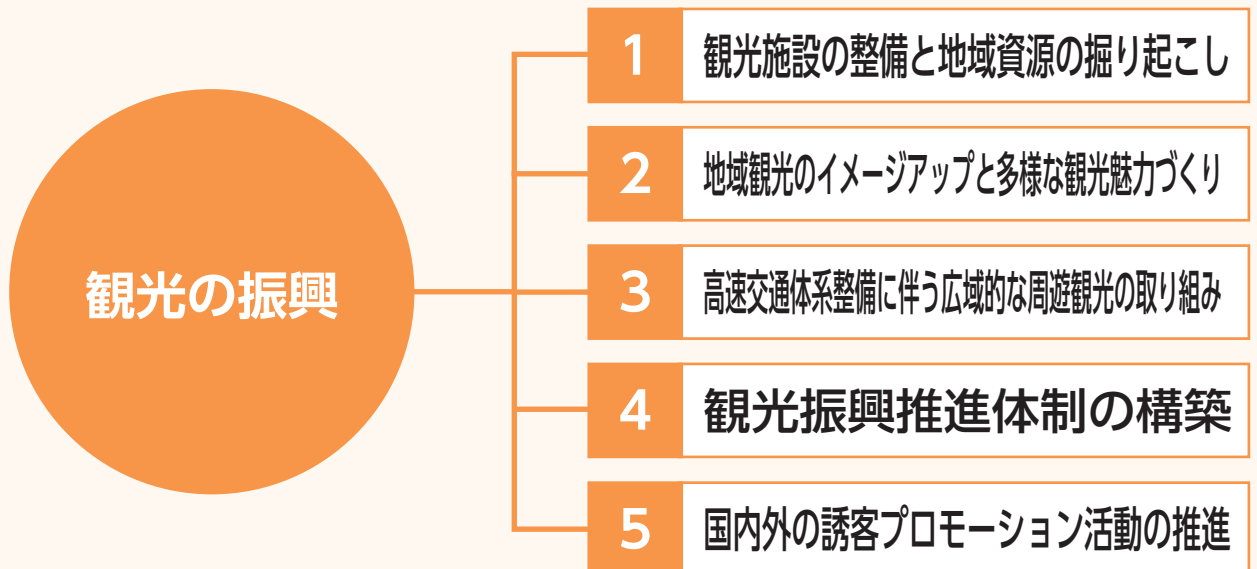
これまで本町では、特色ある民宿経営を支援するため、民宿魅力アップ研修会の開催や各種イベントを活用した民宿の魅力発信に取り組んできました。また、本町の産業特性を活かした四季型観光を目指し、トレッキングコース及びサイクリングロードの整備や古民家の再生等を実施するとともに、はあとふる体験事業の推進や定期的な集客が見込めるスポーツ・文化合宿などの誘致促進を行っています。さらに、観光施設の整備と資源の掘り起こしに向けて、三方五湖ゾーンのさらなる整備活用や外国向け情報発信・PRツールの作成等に取り組んでいます。

また、インバウンド政策の推進もあり外国人観光客が増加してきていましたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、観光産業は大きな打撃を受けており、いわゆる新しい生活様式に対応した観光の在り方を模索していく必要があります。

さらに、民宿経営者や地元観光協会、はあとふる体験事業の指導者など観光業を担う人材の高齢化、後継者不足が課題となっており、推進体制の強化に向けて、町内の補助団体組織の自立・スリム化、観光DMO設立による観光振興組織体制の強化と人材の確保育成を図る必要があります。

一方で国吉城址や興道寺廃寺などの観光資源の活用と周辺の施設整備、ガイド育成等による受け入れ態勢の整備を進めるとともに、北陸新幹線敦賀開業に向け、嶺南6市町における広域連携の推進、二次交通の確保等を推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 観光施設の整備と地域資源の掘り起こし

- ①豊かな自然環境の保全と観光資源としての環境整備を図ります。
- ②レインボーライン・三方五湖の環境整備を行い、三方五湖周遊滞在型観光の充実を図ります。
- ③四季型の観光を目指し、体験型観光の充実を図ります。
- ④歴史文化や史跡の修景整備による観光活用を図ります。
- ⑤3ゾーン（三方五湖・敦賀半島西海岸・新庄山里）の魅力アップ事業を促進します。
- ⑥観光客の美浜駅から町内観光施設へのアクセス手段の充実を図ります。

(2) 地域観光のイメージアップと多様な観光魅力づくり

- ①旅館・民宿における特色ある魅力づくりと受け入れ対応の充実を図ります。
- ②まちぐるみでの観光おもてなしの実現に向けた、行政・観光関係者・町民の意識改革と人材育成に努めます。
- ③「食」や自然鑑賞・体験型観光など地域特性を生かした滞在型観光を促進します。
- ④ホームページやパンフレット・ポスター等相乗効果の高いツールを充実させ、魅力ある情報の発信に努めます。

(3) 高速交通体系整備に伴う広域的な周遊観光の取り組み

- ①来訪者の視点にたった交通案内体制の整備を進めるとともに、効果的かつ効率的な情報発信を行います。
- ②県内外にわたる多様な広域連携と広域観光の推進を図ります。

(4) 観光振興推進体制の構築

- ①観光協会やDMO等の観光振興組織の強化と連携を図ります。
- ②指導者研修やコーディネーターの育成に努め、レベルの高い受け入れ環境の整備を進めます。

(5) 国内外の誘客プロモーション活動の推進

- ①北陸新幹線敦賀開業を見据え、首都圏や北陸新幹線沿線地域を重視した観光プロモーション活動を行います。
- ②福井県内及び近隣府県の活動と連携した観光プロモーション活動の推進を図ります。
- ③交流のある台湾を中心にインバウンドに向けた観光プロモーションの推進と受け入れ体制の整備に努めます。
- ④アウトドアレクリエーション、スポーツ、芸術文化活動に関わるサークル等による合宿誘致を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
電池推進遊覧船乗船者数 (年間)	人	—	64,000
レインボーライン入場者数 (年間)	人	375,461	583,000
インバウンド入込客数 (年間)	人	13,011	20,000
宿泊数 (年間)	泊	41,356	70,000

関連する
SDGs



現状と課題

産業間・異分野企業の連携から新たな価値を生み出す動きが活発になってきており、そのきっかけとなる交流機会の創出や新商品・新サービス開発への支援が求められています。

また、IoT、AI、ビッグデータの活用など未来技術が急速に開発・浸透してきており、Society5.0を見据えた取り組みとして、これまでの分野を超えた新規参入や分野間の連携の重要性がさらに高まっています。さらに、新型コロナウイルス感染防止対策を講じる中でテレワークやワーケーションなど新たな働き方を見据えた環境整備が必要です。

本町においても、各分野の産業がそれぞれの強みを活かしつつ連携し、新たな技術の活用を促進することで、地域経済の好循環と新たな価値の創出を推進していく必要があります。

また、若狭美浜インター産業団地の早期分譲を目指し、経済・雇用情勢や企業ニーズに応じた誘致活動を推進するとともに、サテライトオフィスの誘致や北陸新幹線敦賀開業に伴う新たなにぎわいの創出など、時代や環境変化に対応した産業振興を図っていく必要があります。

さらに、本町では美浜町スマート・コンパクトシティ魅力創造拠点化事業として、美浜町立地適正化計画及び美浜町地域づくり拠点化整備基本計画等に基づき、事業を実施しています。

実施に当たっては、今後のまちづくりの視点から他関係機関と連携し、地域づくり拠点化施設（道の駅）を中心とした、新たなにぎわい空間を作り出す必要があります。

施策の体系

産業振興による
にぎわい創出

1 企業誘致の推進

2 産業間の連携強化と雇用の創出

3 新たなにぎわいの創出

主要施策

(1) 企業誘致の推進

- ①若狭美浜インター産業団地の早期分譲を目指して、積極的な企業誘致活動を展開します。
- ②経済情勢等を注視し、企業ニーズに対応した優遇制度の充実を検討します。
- ③サテライトオフィス誘致等により、テレワークやワーケーション等新たな働き方を実践するための環境整備を図ります。

(2) 産業間の連携強化と雇用の創出

- ①誘致企業の相互連携や誘致企業と町内事業者との連携により地域経済の総合的な発展を促進します。
- ②農林水産業や商工観光業が連携し、様々な人が交流できるにぎわい空間を創出します。
- ③シルバー人材センターや商工会、ハローワーク等との連携を強化し、雇用の確保を目指します。

(3) 新たなにぎわいの創出

- ①北陸新幹線敦賀開業に向けて、地域づくり拠点化施設（道の駅）を核とした施設整備等を行います。
- ②街歩きを楽しめるような心地よいまちなか空間をデザインします。
- ③JR美浜駅からなびあすまでの間の町道整備に伴い、若者の起業等を支援し、町の中心部に商業施設等を集中させにぎわいの空間を創出します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
誘致企業数(累計)	社	8	14
サテライトオフィス等の誘致数(累計)	社	—	1
誘致企業による町民雇用者数(累計)	人	39	100

関連する
SDGs



現状と課題

本町では、原子力発電所が立地する町として、原子力発電に加えて美浜町エネルギービジョンに基づき再生可能エネルギーの利活用と理解促進に向けた事業展開を進めています。今後は、美浜町エネルギービジョンを浸透させつつ、新たな産業構造の実現や人材育成に取り組むとともに、地元や隣接自治体の理解を得ながら、施策・プロジェクトを推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域振興策の推進

- ①電源立地地域対策交付金等を活用し、地域振興策や地域産業の育成に努めます。

(2) エネルギー産業の推進

- ①エネルギー関連企業や大学、近隣施設等とのネットワークを構築し、新しい産業の創出に努めます。
- ②原子力発電所の廃炉が現実となり、地域経済へ与える影響を把握するとともに、廃炉に対するビジネス等、新たな産業の創出を支援します。

(3) 再生可能エネルギーを活用したまちづくりの推進

- ①美浜町エネルギービジョンに基づく再生可能エネルギーに関する施策・プロジェクトを推進するとともに、福井県の「嶺南Eコースト計画」や、近隣市町の構想と連携した広域的なエネルギー利用の取り組みにより、持続可能な地域の発展を図ります。
- ②町民の再生可能エネルギーへの関心を高めるための意識啓発事業に努めます。

(4) 交流人口の拡大と人材育成

- ①エネルギー環境教育体験館「きいぱす」の活用により、幅広い世代の交流を促すことで、交流人口の拡大を図るとともに、地域の人材育成の充実に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
エネルギー環境教育体験館利用者数(年間)	人	30,974	48,000
再生可能エネルギーの利用意向(理解度)	%	63.2	73.0

Ⅲ-Ⅳ

基本目標4

豊かな自然環境と
心安らぐまち

関連する
SDGs



現状と課題

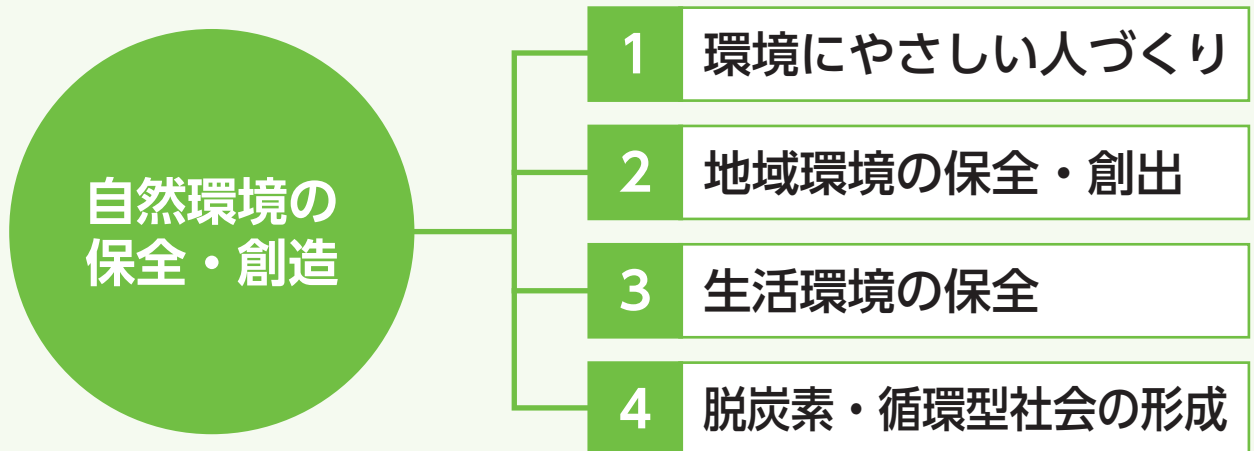
町民意識調査では、本町のイメージとして、ほとんどの人が海や山など自然豊かなまちであると思うと回答し、また、美浜町で住みやすいと感じる点として公園や自然環境を挙げる人が最も多くなっており、本町の強みのひとつとしてその保全を図っていくことが重要です。

本町では、三方五湖等の生態系に配慮した水辺環境の保全に向け、生息・水質調査や多様性保全のための自然再生への取り組みを各種団体や関係機関と連携して実施しているほか、自然環境保全意識の高揚に向けた美浜環境パートナーシップ会議を開催しています。

引き続き、水質汚濁防止など地域環境を守る意識の高揚を図りつつ、水質保全のために必要な措置を講じるとともに、三方五湖生物多様性保全推進事業の成果を踏まえた事業の推進を図る必要があります。

また、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の推進のため、公共施設等への再生可能エネルギー導入の推進と町民・事業者に向けた環境負荷の低減に関する取り組みの普及啓発を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 環境にやさしい人づくり

- ①環境に関する情報発信や学習会の開催等により、町民・事業者の意識啓発を図ります。
- ②三方五湖一斉清掃活動の開催など環境活動の機会を提供するとともに、地域における主体的な環境保全・美化活動を支援します。
- ③町民・事業者・町によるパートナーシップ体制の構築や環境関連団体の情報交換の場づくりを通じて、各主体が協働して環境保全活動に取り組むことができる体制をつくります。

(2) 地域環境の保全・創出

- ①里山里海湖をはじめとした自然環境や生物多様性に関する情報発信・啓発を行うとともに、公共事業における計画的な保全対策を実施します。
- ②本町の自然資源や農水産物などの自然の恵みの持続的な利用に向けた取り組みを支援します。
- ③地域の自然・まちなみ景観の保全や歴史資源の保存、伝統文化の継承を支援するとともに、イベントや情報発信を通じて、地域の魅力をPRします。

(3) 生活環境の保全

- ①環境汚染の未然防止や不法投棄の防止に向けた町民・事業所への啓発・指導や監視体制の強化を行います。
- ②所有者に対し、空き家・空き地の適正管理について啓発を行います。
- ③水の有効利用、水源涵養の取り組みについて情報発信し、啓発します。

(4) 脱炭素・循環型社会の形成

- ①公共施設への再生可能エネルギーの導入を図るとともに、町民・事業者における再生可能エネルギーの普及、低炭素な電力利用を支援します。
- ②公共施設における省エネ活動の実施や省エネ型設備の導入、BEMSの導入、ZEB化などの対策を通じて脱炭素社会を推進します。
- ③行政及び町民・事業者における3Rの取り組みや再生利用製品の利用を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
環境関連イベント開催回数(年間)	回	4	5

関連する
SDGs



現状と課題

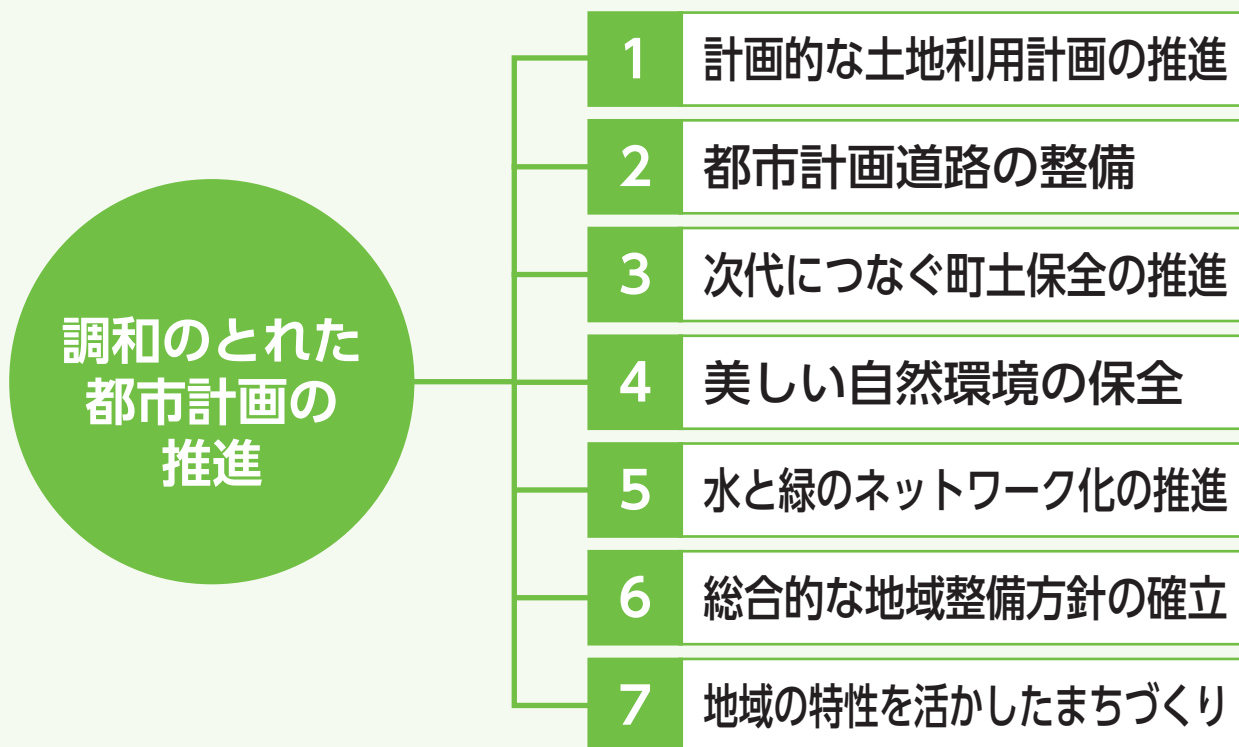
都市計画の推進については、周辺環境の変化も考慮しながら、将来計画や構想に基づき、開発の誘導・規制に努める必要があります。更に、地域住民の生活や利便性に配慮した都市計画道路の見直しと整備を県と連携を取りながら行っていく必要があります。

本町では、都市計画マスタープランに基づき用途区域及び都市計画道路の見直しを進めていますが、人口減少等に伴い、生活機能の維持と効率的かつ利便性の高い行政サービスの実施の観点からコンパクトなまちづくりが求められています。

そこで、美浜町スマート・コンパクトシティ魅力創造拠点化事業として、美浜町立地適正化計画及び美浜町地域づくり拠点化整備基本計画を作成し、コンパクトなまちづくりの推進に向け計画に基づく事業を実施しています。

さらに本町は町の名である「美しい浜」をはじめとした自然環境に恵まれており、保全活動については、行政だけでなく地域住民や関係機関等と連携し自然を守る活動を推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 計画的な土地利用計画の推進

- ①町のコンパクト化を推進するために、町の中心部へ施設等を集中させ、中心部に移動しやすい交通手段の構築を行い、誰もが暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ②未利用地を公園や駐車場等に利用するなど、計画的に未利用地の利用を推進します。
- ③都市計画等の将来計画や構想に基づき、安定した均衡ある土地利用の確保に努めます。

(2) 都市計画道路の整備

- ①地域住民の利便性に配慮し、現在の状況に応じた都市計画道路の見直しを行い、整備効果の高い路線から整備を推進します。

(3) 次代につなぐ町土保全の推進

- ①建設海岸の管理者である県へ整備促進の要望を通して、波浪による災害の防止を進めます。
- ②管理者による河川等の維持管理を行い、町土の保全を推進します。
- ③被災時には区、県、国などの関係機関と連絡を密にし、早急な現地対応を図ります。

(4) 美しい自然環境の保全

- ①行政・各種団体の連携とともに、地域住民の水辺景観の保全活動への参画を推進し、継続した活動を行えるように努めます。
- ②地域住民や関係機関等と連携し、町の名にふさわしい「美しい浜」を守るための活動を推進します。
- ③関係機関とも調整の上、山林における被災箇所を復旧し、美しい山並み景観の保全に努めます。

(5) 水と緑のネットワーク化の推進

- ①緑化活動の推進のため、活動団体へ資材提供などのサポートを行い、継続した活動や、活動範囲の拡大を行えるように努めます。
- ②地域間交流の場となるために、公園施設の利便性の向上を図るとともに、景観の保全に努めます。

(6) 総合的な地域整備方針の確立

- ①町内における現在の土地利用状況を把握し、現状に即した用途区域へと見直しを行います。
- ②土地の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めます。

(7) 地域の特性を活かしたまちづくり

- ①地域の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
自然が豊かであることに対する意識度	%	79.2	80.0
「美しい浜」を守る活動回数(年間)	回	5	10
緑化運動推進団体数(累計)	団体	40	42

III-V

基本目標5

快適で安全安心な まち

関連する
SDGs11 住み続けられる
まちづくりを9 産業と技術革新の
基盤をつくろう13 気候変動に
具体的な対策を17 パートナリッ
プで目標を達成しよう

現状と課題

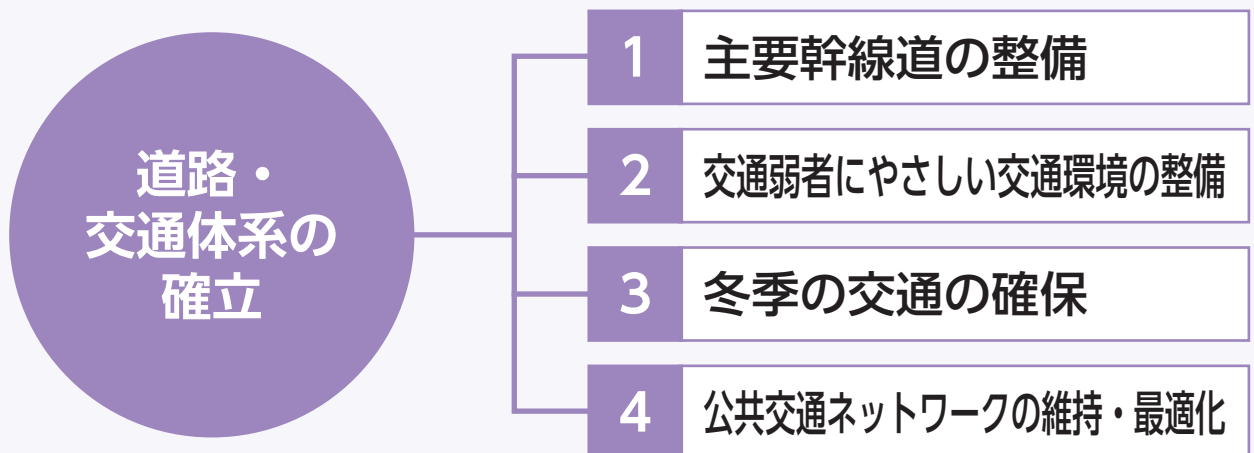
町民意識調査の結果をみると、道路・交通体系の確立に対する満足度が前回と比べて低下する一方で重要度は高まっています。美浜町の住みにくい点としても道路・交通機関が不便とする人の割合が高く、その整備・充実が大きな課題となっています。

主要幹線道については、物流や観光面で重要な役割を果たすことに加えて、防災上の観点からも整備が求められることから、早期完成に向けて関係機関へ要望を続けていくとともに、関係機関との連携による計画的な整備やきめ細かな道路管理、橋梁・トンネルの長寿命化を図る必要があります。

また、冬期間の安全な道路・交通の確保に向け、車道を含め新たに整備される道路状況を踏まえた除雪を行っていく必要があることから、除雪計画の見直し等体制を強化していく必要があります。

公共交通では、JR小浜線の利用促進活動を実施してきましたが、利用者は年々減少しています。また、路線バス、コミュニティバスにおいても、固定客や学生等の利用者の減少が続いている中で、今後の公共交通のあり方を再検討する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 主要幹線道の整備

- ①舞鶴若狭自動車道の4車線供用に向けて、嶺南2市4町や観光・商工団体等と連携して実現に向けた取り組みを進めます。
- ②防災面から新庄松屋～滋賀県高島市間の道路整備について、関係機関との連携を図りながら早期実現を目指します。
- ③高規格幹線道路網による地域間の連携・交流の充実、強化に努めます。
- ④県道竹波・立石・縄間線において、越波対策工事の早期完成を関係機関に求めています。
- ⑤町の主要な幹線道路について、関係機関との連携のもとに優先順位を見極めながら整備を進めます。
- ⑥防災や景観に配慮しながら、無電柱化による整備を検討します。
- ⑦主要な観光地を結ぶ道路を「観光道路」として位置づけ、地域住民や関係機関等が互いに協力し合い、きめ細やかな道路管理の仕組みの構築を目指します。
- ⑧橋梁及びトンネルの長寿命化修繕計画による点検と修繕工事を実施します。

(2) 交通弱者にやさしい交通環境の整備

- ①道路網整備（通学路の歩道設置など）について整備計画を策定し、効率の良い施設整備に努めるとともに、通学路を中心に既設の安全施設の点検を行い、計画的に維持・修繕を行います。

(3) 冬季の交通の確保

- ①車道・歩道除雪路線計画については、除雪箇所の新規、廃止を含めた計画の見直しを行います。
- ②住民等の自主的な除雪作業を支援するため、小型除雪機の購入等を検討します。

(4) 公共交通ネットワークの維持・最適化

- ①コミュニティバス運行計画の細かな調整・改善を行い、利用者数の増加、1便当たりの乗合率向上のために利用促進、住民への浸透に取り組みます。
- ②将来の利用者になりうる保育園、小中学生への公共交通利用の働きかけを推進します。
- ③将来を見据え、利用者の利便性向上のための公共交通ネットワークのあり方を再検討します。
- ④北陸新幹線敦賀開業を見据え、県や嶺南市町と連携しながら、JR小浜線の利用促進を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
コミュニティバス利用者数 (年間)	人	10,874	15,000
JR 美浜駅 1日あたり乗降者数	人	222	244
無電柱化の路線延長	m	—	529
町内道路環境の満足度 (体系、環境保全、除雪等)	%	—	70
おもてなし推進活動の参加団体数 (年間)	団体	—	14

水道・下水道の整備

～水道水の安定供給と自然にやさしい下水道の推進～

関連する
SDGs



現状と課題

水道事業では、配水管の老朽化が進んでおり、施設の維持管理及び管路や施設の耐震化を進めるとともに、水需要に応じた安定した水道水の供給が必要です。

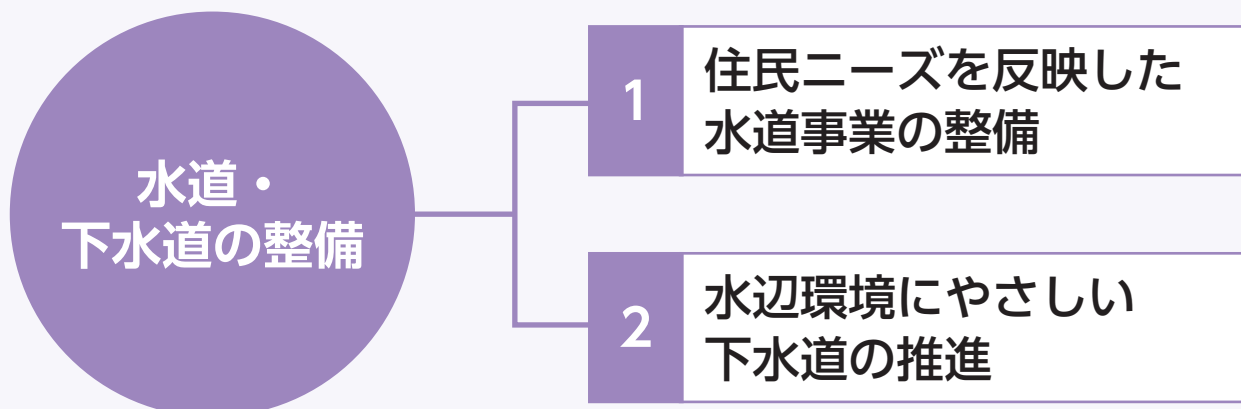
本町では、平成27年度に策定した「新美浜町水道ビジョン」に基づき、計画的に耐震管への布設替を実施するとともに、菅浜地区までの上水道管の延伸工事を実施しています。

今後は、計画的な上水道管の延伸工事と、簡易水道地域の配水管の布設替工事を実施するとともに、防災機能強化のため耐震管への布設替も検討する必要があります。

下水道事業では、公共下水道区域に隣接する集落排水処理施設の公共下水道への統合を進めており、令和2年度には坂尻、佐柿地区農業集落排水処理施設の公共下水道への統合を実施しました。

引き続き、統合可能な集落排水処理施設の公共下水道への統合に向けた検討を行い、集落排水処理施設の公共下水道への統合をさらに推進する必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 住民ニーズを反映した水道事業の整備

- ① きめ細やかな漏水調査と迅速な漏水修理により、有収率の向上に努めます。
- ② 管路・施設の計画的・効率的な耐震化工事を実施します。
- ③ 水源水量に余裕のない東部及び菅浜簡易水道に上水道の余剰水を供給することにより、安心して安定した水道水の供給を図ります。
- ④ 簡易水道事業特別会計を上水道事業会計へ統合するとともに公営企業会計へ移行し健全経営に努めます。

(2) 水辺環境にやさしい下水道の推進

- ① 公共下水道区域に隣接する集落排水処理施設の公共下水道処理施設への統合整備を進めます。
- ② 適正な維持管理を図るため、使用料の改定検討を進めます。
- ③ 水洗化率向上のため、接続促進のPR活動に努めます。
- ④ 公共下水道事業特別会計及び集落排水処理事業特別会計を公営企業会計へ移行し健全経営に努めます。
- ⑤ 各污水处理施設の長寿命化計画に基づき、改築費用等の平準化を進めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
有収率	%	86.0	91.0
基幹管路耐震化率	%	49.0	57.0
水洗化率	%	80.9	82.5

町土保全対策の推進

～安心で快適なまちづくり～

関連する
SDGs

現状と課題

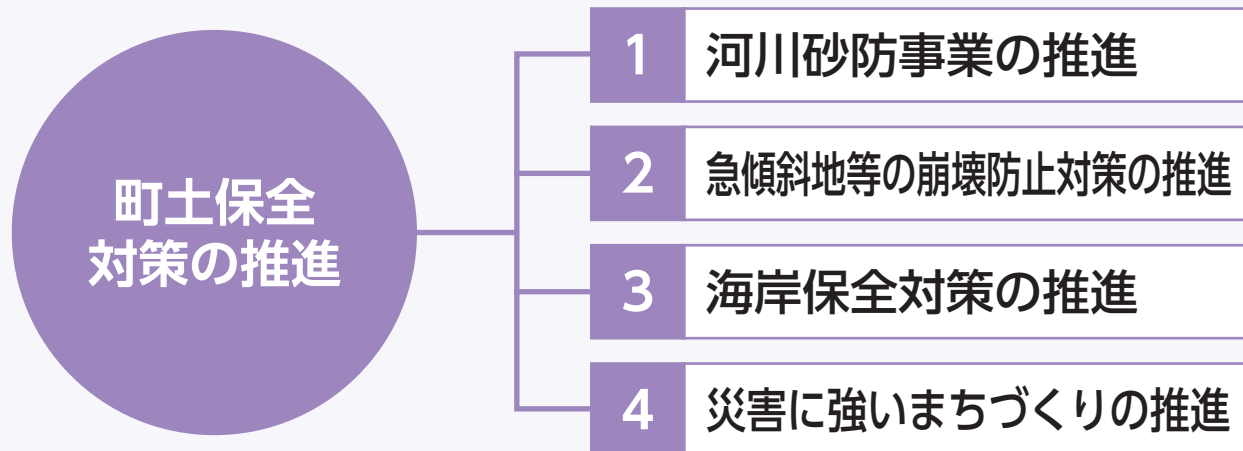
近年、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しており、防災・減災対策の強化、国土強靱化が求められています。

本町では、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年度に国土強靱化地域計画を策定しました。この計画に基づき平時から大規模自然災害等を想定し、事前の対策を計画的に実行する必要があります。

また、普通河川の改修や急傾斜地崩壊危険区域における崩壊防止対策について、緊急時の高いものから整備を進めるとともに、県に対しさらなる離岸堤の整備、防波堤の改良・強化、階段工の事業に取り組むよう要望を行っており、引き続き、計画的な整備と継続的な要望を行っていく必要があります。

また、災害による被害を最小限に抑えるため、避難場所や避難経路の確保及び迅速な避難行動を支援する体制の整備を進めるとともに、ライフラインの早期復旧に向けた連携体制の強化を図っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 河川砂防事業の推進

- ①2級河川や砂防指定河川の改修については県に対し、早期の事業着手を求めます。
- ②普通河川については改修計画により、緊急性の高い河川から整備を進めます

(2) 急傾斜地等の崩壊防止対策の推進

- ①急傾斜地崩壊危険区域内における緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます。
- ②指定区域内の既存施設についても点検を行い、点検の結果必要な箇所については改修を行います。

(3) 海岸保全対策の推進

- ①離岸堤などの整備による海岸浸食対策として、県に対し、早期の事業着手を求めていきます。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

- ①防災・減災に資する計画を策定することにより、災害による被害の最小化を図ります。
- ②避難場所や避難経路の確保等災害に備えた環境整備を行います。
- ③スムーズな避難誘導や避難時に有用となる情報提供体制の整備を進めます。
- ④関係機関と連携し災害等有事に備えた体制の強化を図ります。
- ⑤災害発生後、ライフラインの早期復旧に向け関係事業者等との連携体制を強化します。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
防災アプリの登録者数 (累計)	人	—	4,100
災害時の避難場所 認知度	%	55.6	100

定住・空き家対策の推進

～若者定住と快適な住環境の推進～

関連する
SDGs

現状と課題

人口減少に歯止めをかけるための施策を推進する中で、特に若者の定住を促進する必要があることから、本町では、平成28年度から美浜東「美し野」ニュータウンの分譲を行ってきました。引き続き、美し野ニュータウンの早期完売を目指すとともに、さらなる若者の定住促進のため、新たな分譲地の整備や民間賃貸住宅の充実を図っていく必要があります。

また、空き家に関する各種調査の結果をデータベース化するとともに、空き家情報バンクの運用を進めてきました。今後は、さらなる空き家の利活用を促進するため、空き家情報バンク制度をPRするとともに、空き家の購入・リフォームへの支援の充実を図る必要があります。

町営住宅については、老朽化した施設について計画的な修繕を実施するとともに、必要に応じて高齢者対応を図っています。引き続き、長寿命化に向けた計画的な整備を図るとともに、今後ますます高齢化の進行が予想される中、安全・安心な暮らしを確保するための施設・設備の整備を進めていく必要があります。

施策の体系

定住・空き家
対策の推進

1 若者の定住化促進

2 空き家対策と住環境整備の推進

3 町営住宅の整備

主要施策

(1) 若者の定住化促進

- ①美浜東「美し野」ニュータウンの早期完売と、新たな分譲地を整備することで若者の移住定住を促進します。
- ②宅地分譲とあわせて、出身集落へのUターンを見据え宅地整備、住宅建築に対する支援施策を積極的に推進し、若者の移住定住を促進します。
- ③定住対策として結婚や子育て支援、Uターン施策、住まいへの支援施策等の充実に努めます。

(2) 空き家対策と住環境整備の推進

- ①定期調査を踏まえ、空き家の所有者情報や躯体状況をデータベース化し、管理と運用に活用します。
- ②NPO等の関係機関と連携し、空き家バンク登録を積極的に進めながら、空き家の利活用を推進します。
- ③空き家の購入・リフォームへの支援を充実させ、空き家の利活用及び居住環境の向上を図ります。

(3) 町営住宅の整備

- ①ライフサイクルコストの縮減効果と、バリアフリー化や福祉対応設備設置のニーズ対応するための大規模修繕を実施し、長寿命化を図ります。
- ②小規模修繕箇所対策について、適正な維持管理に努めるとともに計画的な改修を行います。
- ③耐用年数を既に経過している住宅、既に新規入居者の募集を停止している住宅等については、現入居者の入居替え及び退去に伴って順次取り壊し、適正な管理戸数を目指します。

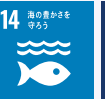
成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
町が分譲した住宅地の販売数 (累計)	区画	51	73
空き家バンク登録数 (累計)	件	36	61
空き家マッチング数 (累計)	件	17	37
年少人口数	人	989	1,000

快適な生活環境の推進

～良好な生活環境の維持と資源循環型社会の推進～

関連する
SDGs



現状と課題

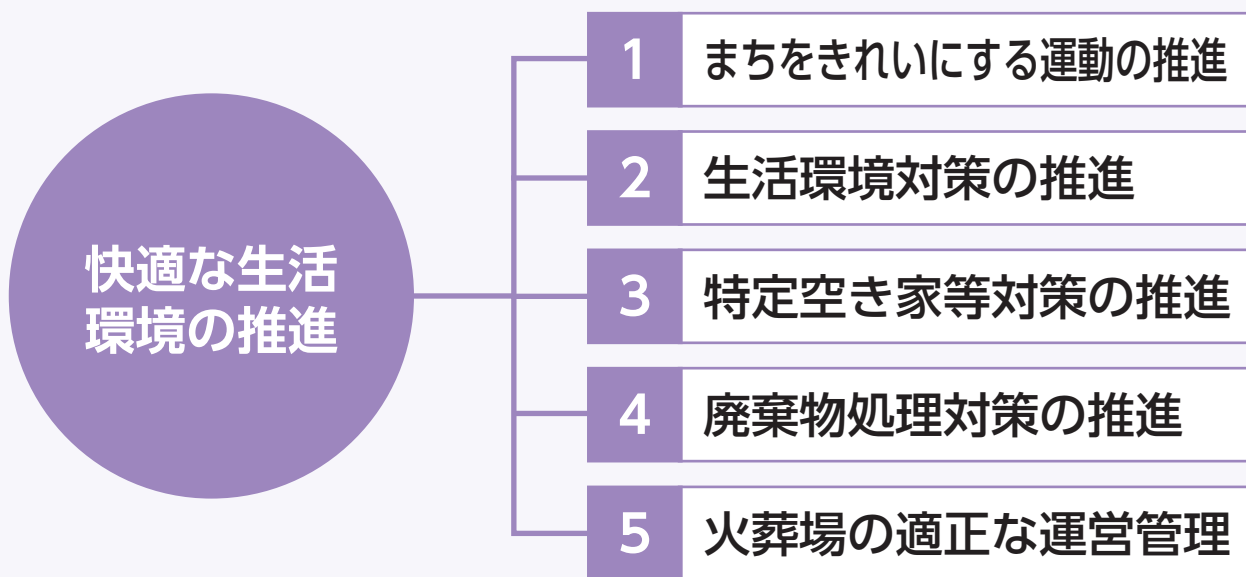
地球温暖化対策や環境汚染問題は地球規模で対応すべき課題であり、本町においても、資源循環型社会の形成や廃棄物の適正処理を進めていくため、住民、事業者、行政が一体となって地元住民との連携による環境活動や意識啓発を強化する必要があります。

また、人口減少・高齢化が進む中で集落内において特定空き家等が増加し、その安全管理が課題となっていることから、所有者の意向の把握に努めつつ、関係機関と連携し適正管理に向けた助言・指導を行うとともに、解体支援を進めていく必要があります。

また、ごみ排出抑制に向けて広報誌、ホームページ等で啓発を凶っていますが、ごみ排出量が増加傾向にあることから、引き続き広報活動を行っていく必要があります。

火葬場の管理については、施設の老朽化及び不足施設（大型炉・動物用炉）への対応を検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) まちをきれいにする運動の推進

- ①関係機関・団体との連携のもと、ごみのポイ捨てをなくすための啓発や指導に努めます。
- ②不法投棄防止パトロールの計画的な実施等、不法投棄の起こりにくい環境の整備を進めます。

(2) 生活環境対策の推進

- ①害虫駆除等の環境衛生対策に取り組みます。
- ②公害や環境汚染等が発生した場合には、速やかに現状を確認し、問題の解決に取り組みます。

(3) 特定空き家等対策の推進

- ①特定空き家等の所有者や地域住民に対し、適正管理について助言指導するとともに、空き家解体制度の周知を図ります。
- ②特定空き家等の所有者等が勧告を受けてなお助言・指導に従わない場合は、関係機関と連携し法的措置についての検討を行います。

(4) 廃棄物処理対策の推進

- ①ごみの排出量を削減し、環境負荷の少ない無駄のない地域社会を創出します。
- ②リサイクル商品やリユース商品を積極的に使用することで、循環型のまちづくりに貢献します。
- ③衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、適正な廃棄物処理に努めます。

(5) 火葬場の適正な運営管理

- ①計画的に点検、修繕して、適正な維持管理に努めます。
- ②施設の設定備や利用時間等、利用者の利便性向上に努めます。

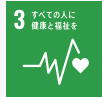
成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
ごみ総排出量 (一人当たり)	kg	371.9	350.0
ごみリサイクル率	%	21.9	25.0
特定空き家解体制度利用者件数 (累計)	件	10	20

消費者保護対策の推進

～消費者の被害防止と救済支援体制の充実～

関連する
SDGs

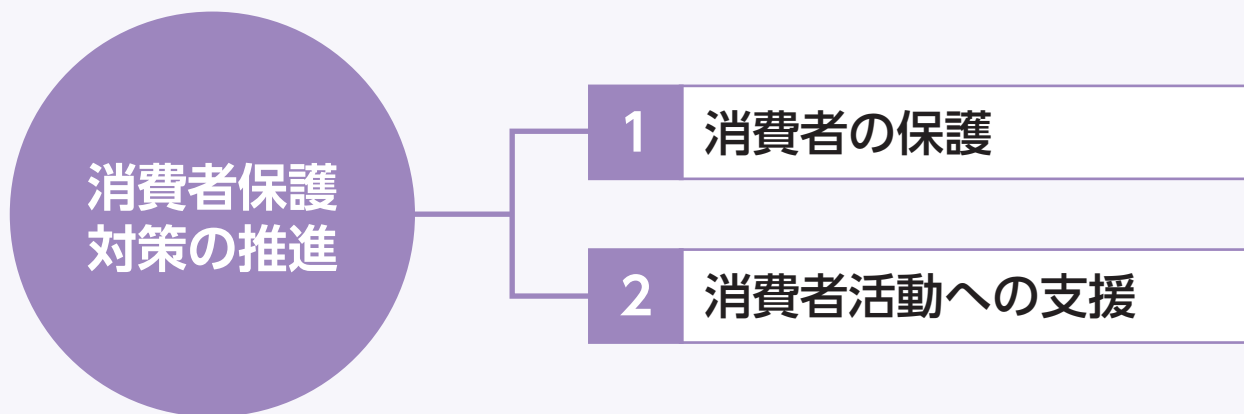


現状と課題

通信販売やネットオークションの拡大、キャッシュレス決済の普及など、流通・消費生活が変化してきており、消費者被害やトラブル防止に向けた意識啓発が必要です。

本町では、嶺南消費生活センターと連携し、消費者保護に関する情報提供や広報による啓発、相談等を行っています。引き続き、国・県・消費生活センターとの連携を強化し、消費者被害、トラブル防止に向けた広報啓発活動や相談窓口の充実を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 消費者の保護

- ①日頃から情報収集に努め、消費者の権利や消費生活をめぐる様々なトラブル及び対処方法の啓発に努めます。
- ②多様化する消費者からの苦情や相談に適切に対処するため、相談窓口を充実して被害の未然防止と迅速な対応に努めます。

(2) 消費者活動への支援

- ①町から委嘱している美浜町消費生活推進委員の方と共に活動し、一層の啓発、調査、製造者責任の監視などを進めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
消費生活推進委員 活動件数(年間)	件	1	3

関連する
SDGs



現状と課題

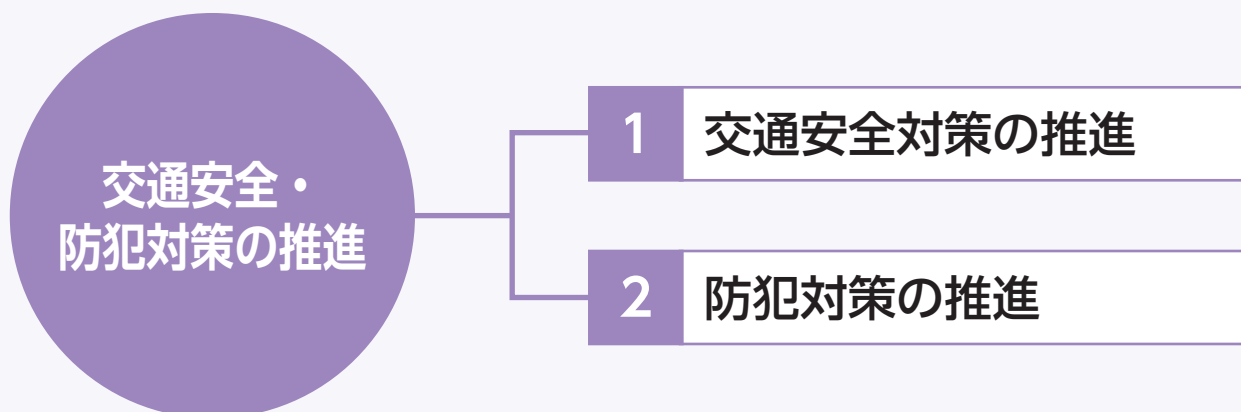
全国的に重大な交通事故や凶悪犯罪等の発生、報道がなされ、安全・安心に対する関心が高まっており、対策の強化が求められています。

本町では、交通安全対策として、交通指導員による街頭指導、啓発活動に加えて、警察や交通安全協会と連携し、町民の交通安全の意識を高める広報活動を実施していますが、交通指導員の確保が課題となっており、積極的な広報活動により担い手の確保を強化する必要があります。

また、地域づくり拠点化施設（道の駅）の整備等により、車や人の流れが大きく変わることも想定されることから、危険箇所の見直し等を進める必要があります。

防犯対策では、青色回転灯車両によるパトロールやイベントにおける雑踏警備を実施しています。しかしながら、活動内容についてあまり住民に周知されておらず、活動内容を周知することで防犯意識の向上につなげる必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 交通安全対策の推進

- ①関係機関・団体との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。
- ②通学路や危険個所を中心にカーブミラーやガードレール、視線誘導標の設置などの整備を推進します。

(2) 防犯対策の推進

- ①防犯灯設置等と維持管理体制の確立により、犯罪が起きにくい環境の整備に努めます。
- ②防犯意識の高揚を図るため、行政や警察、防犯隊等と連携を図り防犯パトロールや啓発活動を行います。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
交通安全教室 開催数(年間)	回	20	22

防災体制の充実

～自助・共助・公助による地域防災力の向上～

関連する
SDGs



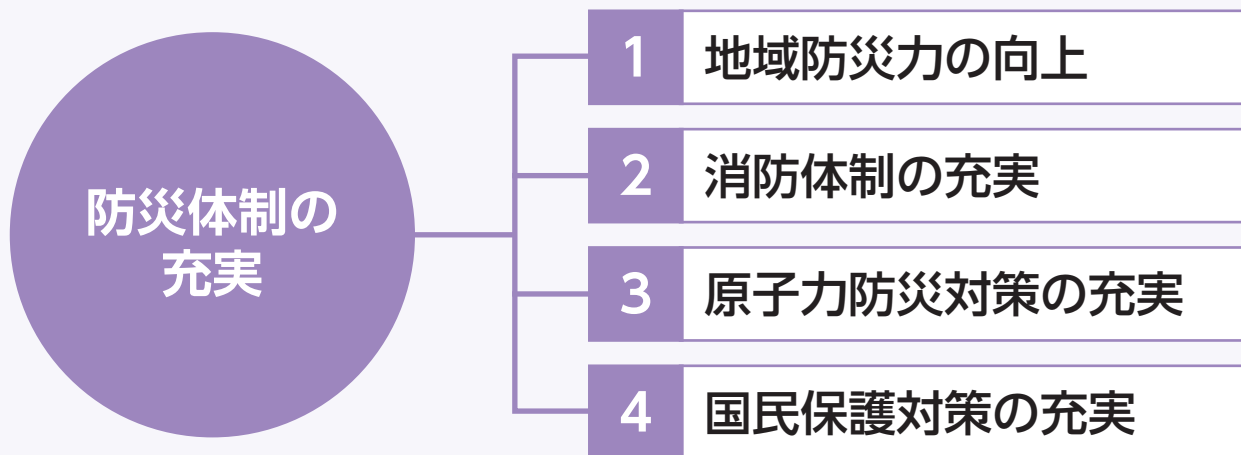
現状と課題

自助・共助・公助による地域防災力の向上のため、普段からの備えや地域のコミュニティ形成が重要となります。

本町では、住民に対して防災意識向上のため、美浜町防災ハンドブックの配布や防災訓練の実施、出水期前対策会議を開催しています。また、地域における防災力の向上を図るため、各区や自治会に対し自主防災組織の設立補助や運営補助、資機材購入のための補助を行っています。

しかしながら、自主防災組織の整備が進み活発な活動が行われている区や自治会がある一方で、活動が低調な区や自治会が散見されることから、住民への災害に対する情報提供の充実と自助意識の醸成を図る必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 地域防災力の向上

- ①防災意識の啓発を行うとともに、台風や集中豪雨等による自然災害に対して、住民、住民組織、事業者、行政が連携して住民の生命、財産を守り被害の軽減に努めます。
- ②防災士等、地域のリーダーとなる人材を育成し、自助、共助を基本とした自主防災組織の設立を促進します。
- ③自主防災組織の育成・指導・連携を図り、資機材の整備充実に努めます。
- ④自主防災組織の連携により、地域防災力の向上と減災に向けた取り組みを進めます。

(2) 消防体制の充実

- ①火災予防に対する意識の高揚を図ります。
- ②消防車両等の資機材や救急救命体制の充実を図ります。
- ③地域消防の要である消防団員の確保に努めるとともに資質の向上を図ります。

(3) 原子力防災対策の充実

- ①国や県に防災対策の充実を要請するとともに、関係機関と連携した防災対策の強化を図ります。
- ②原子力防災に関する知識の普及・啓発に取り組めます。

(4) 国民保護対策の充実

- ①武力攻撃等の有事の際に、住民の生命、財産を保護するため平時から国や県などの関係機関との連携を密にし、危険発生時には適正な運用を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
自主防災組織数(累計)	集落	19	37

関連する
SDGs

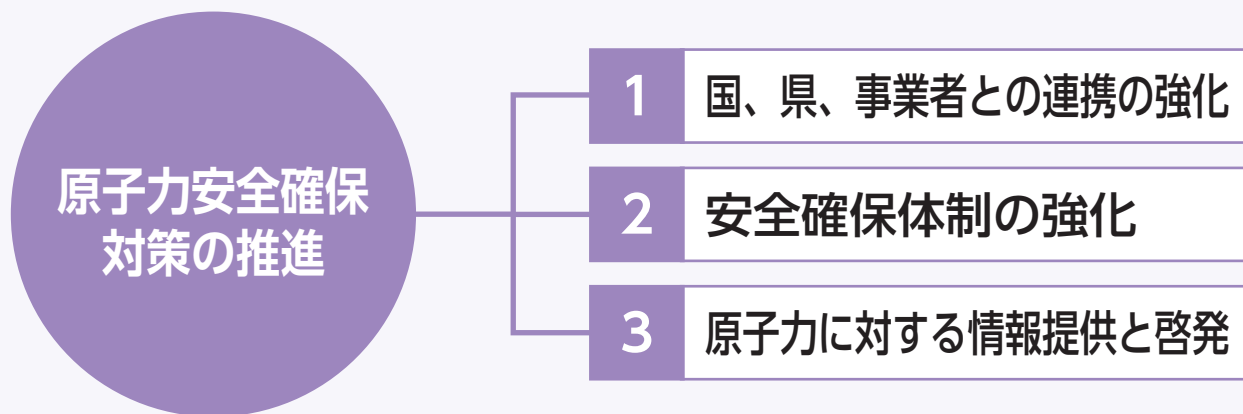


現状と課題

原子力発電所立地自治体として、県とともに国や電力事業者に対して、より一層の安全確保に向けた取り組みの強化を求めています。

本町では、国関係省庁への安全対策に係る要請活動や電力事業者の安全対策を確認するとともに、関係機関や電力事業者等から情報収集し、広報誌やCATV等での広報を行っており、今後とも、住民が原子力について正しく理解・判断ができるよう普及啓発等に積極的に取り組む必要があります。

施策の体系



主要施策

(1) 国、県、事業者との連携の強化

- ①国や県、事業者と連携し、原子力発電が抱える様々な課題の解決に努めます。
- ②安全協定を遵守するとともに、状況に応じて協定内容の充実を図ります。

(2) 安全確保体制の強化

- ①職員の専門的知識の向上に努めます。
- ②原子力環境安全監視委員会の活動の充実を図ります。
- ③県と連携した、安全対策の確認に努めます。
- ④国や事業者に対して、安全対策の充実を要請します。

(3) 原子力に対する情報提供と啓発

- ①原子力に起因する課題や問題等の情報を的確且つ積極的に提供します。
- ②放射線、放射性物質の特性や原子力発電に関する知識の普及、啓発を図ります。

III-VI

基本目標6

みんなで築く協働のまち

関連する
SDGs16 平和と公正を
すべての人に4 質の高い教育を
みんなに5 ジェンダー平等を
実現しよう10 人の間の不平等
をなくそう

現状と課題

本町ではこれまで長年にわたり人権を尊重する意識の高揚のため、様々な啓発活動を進めてきました。その成果を土台に美浜町全体が人権を大切に「まち」へと推進しています。近年は、多文化共生や性的マイノリティなど、多様な価値観や個性、違いを認め合うことの重要性が認識されてきている一方で、近隣関係の希薄化やコミュニケーション方法の変化等により、いじめや虐待、DVなど人権が侵害されている状況が見えにくくなり、また、SNS等による誹謗中傷が社会問題化しています。

本町では、互いの人権を尊重しあうことのできる町の実現を目指し、美浜町人権尊重啓発協議会による町民人権講座、美浜町人権教育研究会による人権教育講演会を実施しています。また、各保育園・学校において、人権教育の基本的・理論的な学習の場を設けているほか、12月の人権週間における町内事業所等での啓発活動や各小学校で人権教室開催等を行っています。

引き続き、関係機関等との連携を深め、様々な機会を通じて人権が侵害されている状況を把握し、必要な支援や保護につなげていくとともに、SNSの使用や性的指向・性自認に関すること、外国人の人権など、新しい人権問題について、関係団体等と連携しながら、効果的な教育、啓発を図っていく必要があります。

施策の体系

人権尊重への
取り組み

1 人権学習・啓発の推進

2 人権擁護の取り組み

3 人権が尊重される社会の実現

主要施策

(1) 人権学習・啓発の推進

- ①各保育園・学校において、自主的・主体的研究と創意工夫に満ちた人権教育に積極的に取り組みます。
- ②美浜町人権教育研究会の活動を中心に、生きる力としての学力を志向した学習指導の充実、仲間づくりや生活習慣の確立を志向した生活指導の充実を図り、さらには不登校をはじめとする今日的教育課題も視野に入れながら、保育園・小学校・中学校の発達段階に即した研究実践を行います。
- ③講演会や体験型学習などを通じて人権学習の充実を図ります。
- ④美浜町人権尊重啓発協議会の活動を中心に、家庭、職場、集落など、社会教育のあらゆる場を通じて、身近なところから人権について考える機会を提供するとともに、人権に関する活動を広く町民に知らせ、町民一人ひとりの人権意識の向上を図ります。

(2) 人権擁護の取り組み

- ①あらゆる人権問題を含めた人権擁護に係る事業を推進します。
- ②人権擁護に係る相談窓口の拡充を図るとともに、潜在する暴力などの把握と解決に向けた取り組みを推進します。

(3) 人権が尊重される社会の実現

- ①美浜町人権教育研究会を中心とする保育や学校教育と、美浜町人権尊重啓発協議会を軸とした社会教育との連携をはじめ、庁内及び関係機関・組織とのネットワーク強化を図ります。
- ②個人情報保護やプライバシーの問題など、人権尊重の視点をもってそれぞれの行政を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
町民人権講座 参加者数(一回あたり)	人	160(平均)	180(平均)

関連する
SDGs



現状と課題

国は第四次男女共同参画基本計画を策定し、あらゆる分野での女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備を目指しています。本町でも、平成30年度を初年度とする「第3次美浜町男女共同参画推進計画」を策定し、計画に基づく取り組みを推進しています。

これまで、各集落に男女共同参画集落推進員を設置し、地域における男女共同参画の推進を図ってきましたが、一方で、意思決定の場での女性の参画はまだ十分とはいえず、地域での男女共同参画の推進体制について検討する必要があります。

また、個人の個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画の環境づくりを進めるためには、地域だけでなく、企業や関係機関と連携し、町民や企業、団体等に向けた啓発や、生涯にわたる包括的な健康支援、女性に対する暴力の根絶に取り組むとともに、様々な場面において、性の多様性も踏まえた男女共同参画の在り方について考え、取り組んでいく必要があります。

施策の体系

男女共同
参画社会の
さらなる推進

1

男女平等を理解し人権を
尊重するまちづくり

2

男女が共につくる
地域社会の形成

3

協働による
男女共同参画社会づくり

主要施策

(1) 男女平等を理解し人権を尊重するまちづくり

- ①美浜町人権尊重啓発協議会の活動を軸として、住民が自ら男女共同参画について取り組める環境づくりに努めます。

(2) 男女が共につくる地域社会の形成

- ①集落における慣行・しきたりを見直し、改善するための話し合いの場を創出し、自主的な活動を支援・促進します。
- ②地域における方針決定過程への女性の参画拡大により男女共同参画の視点を反映させることができるよう推進します。
- ③地域の女性パワーを活かし、まちづくり等に女性が積極的に活躍する場づくりの提供に努めます。

(3) 協働による男女共同参画社会づくり

- ①男女共同参画社会の意識啓発活動の実施や情報提供を行うなど、男女共同参画社会の実現に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
審議会等の女性登用率	%	28.7	35.0

関連する
SDGs

現状と課題

グローバル化が進む中、国際交流を通じた人材育成や異文化を理解し認め合う地域社会づくりが重要になっています。

本町では、保育園や学校において、ALTによる英語教育を通して国際化社会の進展に対応できる人材の育成を進めています。また、台湾石門国民中学校とのホームステイ事業や台湾石門区との交流事業を行っていますが、台湾新北市石門区とのホームステイ事業を除くと町内における国際交流活動の機会は少なく、中心となる人材育成も進んでいないのが現状です。外国人に向けたまちづくりに係る情報発信も十分ではなく、まちづくりへの参画が少ないことから、イベントや行事への案内等、町内在住外国人との交流機会の創出や情報発信の充実を図る必要があります。

また、観光地での外国人の利便性向上のため、宿や観光施設等への無料Wi-Fiの整備を進めています。今後も、より多くの施設への整備と併せ、多言語通訳者の確保や宿、飲食店等における外国語講座の開催など、外国人の受入態勢の充実を図ることで、新しい生活様式に対応しつつ、外国人観光客との交流機会の拡充を図っていく必要があります。

施策の体系

国際交流社会
の推進

1 国際交流の環境づくり

2 国際化を担う人材育成と
交流活動の促進

主要施策

(1) 国際交流の環境づくり

- ①観光施設等への公衆無線LAN環境を整備し、観光客等の利便性の向上に努めます。
- ②観光地等で、外国語でのあいさつが行えるような場づくりに努めます。
- ③案内標識ガイドラインに沿って外国語表記を加えた案内看板設置に努めます。

(2) 国際化を担う人材育成と交流活動の促進

- ①学校教育や生涯学習により、国際理解に関する学習と外国語教育の充実に努めます。
- ②台湾新北市石門区とのホームステイ事業など、国際交流活動の推進と人材育成に努めます。
- ③共にまちづくりを担う一員として、町内在住外国人の参画を促します。
- ④交流団体の育成に努めるとともに、住民主導による国際交流推進の支援と拡大を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
案内看板新規設置数(累計)	箇所	—	10
町内在住外国人ネットワークの強化(累計)	組織	—	3

関連する
SDGs11 住み続けられる
まちづくりを9 産業と技術革新の
基盤をつくろう13 気候変動に
具体的な対策を17 パートナーシップで
目標を達成しよう

現状と課題

IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）、自動運転やドローン等などのいわゆる未来技術の急速な発展・普及により「Society5.0」を見据えた取り組みが求められています。

また、地域における様々な分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、生活の利便性向上と地域課題の解決が期待されています。

本町では、現状の情報化施設の高度化を推進していくため、伝送路の更新について事業展開を図っていますが、ICTの技術革新に対応した行政サービスの充実やICTデータを利活用した産業の活性化等の取り組みが十分とはいえません。今後は、5G、Society5.0等の社会動向を注視しながら、地域情報化を推進するための体制等を検討し、施策展開を図る必要があります。

施策の体系

地域情報化
社会の推進

1

推進体制の整備と
方向性の確立

2

ICTを利活用した
施策展開

3

ICTの効果的活用に向
けた情報基盤の拡充

主要施策

(1) 推進体制の整備と方向性の確立

- ① ICT利活用に関する情報を共有し、地域情報化を推進するための組織・体制を整備します。
- ② 地域情報化の指針となる基本計画及びアクションプランを策定し、施策の推進に努めます。

(2) ICTを利活用した施策展開

- ① ICTの活用により産業の活性化と社会システム変化に対応する好循環な社会を実現し、新たな価値を創出します。
- ② データの活用により地域資源の魅力向上を図り、地域の活力を高めます。
- ③ ライフステージに応じたICT利活用能力の向上により、誰もが安全・安心にICTとデータの恩恵を享受できる基盤を強化します。
- ④ 限られた人的資源で質の高い行政運営を実現するスマート行政を目指します。

(3) ICTの効果的活用に向けた情報基盤の拡充

- ① 耐災害性の強化及び高速通信網整備のため、町内全域の伝送路を同軸網から光ケーブル網に更新します。
- ② LPWA網を活用した防災情報伝達システムを整備し、住民への確実な情報発信や行政サービスの向上に努めます。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
基本計画及びアクションプラン数 (累計)	件	—	1
ICTを活用した新規施策数 (累計)	件	—	10
LPWA網を活用した取組数 (累計)	件	—	2

関連する
SDGs

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

4

質の高い教育を
みんなに

16

平和と公正を
すべての人に

現状と課題

本町では、まちづくりの重要な担い手である地域コミュニティのさらなる充実に向け、集落別対話の実施や各集落が策定する将来計画「集落元気プラン」に基づく活動支援等を行っています。今後は、集落活動への支援を継続するほか、地区公民館を中心とした集落連携の促進や町内の地域づくり団体の支援など地域の課題解決に向けた取り組みをさらに加速させる必要があります。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、まちづくりの担い手を確保するためには、ボランティア活動に対する町民の関心を高め、参加を促進するとともに、リーダーシップを発揮できる人材の育成や多様な主体のまちづくりへの参加と連携を促進するための環境づくりに努める必要があります。さらに、町外在住ながら本町のまちづくりと関わる「応援人口」の拡大を図るため、ホームページやSNS等を活用した情報提供の充実を図る必要があります。

施策の体系

みんなで築く
まちづくりの
推進

1 住民参加機会の形成・促進

2 広報・広聴活動の充実

3 地域コミュニティの充実

4 住民活動を補完する体制づくり

主要施策

(1) 住民参加機会の形成・促進

- ①新しい活力を生み出す豊かなふれあいの機会を創出します。
- ②より多くの住民が様々な活動に参加できるよう、情報共有に努めます。
- ③まちづくりに自主的・積極的に参加するための支援、体制づくりに努めます。

(2) 広報・広聴活動の充実

- ①広報紙や町のホームページについて、様々な世代を考慮した内容の充実に努めます。
- ②協働のまちづくりを推進するため、直接町民と対話する機会の充実に図ります。
- ③インターネットの活用や報道機関への情報提供など、様々な方法での町政情報の提供に努めます。

(3) 地域コミュニティの充実

- ①地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進します。
- ②「集落元気プラン」の策定や地区公民館、NPO等との連携を通して、集落や地域の現状、課題の把握に努めるとともに、相互の情報交換を図り、集落の自主的・自立的な活動を支援します。
- ③地域の課題解決のため、地域の担い手となる人材育成に努めます。
- ④安心して暮らせる地域づくりのため、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動等の様々な地域活動の支援を図ります。
- ⑤地域住民のふれあいの場、活動の場として、地区公民館を地域のコミュニティ施設として位置づけ、本施設の充実に努めます。
- ⑥転入者への案内や町内行事活動等を通じ、地域コミュニティの核である集落への加入を促進します。

(4) 住民活動を補完する体制づくり

- ①町外に住みながらも本町を応援してくれる人（応援人口）を創出し、住民や町と協働で地域の課題解決や魅力向上を図ります。
- ②若者や民間等の発想や視点を活かすため産学官連携等を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値(直近値)	目標値(R7年度)
集落元気プラン 策定集落数(累計)	集落	10	37
応援人口登録者数(累計)	人	—	1,200

関連する
SDGs

現状と課題

本町では、中期財政計画及び公共施設等総合管理計画を策定し、時代の流れに柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な行財政の運営を図っています。また、財政計画策定年次の総合振興実施計画ローリングを踏まえた行財政運営を図っています。町を取り巻く環境の変化や政策の追加、変更等によって適時の見直しが不可欠であり、将来の財政負担を考慮した中期財政計画を策定し、計画的な行財政運営を着実に遂行していかなければなりません。併せて、公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画に基づき、公共施設の適正管理を進めるとともに、指定管理者制度の活用を推進する必要があります。

職員の人材育成では、自治研修所、JIAM、さとまち研修等を実施しています。引き続き、職員の資質・能力向上に向け、研修の充実に努めるとともに、研修内容の職場等への還元の徹底を図る必要があります。また、再任用職員の状況と今後の定年延長を踏まえつつ、定員の適正化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大を背景とした新しい生活様式の普及の動きと合わせた働き方を検討、推進する必要があります。

情報の保護・活用にあたっては、庁内の情報施策の推進と情報セキュリティのさらなる強化に向けて、職員に対するセキュリティ研修を実施するとともに、ICTやAI、RPA等の先端技術の活用による業務の効率化、行政手続きのオンライン化等について検討を進めています。今後も、情報セキュリティに関する職員の意識向上に努めるとともに、サーバのクラウド化のさらなる推進やシステムの共同化など効率的なシステム運用を図る必要があります。

施策の体系

健全な
行財政運営の
推進

1 将来を担う人材の育成

2 持続可能な行財政の運営

3 健全な行政組織の運営

4 情報セキュリティの強化

主要施策

(1) 将来を担う人材の育成

- ①研修やOJTの活用により、自ら考え共に行動できる職員としての資質向上を図るとともに将来を担う人材の育成を推進します。
- ②人事評価制度や自己申告制度等を活用し、職員の能力が最大限発揮できる職場環境の構築を図ります。
- ③能動的に行動を起こし、住民の視点に立った行政事務を行うとともに、常に行政コストを考慮できる職員の意識改革を推進します。

(2) 持続可能な行財政の運営

- ①中長期的な視点で財政の収支見通しを立て、将来にわたって持続可能で安定した行財政運営を目指します。
- ②将来の財政負担を考慮するとともに、透明性の高い行財政運営を推進します。
- ③納税意識の高揚と厳正な滞納整理により、税の公平性担保と収入確保に努めます。
- ④納税者の利便性の向上を図るとともに、収納率向上と事務の効率化につなげるための新たな納付方法を検討し、導入に努めます。

(3) 健全な行政組織の運営

- ①定員の適正化指針に基づき、職員数の管理や適正な配置を図ります。
- ②公共施設等総合管理計画を策定し、施設の統廃合や、指定管理者制度の活用を推進し、公共施設の維持管理の適正化とさらなる民間委託の推進を図ります。
- ③事務の共同化、効率化を推進するため、嶺南市町とシステム共同化を検討します。

(4) 情報セキュリティの強化

- ①情報セキュリティ強化のため、職員研修の実施（人的対策）やセキュリティ強化のためのシステムを整備し（技術的対策）、様々な脅威から重要な個人情報データを守ります。
- ②クラウドサービス等の検討を行い、災害時の業務継続やバックアップの強化を図ります。

成果指標

指標	単位	基準値 (直近値)	目標値 (R7年度)
実質赤字比率	%	▲14.15	15%未満
連結実質赤字比率	%	▲39.32	20%未満
実質公債費比率	%	9.2	25%未満
将来負担比率	%	74.4	350%未満

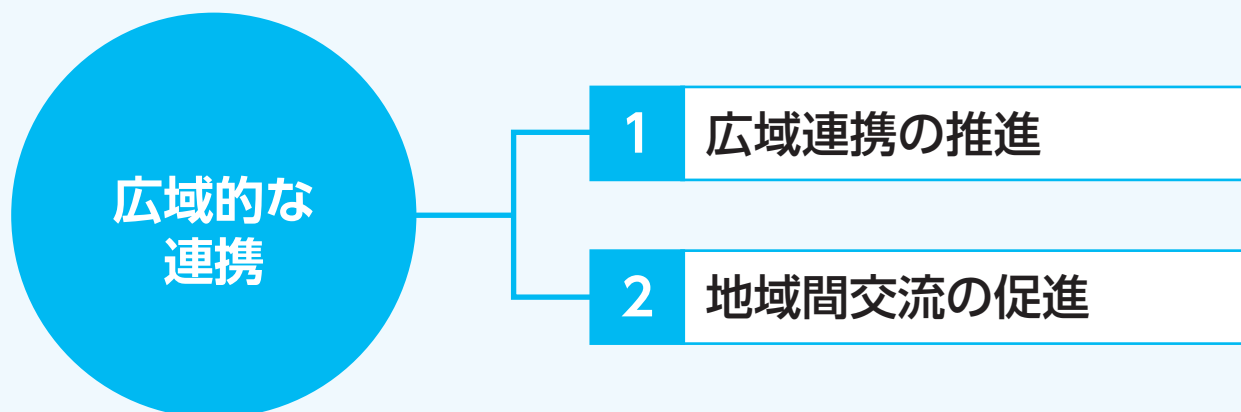
関連する
SDGs17 パートナーシップで
目標を達成しよう8 働きがいも
経済成長も9 産業と技術革新の
集積をつくらせよう11 住み続けられる
まちづくりを12 つくる責任
つかう責任

現状と課題

本町では、嶺南広域行政組合の活動による連携を行っているほか、岐阜県川辺町、奈良県広陵町との交流を行っています。今後は、北陸新幹線敦賀開業等を見据え、公共交通の充実や観光振興、北陸新幹線開業に向けた取り組みなどの共通ニーズに対し、広域的に連携しながら施策を実施していく必要があります。

今後、本町との関わりを深化させるためには、地域間交流の一層の活性化と併せ、定期的な情報発信や地域住民との交流が必要となります。

施策の体系



主要施策

(1) 広域連携の推進

- ① 嶺南地域における多様な広域的行政課題に対応するため、広域連携を強化します。
- ② 嶺南地域共通のニーズに合わせた広域事業を推進し、嶺南地域の振興・発展を目指します。

(2) 地域間交流の促進

- ① 今後も、本町の特色であるボート競技や観光を通じて、他の市町とスポーツ・文化・産業等の分野で交流を図っていきます。

資料編

美浜町振興計画審議会設置条例

○美浜町振興計画審議会設置条例

昭和44年6月30日
条例第12号

(設置)

第1条 美浜町における振興計画策定のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、美浜町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、美浜町の振興計画作成について調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、町議会議員、町の職員その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期及び失職)

第4条 委員は、振興計画の策定が終わったとき解任するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 町議会議員又はその他の役職に在ることによって委員となった者が、町議会議員でなくなり又は当該役職に在職しなくなったときは、同時に委員の職を失う。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織その他運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例

○地方自治法第96条第2項の規定による美浜町議会の議決すべき事件を定める条例

平成24年12月21日

条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、美浜町議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決事件の指定)

第2条 美浜町議会の議決すべき事件は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画（美浜町総合振興計画）の策定、変更又は廃止に関するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

審議会諮問文書

美ま乙第 121 号

令和元年7月25日

美浜町振興計画審議会会長 殿

美浜町長 戸嶋 秀樹

第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）について（諮問）

美浜町の計画的な財政投資と効率的で有効性のある行政運営のもと、社会情勢等の変化を踏まえ、持続可能で自立した美浜町を創り上げていくことを目指し、町民参画と協働の総合的な指針となる第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和3年1月26日

美浜町長 戸嶋 秀樹 様

美浜町振興計画審議会
会 長 山口 治和

第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）について（答申）

令和元年7月25日付美ま乙第121号で諮問のあった「第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）」について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりとりまとめたので、本計画実施にあたっての意見を下記に付し答申します。

記

- 1 第五次美浜町総合振興計画の基本構想にある町の将来像「みんなで 創り 絆ぎ 集う美し美浜」の実現に向けて、町民一人ひとりがまちづくりに参画できるよう、あらゆる機会を通じ計画の趣旨と内容の周知徹底を図られたい。
- 2 今後5年間のまちづくりにおいて、本町を取り巻く環境変化及び町民ニーズ等を的確に捉え、優先すべき施策について、集中的に展開を図られたい。
- 3 持続可能なまちづくりに向け、全施策の目標に関わる重要な要素として「SDGs」の理念に沿って、町民と行政がそれぞれ主体的に取り組めるよう理解促進に努められたい。
- 4 基本計画の実施においては、進捗状況や達成状況等を客観的に点検・評価し、次年度以降の行政運営に反映するとともに、町民に分かりやすく情報提供するよう努められたい。

①第1回「審議会」

- 月 日：令和元年7月25日（木）
- 場 所：美浜町役場
- 内 容：委嘱状交付、会長及び副会長選出
後期基本計画に係る諮問
策定について（趣旨、スケジュール、体制等）

②第1回「検討会議」【5部会合同】

- 月 日：令和元年7月30日（火）
- 場 所：美浜町役場
- 内 容：委嘱状交付、部会長選出
人口推移からみる本町の現状について
策定について（趣旨、スケジュール、体制等）

③町民アンケート

- 期 間：令和元年8月28日～9月13日
- 対 象：令和元年6月時点で満18歳以上の町民2,000人（無作為抽出）
- 回答数：885人

④転出者アンケート

- 期 間：令和元年10月15日～10月31日
- 対 象：平成26年4月1日～令和元年9月30日までに転出した18歳～49歳以下の500人（無作為抽出）
- 回答数：113人

⑤地域“あいあい”ほっとミーティング

- 内 容：人口推移（現状、将来推計）、まちの施策内容等を説明し町長と意見交換
- 期 間：令和元年7月～令和2年1月
- 参加者：1,119人（地域別対話289人、分野別対話45人、集落別対話785人）

⑥第2回「検討会議」【部会別】

- 月 日：令和2年1月14日（火）～17日（金）
- 場 所：美浜町役場
- 内 容：アンケート結果報告について
前期基本計画進捗状況について

⑦第2回「審議会」

月 日：令和2年1月27日（月）
場 所：美浜町役場
内 容：アンケート結果報告について
前期基本計画進捗状況について

⑧第3回「検討会議」【部会別】

月 日：令和2年2月18日（火）～21日（金）
場 所：美浜町役場
内 容：直近の人口動態について
第1期美浜創生総合戦略の進捗状況について

⑨第4回「検討会議」【部会別】

月 日：令和2年10月28日（水）～29日（木）
場 所：美浜町役場
内 容：後期基本計画優先施策について
後期基本計画分野別の内容について

⑩議会意見交換会

月 日：令和2年11月26日（木）
場 所：美浜町役場
内 容：前期基本計画の検証について
後期基本計画の方向性について

⑪第3回「審議会」

月 日：令和2年12月8日（火）
場 所：美浜町役場
内 容：前期基本計画の検証について
後期基本計画（案）について

⑫パブリックコメント

期 間：令和2年12月14日（月）～12月28日（月）
閲覧方法：町ホームページ、役場まちづくり推進課窓口
意 見：0件

⑬第4回「審議会」

月 日：令和3年1月15日（金）
場 所：美浜町役場
内 容：後期基本計画（案）について
後期基本計画成果指標について

⑭答申

月 日：令和3年1月26日（火）

場 所：美浜町役場

⑮議決

月 日：令和3年2月18日（木）

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）審議会委員名簿

令和元年度			令和2年度		
氏名	所属・役職名	審議会役職	氏名	所属・役職名	審議会役職
川畑 忠之	美浜町議会 議員		川畑 忠之	美浜町議会 議員	
梅津 隆久	美浜町議会 議員		梅津 隆久	美浜町議会 副議長	
山口 治和	美浜町区長会 会長	会長	山口 治和	美浜町区長会 会長	会長
平城 鹿次	美浜消防団 団長		平城 鹿次	美浜消防団 団長	
中村 一則	美浜町原子力環境 安全監視委員会 副会長		中村 一則	美浜町原子力環境 安全監視委員会 副会長	
石丸 悦子	美浜町赤十字奉仕団 委員長		石丸 悦子	美浜町赤十字奉仕団 委員長	
上田由美子	元みはま女性ネットワーク		上田由美子	元みはま女性ネットワーク	
仲嶋富士男	美浜環境パートナーシップ 会議 会長		仲嶋富士男	美浜環境パートナーシップ 会議 会長	
中谷 恒雄	美浜町都市計画審議会 会長		中谷 恒雄	美浜町都市計画審議会 前会長	
松田うめ子	美浜町食生活改善推進員 代表		松田うめ子	美浜町食生活改善推進員 委員	
坂田 俊明	美浜町社会福祉協議会 会長		坂田 俊明	美浜町社会福祉協議会 会長	
芝井あさ子	美浜町民生児童委員協議会 会長		芝井あさ子	美浜町民生児童委員協議会 会長	
北出 順子	美浜町国民健康保険運営 協議会 会長	副会長	北出 順子	美浜町国民健康保険運営 協議会 会長	副会長
橋本 富夫	(一社) 若狭美浜観光協会 会長		橋本 富夫	(一社) 若狭美浜観光協会 会長	
国川 清	わかさ東商工会美浜支所 会長	副会長	国川 清	わかさ東商工会美浜支所 会長	副会長
浅妻 孝彦	敦賀美方農業協同組合 常務理事		浅妻 孝彦	福井県農業協同組合 理事	
永井 賢一	美浜町漁業協同組合 代表理事組合長		永井 賢一	美浜町漁業協同組合 代表理事組合長	
兵庫千鶴子	美浜町教育委員会 委員		兵庫千鶴子	美浜町教育委員会 教育長職務代理者	
三善 盛勝	美浜町社会教育委員会 委員長		三善 盛勝	美浜町社会教育委員会 委員長	
今村 昌子	美浜町文化財保護委員会 副委員長		今村 昌子	美浜町文化財保護委員会 委員長	

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）検討会議委員名簿

部会	令和元年度				令和2年度			
	一般委員		庁内委員		一般委員		庁内委員	
	所属・役職名	氏名	所属・役職名	氏名	所属・役職名	氏名	所属・役職名	氏名
総務部会	美浜消防団女性活動班 班長	山田磨由美	総務課 課長補佐	片山真一郎	美浜消防団女性活動班 団員	山田磨由美	総務課 課長補佐	上野 和行
	NPO 法人ふるさと福井サポートセンター 監事	熊谷 誓成	総務課 課長補佐	上野 和行	NPO 法人ふるさと福井サポートセンター 監事	熊谷 誓成	総務課 課長補佐	関口 陽子
	郷市区自主防災会 防災リーダー	井村 秀雄	まちづくり推進課 課長補佐	本間 博美	郷市区自主防災会 防災リーダー	井村 秀雄	まちづくり推進課 課長補佐	本間 博美
	美方ケーブルネットワーク㈱ 取締役事業課課長	真田 邦彦	エネルギー政策課 課長補佐	木谷 浩章	美方ケーブルネットワーク㈱ 取締役事業課課長	真田 邦彦	エネルギー政策課 課長補佐	木谷 浩章
	福井県よろず支援拠点 コーディネーター 税理士	竹長 妙	税務課 課長補佐	大同 雅人	福井県よろず支援拠点 コーディネーター 税理士	竹長 妙	エネルギー環境教育体験館 参事・事務長	村上 篤志
						税務課 課長補佐	江南恵美子	
くらし・環境部会	美浜環境パートナーシップ 会議 委員	福高智恵美	住民環境課 課長補佐	西村 康政	美浜環境パートナーシップ 会議 委員	福高智恵美	住民環境課 課長補佐	西村 康政
	美浜町都市計画審議会 副会長	小畑 陽一	土木建築課 にぎわい拠点整備室 室長	渡辺 強	美浜町都市計画審議会 委員	小畑 陽一	土木建築課 参事	渡辺 強
	美浜町交通指導員 指導員	青池美千代	土木建築課 課長補佐	野原 泰夫	美浜町交通指導員 指導員	青池美千代	土木建築課 課長補佐	野原 泰夫
	NPO 法人ふるさと福井サポートセンター 代表理事	北山大志郎	上下水道課 課長補佐	髙本 均	NPO 法人ふるさと福井サポートセンター 代表理事	北山大志郎	にぎわい拠点整備室 室長補佐	竹内 正雄
	美浜町消費生活推進委員 委員	丸藤千賀子	上下水道課 課長補佐	芝井 太志	美浜町消費生活推進委員 委員	丸藤千賀子	上下水道課 課長補佐	髙本 均
						上下水道課 課長補佐	大同 雅人	
						上下水道課 課長補佐	芝井 太志	
福祉・健康部会	美浜町社会福祉協議会 常務理事 事務局長	宮下 直	税務課 課長補佐	江南恵美子	美浜町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	宮下 直	住民環境課 課長補佐	馬野さおり
	美浜町民生児童委員協議会 副会長	山口 郁美	住民環境課 課長補佐	馬野さおり	美浜町民生児童委員協議会 前副会長	山口 郁美	健康福祉課 参事	渡邊 理佳
	美浜町老人クラブ連合会 副会長	倉田 愛子	福祉課 課長補佐	渡邊 理佳	美浜町老人クラブ連合会 前副会長	倉田 愛子	健康福祉課 参事	西野 文隆
	美浜町保育連絡協議会 副会長	谷口 知紀	福祉課 課長補佐	関口 陽子	美浜町保育連絡協議会 前副会長	谷口 知紀	健康福祉課 課長補佐	武田 治和
	美浜町食生活改善推進員 委員	森川 良子	健康づくり課 課長補佐	山本 英子	美浜町食生活改善推進員 理事	森川 良子	子ども・子育てサポートセンター 副所長	川尻 宏和
	美浜町母子保健推進員 会長	田辺 美穂	東部診療所 事務長	加茂 知之	美浜町母子保健推進員 会長	田辺 美穂		
産業部会	美浜観光まちづくり会議 委員	宮下いづみ	美浜創生戦略課 課長補佐	西野 文隆	美浜観光まちづくり会議 委員	宮下いづみ	観光戦略課 参事	伊達 美鈴
	(一社)若狭美浜観光協会 事務局長	藤田 美穂	観光戦略課 課長補佐	武田 喜孝	(一社)若狭美浜観光協会 常務理事	木子 光博	観光戦略課 課長補佐	武田 喜孝
	わかさ東商工会美浜支所 経営指導員	川地 崇文	産業振興課 課長補佐	島田 貴志	わかさ東商工会美浜支所 主任	前田 修	産業振興課 課長補佐	島田 貴志
	美浜町農業担い手協議会 会長	浅妻 弘	産業振興課 課長補佐	川尻 宏和	美浜町農業担い手協議会 前会長	浅妻 弘	産業振興課 課長補佐	今井 健二
	美浜町漁業協同組合 参事	谷口 芳哉	産業振興課 課長補佐	今井 健二	美浜町漁業協同組合 参事	谷口 芳哉		
	れいなん森林組合二州支所 支所長	木村 康男			れいなん森林組合二州支所 支所長	木村 康男		
	(一社)三方五湖青年会議所 理事長	金吾 昌三			(一社)三方五湖青年会議所 前理事長	金吾 昌三		
教育・文化部会	美浜町サッカー協会 理事	山口真之介	教育政策課 課長補佐	浜野 有美	美浜町サッカー協会 理事	山口真之介	教育委員会事務局 事務局長補佐	瀬戸 慎一
	美浜町 PTA 連合会 会長	上田 隆弘	教育政策課 課長補佐	瀬戸 慎一	美浜町 PTA 連合会 前会長	上田 隆弘	教育委員会事務局 事務局長補佐	大同美智代
	美浜町子ども会育成連絡 協議会 会長	知場 孝治	若狭国古城歴史資料館 館長	大野 康弘	美浜町子ども会育成連絡 協議会 前会長	知場 孝治	給食センター 所長	佐々木完裕
	なびあす自主文化事業企画 委員会 委員	谷口 篤美	生涯学習課 課長補佐	大同美智代	なびあす自主文化事業企画 委員会 委員	谷口 篤美	総合運動公園管理事務所 所長	塩浜 洋一
	図書館協議会 委員	重兼 和美			図書館協議会 副委員長	重兼 和美	歴史文化館 副館長	松葉 竜司
	美浜町人権尊重啓発協議会 会長	河合 政志			美浜町人権尊重啓発協議会 会長	河合 政志	若狭国古城歴史資料館 館長	大野 康弘

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

第五次美浜町総合振興計画（後期基本計画）策定委員会委員名簿

令和元年度			令和2年度		
役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
委員長	西村 正樹	副町長	委員長	西村 正樹	副町長
副委員長	森本 克行	教育長	副委員長	森本 克行	教育長
委員	竹本 治和	総務課長	委員	彦惣 弘明	総務課長
//	堀田 高史	まちづくり推進課長	//	丸木 大助	まちづくり推進課長
//	野原佐智夫	美浜創生戦略課長	//	片山真一郎	エネルギー政策課長
//	彦惣 弘明	エネルギー政策課長	//	山口れい子	税務課長
//	瀬戸 睦	税務課長	//	浜野 利彦	住民環境課長
//	田辺 正	住民環境課長	//	伊藤 善幸	健康福祉課長
//	伊藤 善幸	福祉課長 健康づくり課長	//	山本 英子	子ども・子育て サポートセンター所長
//	今安 宏行	観光戦略課長	//	吉野 徳恭	観光戦略課長
//	丸木 大助	産業振興課長	//	今安 宏行	産業振興課長
//	野村 治和	土木建築課長	//	野村 治和	土木建築課長
//	窪 安和	上下水道課長	//	窪 安和	上下水道課長
//	渡辺 直史	教育政策課長	//	浜野 有美	教育委員会事務局長
//	山口れい子	生涯学習課長	//	川崎 宏和	議会事務局長
//	木子 光博	議会事務局長	//	瀬戸 睦	会計管理者
//	川崎 宏和	会計管理者			

はじめに

基本構想

基本計画
基本目標 1

基本計画
基本目標 2

基本計画
基本目標 3

基本計画
基本目標 4

基本計画
基本目標 5

基本計画
基本目標 6

資料編

第五次美浜町総合振興計画 後期基本計画

計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

令和3年3月発行

発行：美浜町まちづくり推進課 〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25
電話：0770-32-1111 FAX：0770-32-115 ホームページ：<https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>



みんなで

作る絆集う

美しい浜